

大仙市こども計画（案）

～大仙市こども計画の策定にあたって～

※調整中（計画策定にあたっての大仙市長メッセージを掲載します）

目次

第1章 こども計画について

1	計画策定の趣旨.....	2
2	計画の位置づけ.....	3
3	計画の対象者.....	5
4	計画の期間.....	5
5	計画の進行管理.....	5
6	SDGsの理念に沿った計画の推進.....	6

第2章 大仙市の現状

1	人口の動向.....	8
2	母子・父子世帯の状況.....	11
3	就労の状況.....	12
4	障がいや困難を抱えるこどもの状況.....	13
5	こども・若者や家庭を取り巻く状況（ニーズ調査の結果）.....	14
6	こども・若者・保護者の意識・意向.....	22

第3章 計画が目指すもの

1	基本理念.....	34
2	こどもまんなか社会.....	34
3	基本的な視点.....	36
4	基本目標.....	37
5	計画の実現に向けた各自の責務、役割.....	37
6	計画の体系.....	40

第4章 取組の方向性と施策

- 基本目標Ⅰ すべてのこどもの生まれ持った環境に左右されることのない幸せな成長を支えます
【すべての成長過程（ライフステージ）を通した支援】 43
- 基本目標Ⅱ こどもを誰もが安心して産み育てることができる環境をつくります
【こどもの誕生前から幼児期における支援】 57
- 基本目標Ⅲ こどもの健やかな成長と郷土を愛する豊かな心の育ちを支援します
【こどもの学童期・思春期における支援】 64
- 基本目標Ⅳ 将来に夢と希望を持つ若者を応援します
【こどもの青年期における支援】 70
- 基本目標Ⅴ 安心感と自己肯定感を持てる、ゆとりある子育てをサポートします
【子育て当事者に対する支援】 77

第5章 大仙市こども・子育て支援事業計画 ～ニーズとサービス量の見込み～

- 1 教育・保育提供区域の設定 90
- 2 量の見込みと確保の方策 93

資 料 編

- 1 意見聴取結果 119
- 2 大仙市子ども条例 129
- 3 大仙市子ども・子育て会議条例 132
- 4 大仙市子ども・子育て会議委員名簿 134

第1章

こども計画について

1 計画策定の趣旨

こどもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、大きな可能性を秘めています。こどもが、本市の豊かな自然の中で、先人のたゆまぬ努力によって培われた伝統や文化を守り、人々との触れ合いを大切にしながら、次代を担う若者へと心豊かにたくましく健やかに成長することは、全ての市民の願いです。

本市では、全ての市民がこどもの権利を尊重し、多様な問題からこどもを守りながら健やかな育ちを支えるとともに、地域社会が一体となって子育てに適した環境を整えなければならないとの思いから、平成26年3月に「大仙市子ども条例」を制定し、こども及び子育てに関する基本理念を定め、こども施策の総合的な推進に努めてきました。

また、条例に定められた基本理念を具体的に推進する基本計画として、「大仙市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育所や子育てサービスの計画的な整備を進めてきたほか、社会問題として顕在化したこどもの貧困問題に対処するため、「大仙市子どもの貧困対策に関する推進計画」を策定し、様々な課題に対応しながら、こどもが心豊かで健やかに育つことができ、子育てに夢や喜びを感じることができるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、コロナ禍や物価高騰の影響もあり加速する少子化や、核家族、夫婦共働き世帯の増加等による家庭環境の変化、地域社会のつながりの希薄化などにより、こども・若者や子育て世帯を取り巻く環境は絶えず変化しています。

このような社会の変化により、子育てに不安や悩みを抱える家庭をはじめ、様々な困難や社会環境にいるこども・若者が増えており、こどもの貧困問題をはじめ、ニートやひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題、ヤングケアラー、児童虐待、いじめ、不登校等、複雑化・多様化する問題やニーズに対し、より包括的な視点で柔軟に対応することが求められています。

こうした中、国においては、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、こども・子育て支援の推進体制が着実に整備されてきており、こどもの権利を包括的に定めた「こども基本法」と、同法に基づく「こども大綱」が制定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向け大きな一歩を踏み出しました。

この「こども基本法」において、市町村は「こども大綱」を勘案し「市町村こども計画」の策定に努めるよう定められており、本計画は、こども施策に全体として統一的に横串を刺し、より総合的な視点から課題を捉えるため、前述した2つの法定計画を包含し、こども・子育て施策に関する総合計画として定めるものです。

次世代を担う全てのこどもが、生まれ育った環境に左右されることなく、個人として尊重され、夢と希望を持って心身ともに健やかに成長していくことを願い、また、家庭や子育てに夢を持ち喜びを実感できるまちづくりを目指し、本計画のもとで着実に取組を進めてまいります。

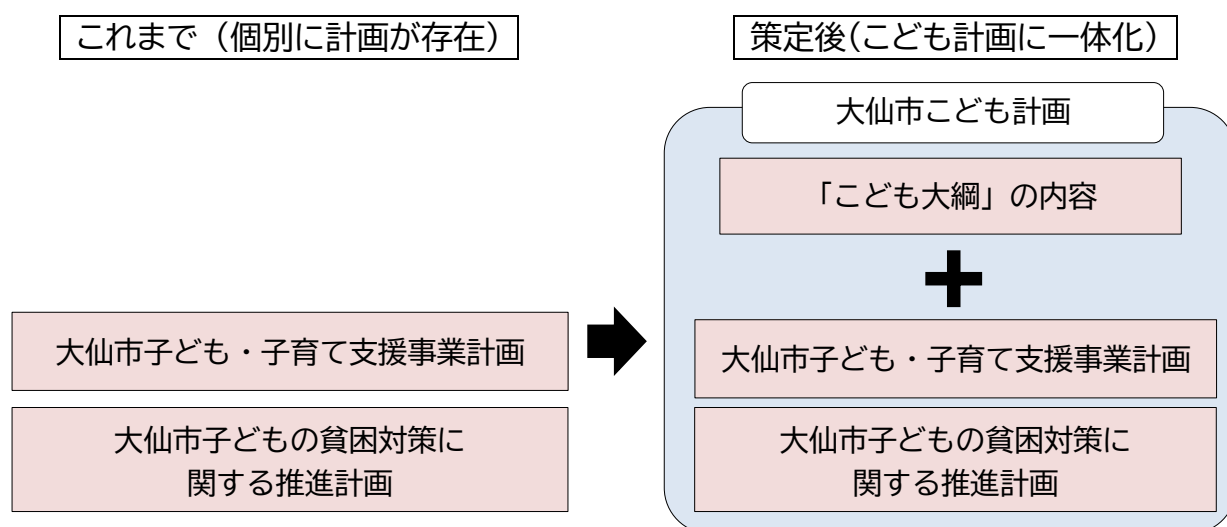
2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、こども基本法第3条に規定される基本理念を踏まえ、同法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定します。

また、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含した計画として策定します。

【計画のイメージ】



・こども基本法（抜粋）

（都道府県こども計画等）

第10条第2項 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

・子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋）

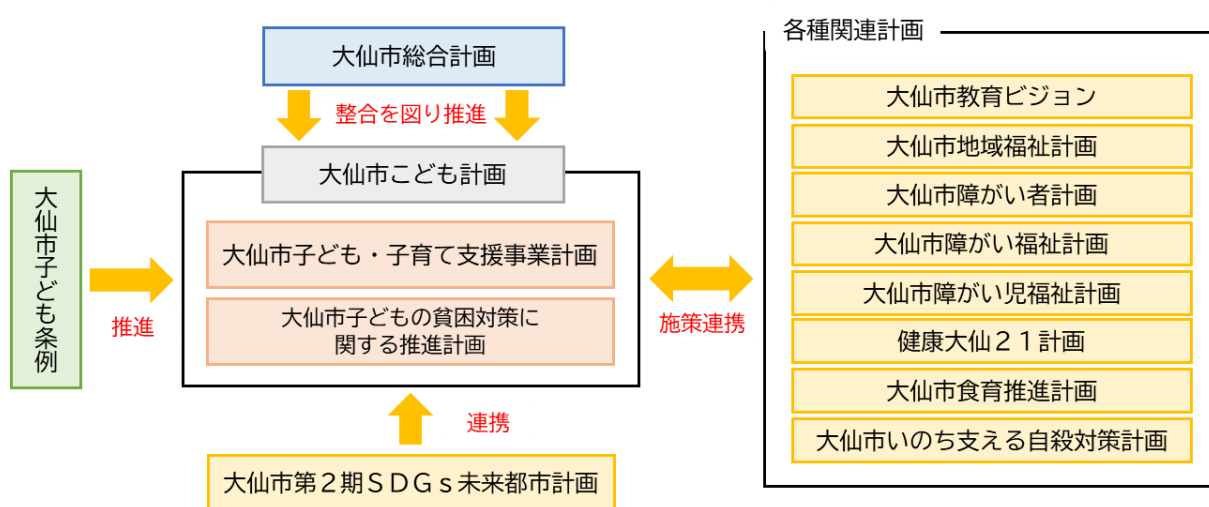
（都道府県計画等）

第10条第2項 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(2) 関連計画との関係

本計画は、大仙市総合計画の部門別計画であるとともに、平成26年3月に公布された「大仙市子ども条例」に定められた基本理念を具体的に推進する基本計画としての性質を持ち合わせており、こども・子育てに係る総合計画として、各計画との整合を図りながら、策定します。

なお、その推進にあたっては、令和7年2月に策定した「大仙市第2期SDGs未来都市計画」とも連携を図り、SDGsの目的達成のための視点をもちながら取組を進めていきます。



3 計画の対象者

本計画は、こども・若者と子育て当事者（保護者を含む）を対象とし、次のとおり定義します。

- こ ど も … こども基本法の趣旨を踏まえ、本計画においても「心身の発達の過程にある者」をいい、対象者の年齢に上限は設けないものとします。
なお、本計画では原則、「こども」の表記を用いますが、法令に根拠がある語や固有名詞などを用いる場合については、「子ども」の語を用いる場合があります。
- 若 者 … 概ね39歳までを想定しています。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせることがあるほか、市民、地域活動団体、事業者等も連携や支援の対象となることがあります。
- 保 護 者 … 法的にこどもの保護を行う義務のある者（親権者など）を言います。
- 子育て当事者 … 保護者を含む子育てに関わる者を広く指します。
（例：祖父母など）

4 計画の期間

国の「こども大綱」が、今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等について取りまとめたものであることを踏まえ、本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会経済情勢や市を取り巻く環境の変化、こども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、計画に掲げた施策・事業の実施状況や課題・成果等を確認し、庁内関係部署で組織する「子育て支援制度等検討会議」や子育て当事者や教育・保育事業の関係者等で構成する「大仙市子ども・子育て会議」において共有するほか、効果などについて検証します。また、PDCAの考え方を踏まえて評価・点検を行い、必要に応じて取組内容の見直しや改善を行うとともに、新規事業の必要性なども検討します。

なお、「第5章 大仙市子ども・子育て支援事業計画 ～ニーズとサービス量の見込み～」については、年度ごとに実施状況をまとめ、「大仙市子ども・子育て会議」において目標達成状況などについて点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

6 SDG sの理念に沿った計画の推進

本市は、SDG sの達成に向けて優れた取組を提案した自治体の一つとして、令和4年度に「SDG s未来都市」に選定され、「Well-being※」にあふれる持続可能なまちの実現に向けて取組を進めています。

本計画においても、SDG sの理念や視点を取り入れながら、施策に取り組みます。

【本計画に関連する達成目標】



目標1

貧困をなくそう



目標4

質の高い教育をみんなに



目標10

人や国の不平等をなくそう



目標16

平和と公正をすべての人に



目標3

すべての人に健康と福祉を



目標5

ジェンダー平等を実現しよう



目標11

住み続けられるまちづくりを

※ ウェルビーイング（Well-being）

身体的、精神的、社会的にすべてが満たされた状態。多面的・持続的な幸福。

第2章

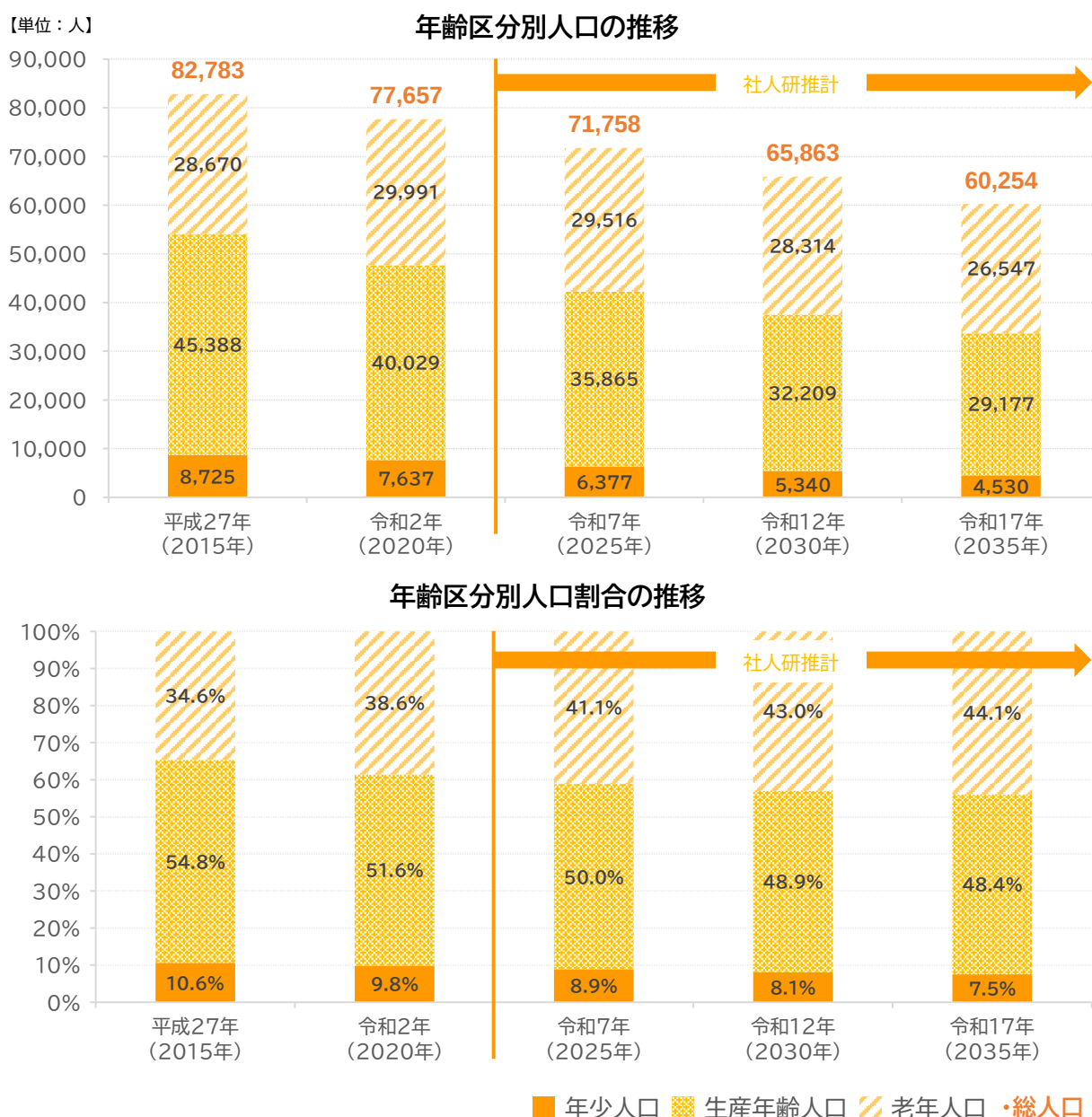
大仙市の現状

1 人口の動向

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成27年（2015年）時点で82,783人でしたが、令和2年（2020年）時点には77,657人と8万人を割り込み、年少人口（0歳～14歳）の割合も減少しています。一方、老年人口（65歳以上）の割合は年々増加しており、少子高齢化が進んでいます。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、本市の総人口は今後も減少傾向が続き、令和17年（2035年）には約6万人になることが予想されています。

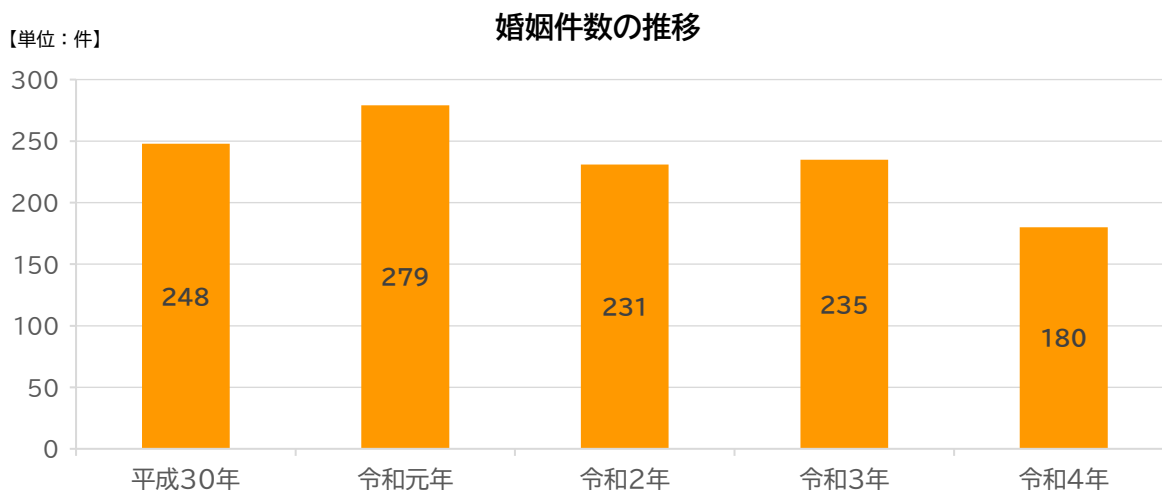


出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在） 注：不詳補完値を用いている。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」【令和7年以降】

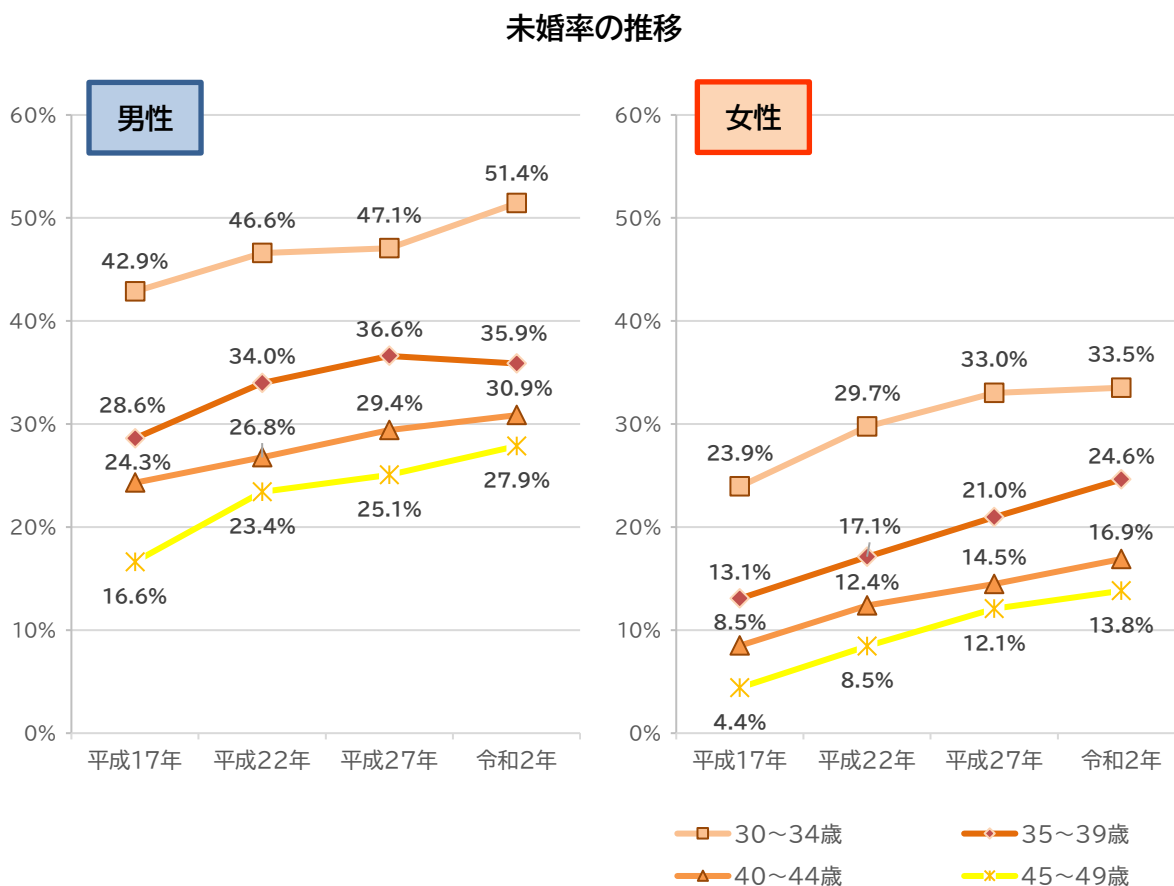
(2) 婚姻の動向

本市の婚姻件数は減少傾向にあり、令和4年には直近5年間で初めて200件を割り込みました。



出典：秋田県「秋田県衛生統計年鑑」(各年1～12月)

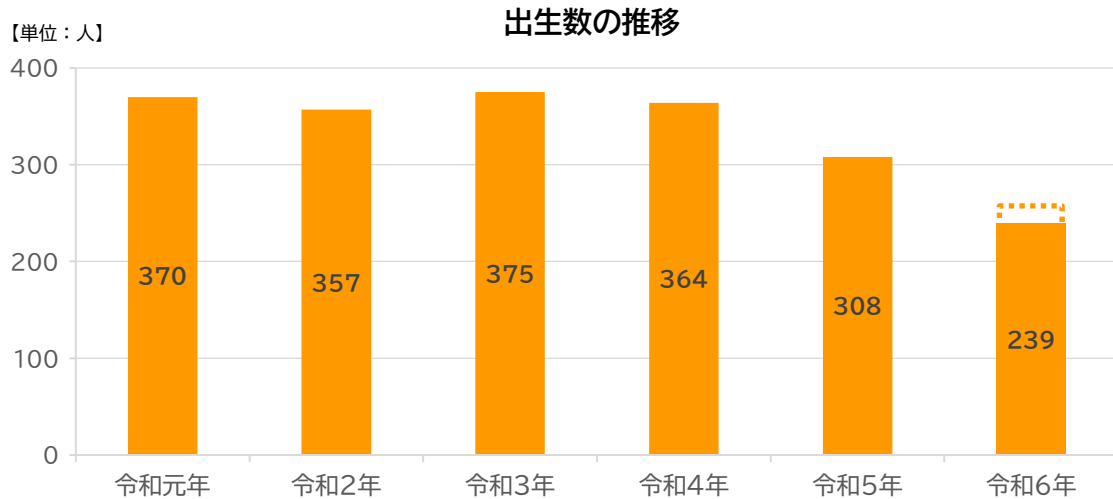
本市の未婚率は各年代とも上昇傾向にあり、特に男性の30～34歳における平成27年から令和2年にかけての上昇幅が4.3%と大きくなっています。



出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

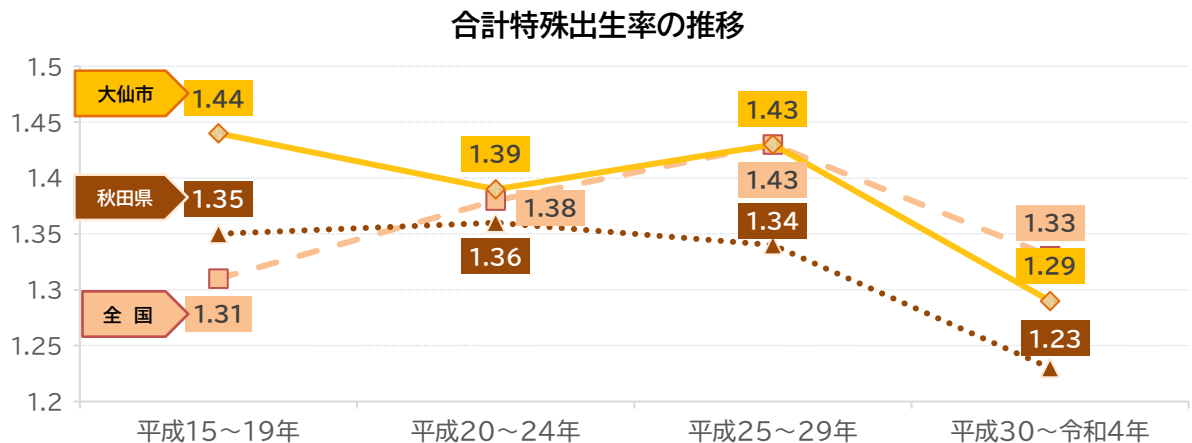
(3) 出生の動向

本市の出生数は減少傾向にあり、令和に入ってから400人を超えることなく推移し、令和5年には308人まで減少しています。



出典：大仙市市民部市民課（各年1～12月）

一人の女性が生涯に産むこどもの数の推定値である合計特殊出生率を見ると、平成25～29年から平成30～令和4年にかけて、全国、秋田県、本市とも大きく減少しており、本市は減少幅が0.14と最も大きくなっています。

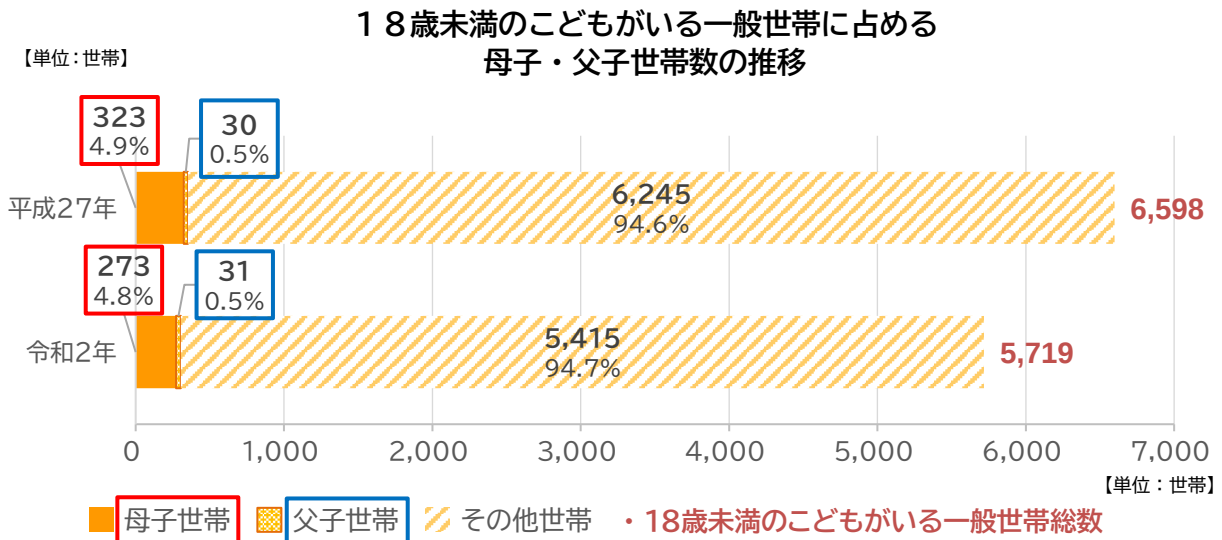


出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

—■— 全国 ●●● 秋田県 —◇— 大仙市

2 母子・父子世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯のうち、母子世帯が占める割合は平成27年で323世帯（構成比4.9%）、父子世帯は30世帯（同0.5%）となっていました。その後、令和2年には18歳未満の子どもがいる一般世帯の全体数は減少しているものの、母子世帯及び父子世帯が占める割合はほぼ変化がありませんでした。

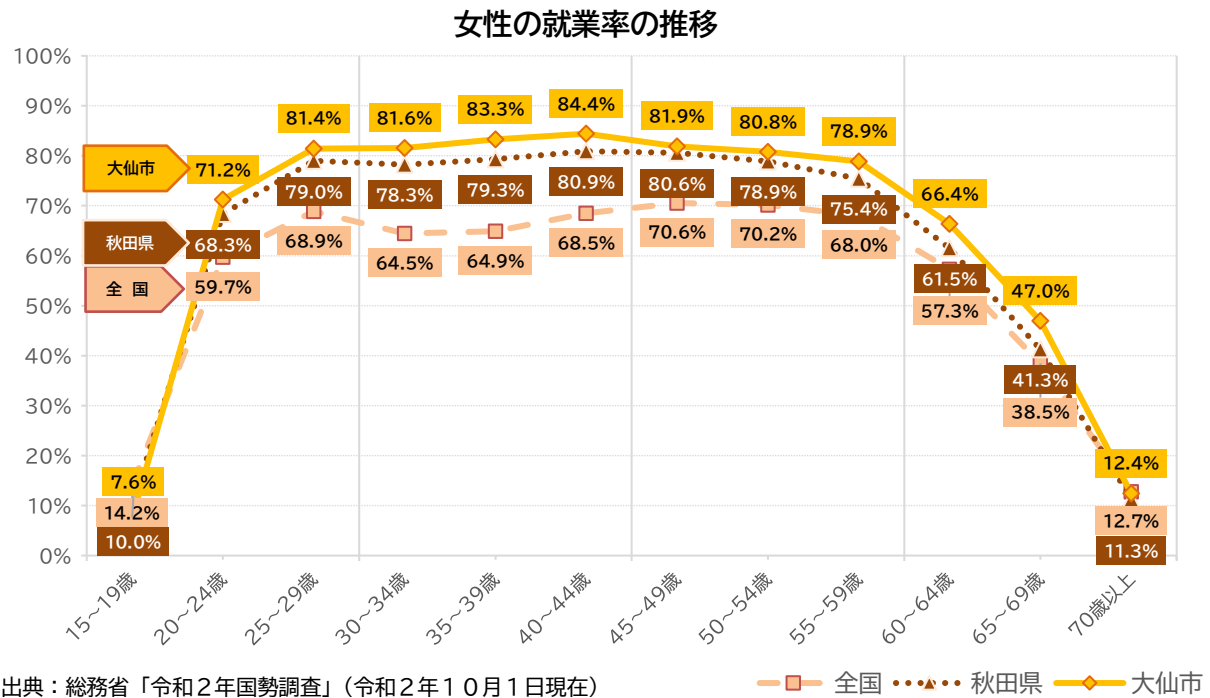


出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

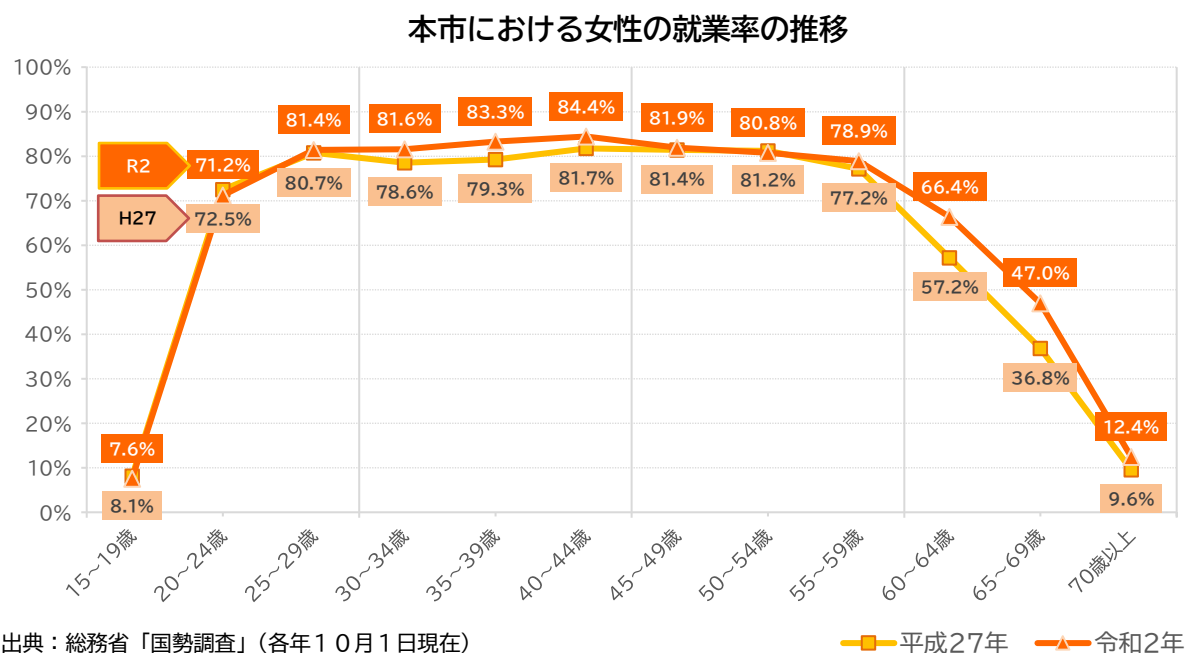
※ 「一般世帯」とは、寮や病院などの施設等の世帯を除いた世帯をいう。

3 就労の状況

女性が結婚や子育てを理由に離職することで生じるいわゆる「M字カーブ」は、令和2年国勢調査によると、本市においては、全国に比べるとカーブが緩やかになっており、「15～19歳」、「70歳以上」を除く全ての年代で全国及び県より女性の就業率が高くなっています。



本市における女性の就業率について、平成27年と比較すると、令和2年は30～44歳並びに60～69歳の区分でカーブが緩やかになっており、就業率が上昇しています。



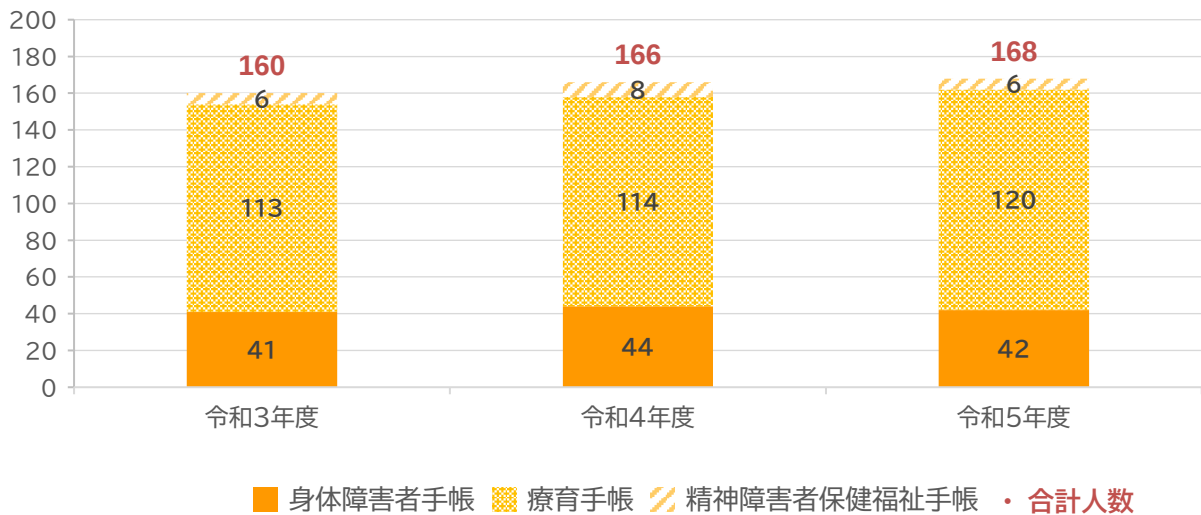
4 障がいや困難を抱えるこどもの状況

(1) 障がい児の状況

障がい児とは、身体や精神等の障がいや知的障がいなどがある18歳未満のこどもを言います。本市における障がい児の人数は、直近3年間の推移を見ると、ほぼ横ばいで推移しています。

【単位：人】

障がい児数の推移



出典：「大仙市の福祉」（各年度末現在）

(2) ヤングケアラーの状況

本市で家族のお世話をしている児童・生徒は、令和4年度実施の実態調査によると、小学4年生から高校3年生までの回答者約3,000人のうち、同居している家族をお世話をしているのが50人、同居以外の家族をお世話をしているのが10人で、合わせて60人いました。

上段：人 下段：%	同居家 に 住 ん で い る 家 族 の 中 に い る	同居家 に 住 ん で い る 家 族 の 中 に は い な い が、 ほ か に い る	い な い	無 回 答	回 答 者 計
小学生	23 2.3	6 0.6	946 94.8	23 2.3	998 100.0
中学生	19 1.4	3 0.2	1,289 96.8	20 1.5	1,331 100.0
高校生	8 1.2	1 0.2	651 97.9	5 0.8	665 100.0
合計	50 1.7	10 0.3	2,886 96.4	48 1.6	2,994 100.0

出典：大仙市「令和4年度ヤングケアラー実態調査」

5 こども・若者や家庭を取り巻く状況（ニーズ調査の結果）

（１）調査概要

調査目的

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）により、全ての自治体は、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間で1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされました。

本市では、平成27年3月に「大仙市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度から令和元年度までを第1期、令和2年度から令和6年度までを第2期として、計画に沿って、子育て支援政策を進めてきました。

今回、第3期となる「大仙市子ども・子育て支援事業計画」と、それを包含する「大仙市こども計画」を策定するにあたり、子育てをされている保護者の方の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」と「今後の利用希望」を把握するとともに、前回調査との比較を行い、今後必要となる教育・保育・子育て支援の量の見込の算出と、計画策定の参考とするために実施しました。

調査結果は「第5章 大仙市子ども・子育て支援事業計画 ～ニーズとサービス量の見込み～」における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「提供体制の確保の内容」の設定に活用しています。

調査方法

- ① 調査対象 市内の就学前児童がいる全世帯
(2人以上児童がいる世帯は、年齢が下の子を対象とする)
- ② 対象世帯数 1,919世帯
- ③ 調査実施時期 令和5年8～9月
- ④ 調査方法 保育園などを利用している世帯：各施設に依頼し、配付・回収
入園していない世帯：郵送により配付・回収

回収結果

	配付数	回答数	回答率
教育・保育施設を利用している世帯※	1,703	1,262	74.1%
いずれも利用していない世帯	216	122	56.5%
計	1,919	1,384	72.1%

※「教育・保育施設を利用している世帯」には、認可外保育施設を利用している世帯を含む。

注意事項

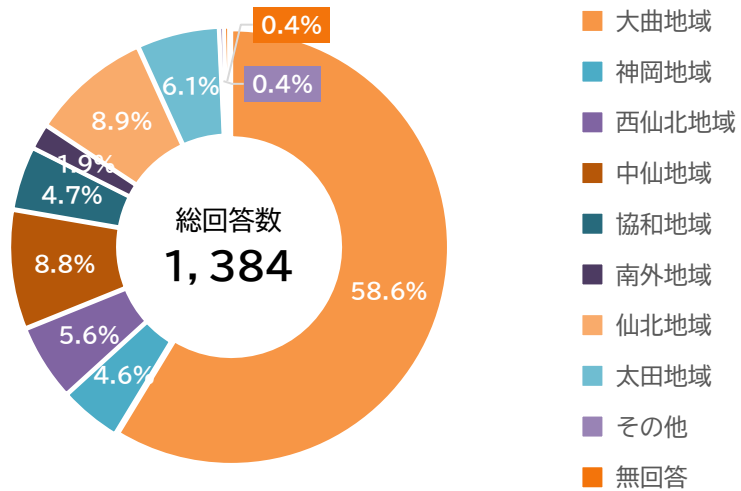
- ① 設問の構成比(%)については、小数点第2位以下を四捨五入して表記している。
- ② 単一回答の設問における構成比(%)は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計は必ずしも100.0%になっていない場合がある。
- ③ 複数回答の設問における構成比(%)は、集計対象数に対する回答数の比率を示すものであり、その合計は100.0%を超えることがある。

(2) 調査結果（一部抜粋）

■居住している地域について

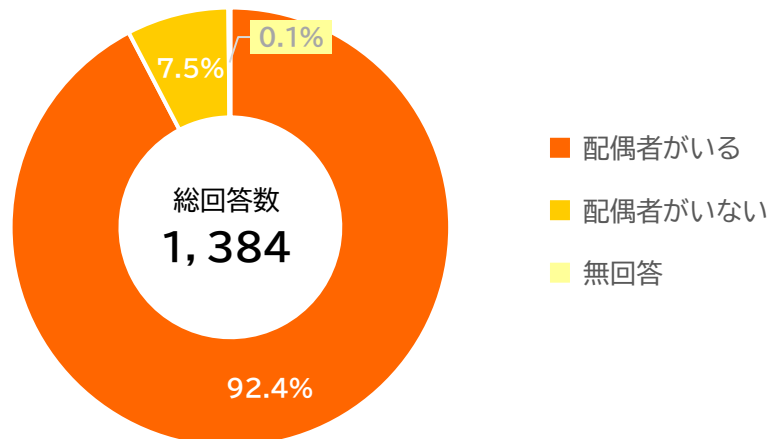
大曲地域が58.7%と半数以上を占めています。

次いで、「仙北地域」が8.9%、「中仙地域」が8.8%となっています。



■保護者の配偶関係について

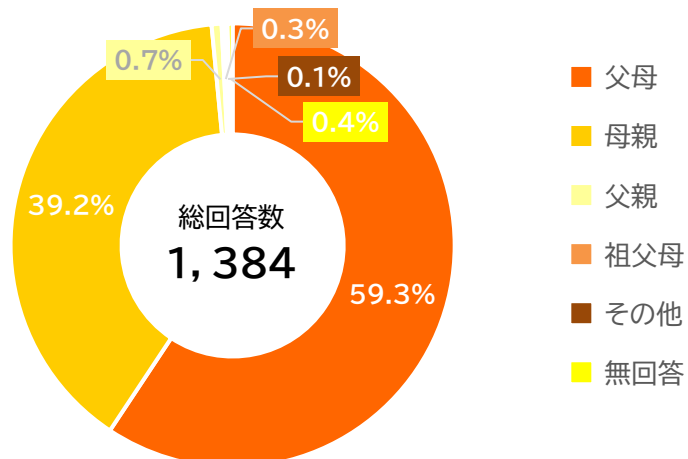
「配偶者がいる」が92.3%、「配偶者がいない」が7.5%となっています。



■子育て（教育を含む）を主に行っている方について

「父母」が59.3%と最も多くなっており、前回調査（56.0%）よりも増加しています。

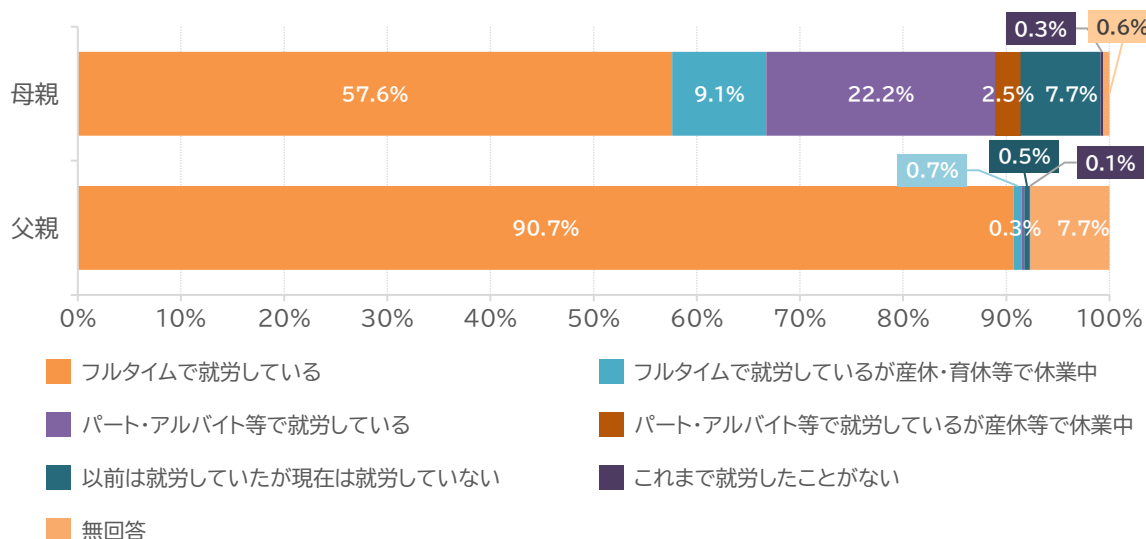
次いで、「母親」が39.2%となっている一方、「父親」は0.7%にとどまっています。



■保護者の就労状況について

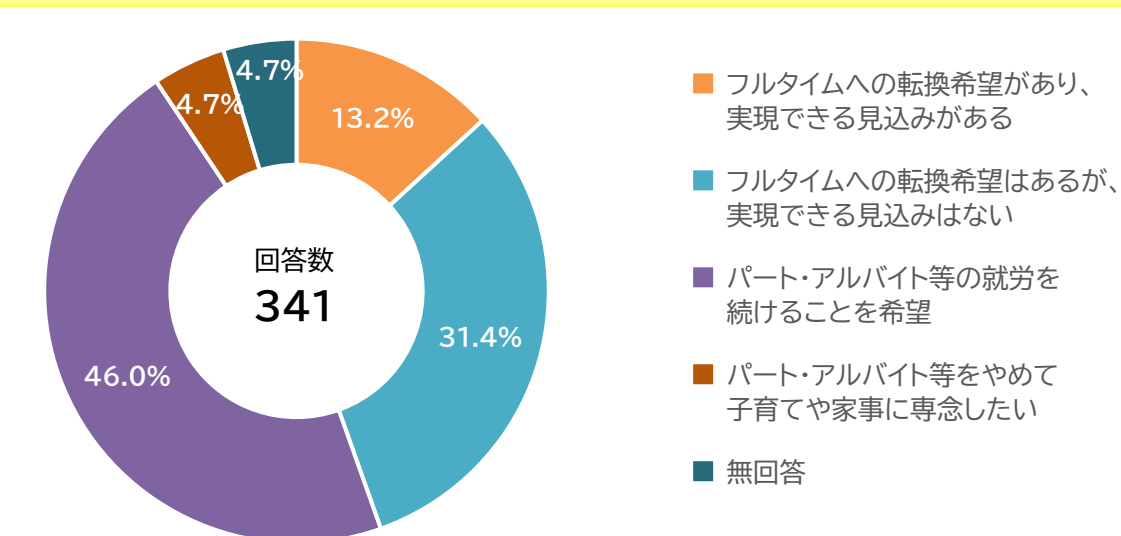
母親、父親とも「フルタイムで就労している」が最も多くなっており、母親は57.6%、父親は90.7%となっています。

母親は、「パート・アルバイト等で就労している」が22.2%となっています。また、「フルタイムで就労しているが産休・育休等で休業中」が9.1%、「以前は就労していたが現在は就労していない」も7.7%となっており、出産などにより休業や退職される方も多いことがうかがえます。



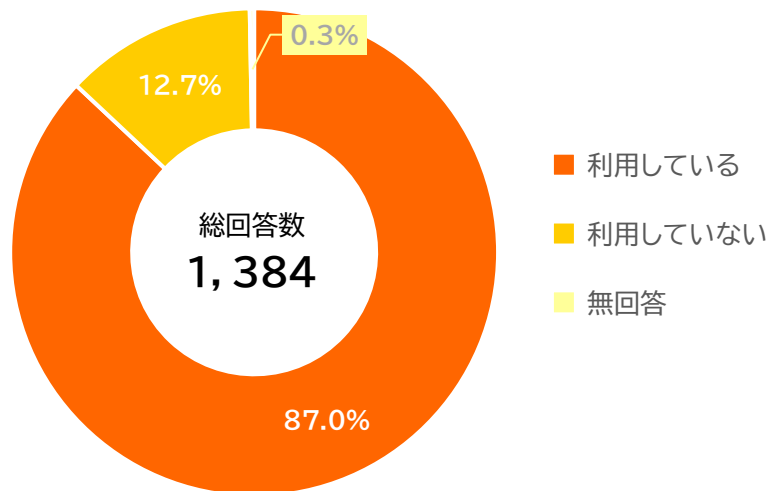
■母親の就労希望について

パート・アルバイト等で就労しているまたは就労しているが産休等で休業中と回答した母親のうち、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が46.0%で最も多く、次いで、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が31.4%となっています。何らかの形で就労を続けたい、今より長く働きたいと考えている方が多いことがうかがえます。

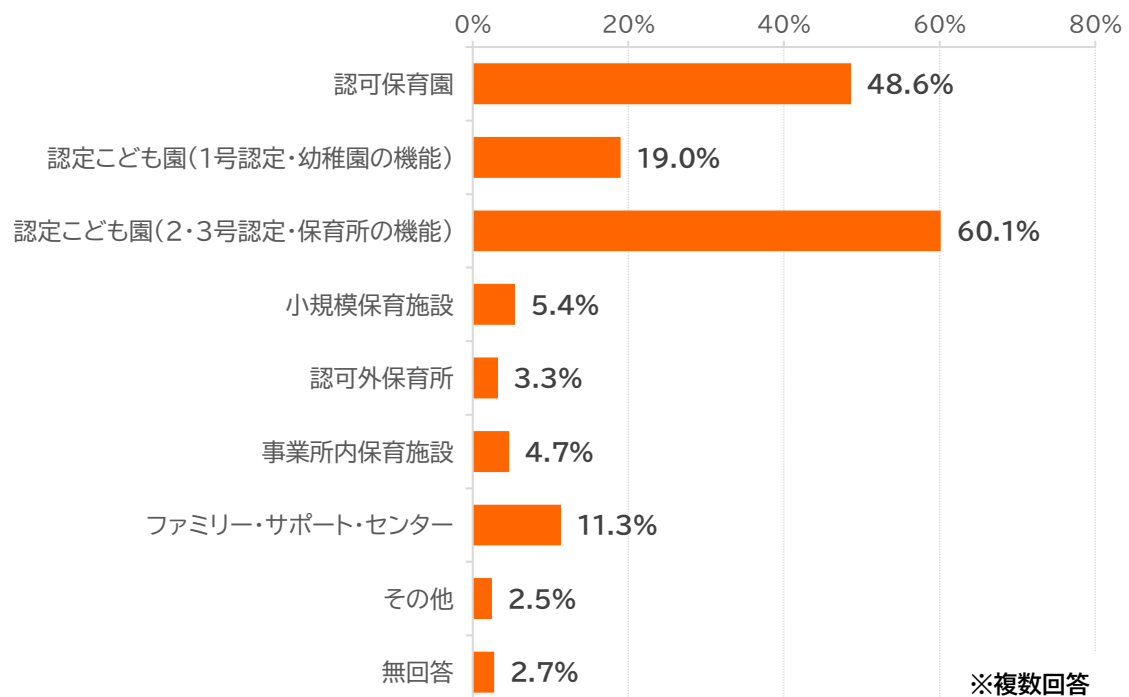


■こどもの教育・保育事業の利用状況について

現在、保育園などの教育・保育事業を定期的に利用している世帯は87.0%となっており、前回調査(78.9%)よりも割合が上昇しています。

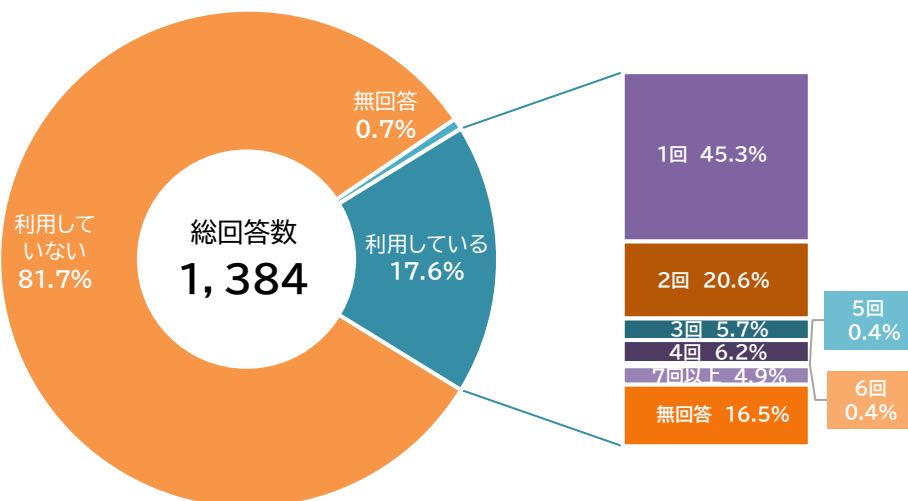


また、現在の利用状況にかかわらず、利用したいと考える事業は「認定こども園(2・3号認定・保育所の機能)」が60.1%となっています。次いで、「認可保育園」が48.6%となっています。

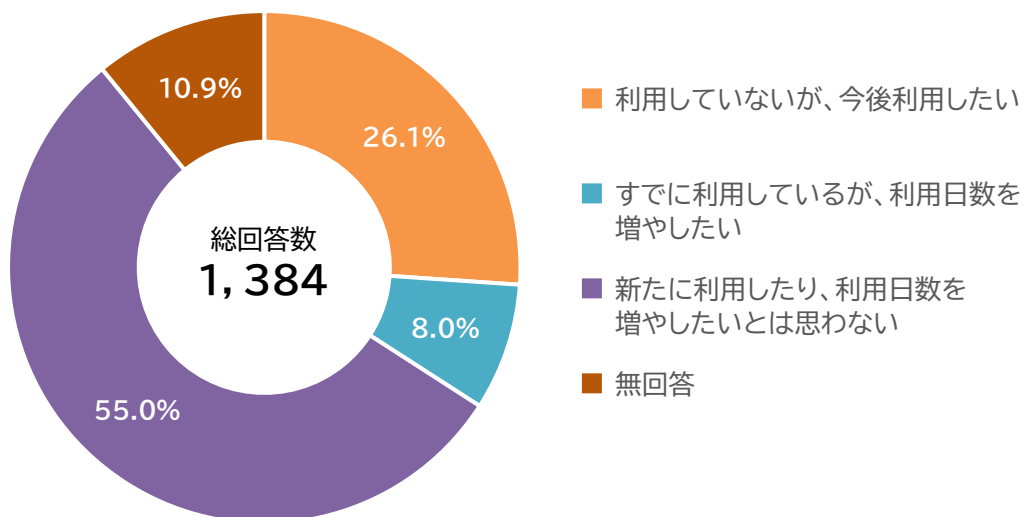


■子育て支援拠点施設や子育て支援センターの利用状況について

子育て支援拠点施設や子育て支援センターを利用されている方は17.6%となっています。利用されている方のうち、1か月あたりの利用回数は、1回が45.3%と最も多くなっています。



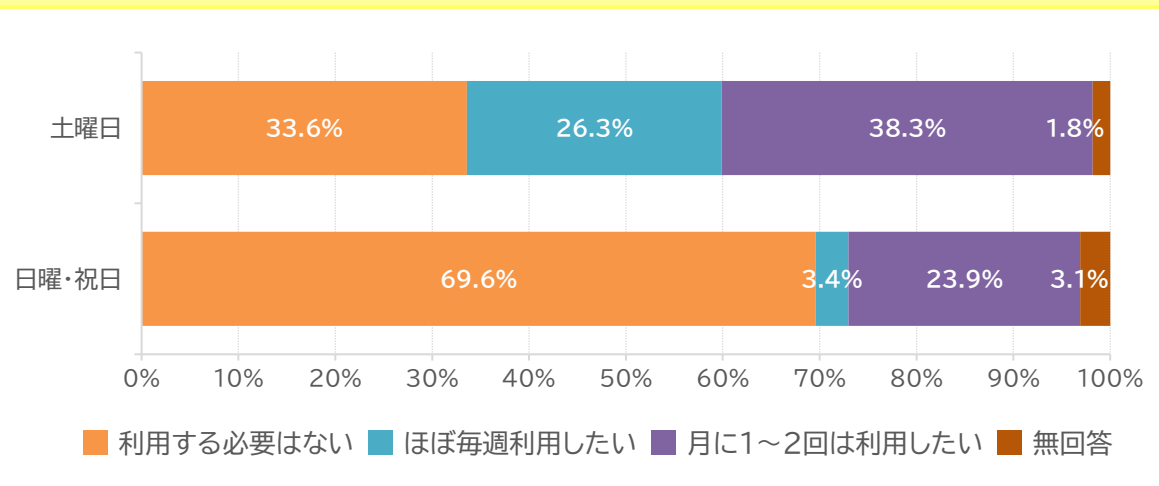
現在利用していない方のうち、今後利用したいと思う方は26.1%となっていますが、利用している方のうち利用日数を増やしたい方は8.0%にとどまっており、より多く利用されるような工夫が必要です。



■土曜日、日曜日・祝日における定期的な教育・保育事業の利用希望について

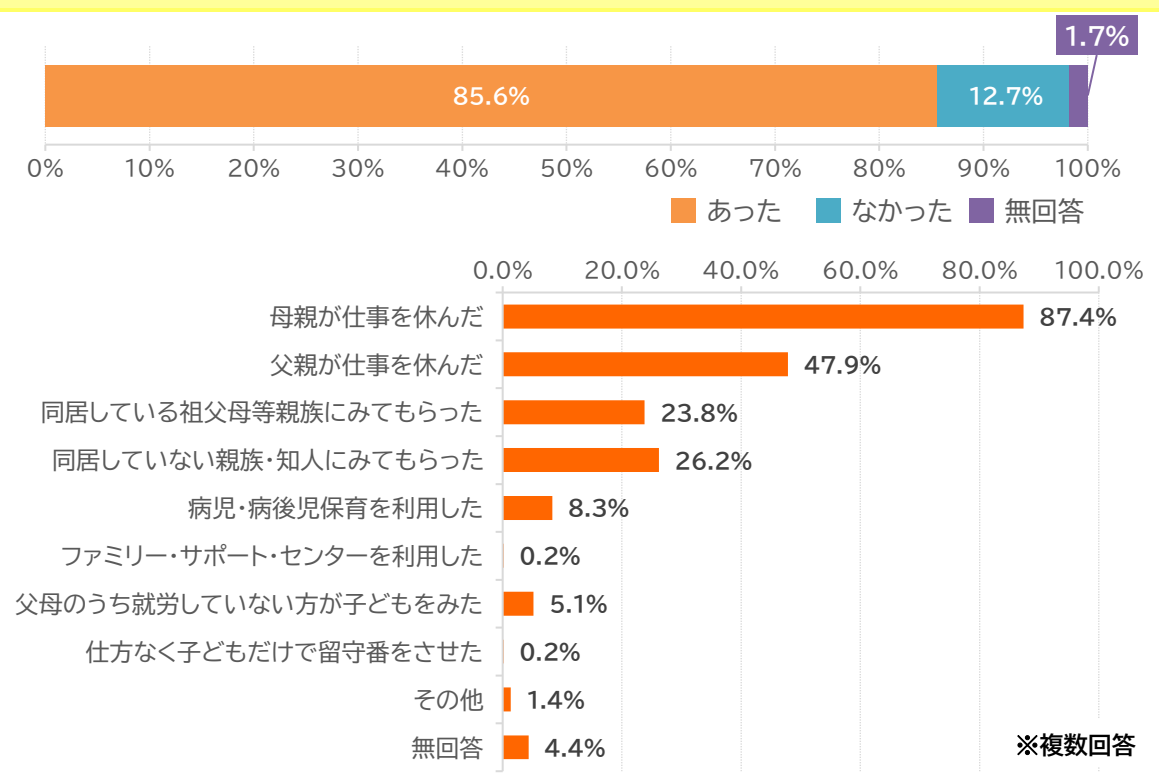
土曜日については、月に1～2回は利用したい方が38.3%と最も多くなっており、次いで、利用する必要はない方が33.6%と多いものの、ほぼ毎週利用したい方も26.3%おり、利用を希望する方が多くなっています。

日曜日・祝日は利用する必要はないと答えた方が69.6%と、土曜日よりもさらに多くなっていますが、月に1～2回は利用したい方が23.9%おり、一定のニーズがあることがうかがえます。



■こどもが病気やけがの場合の対処について

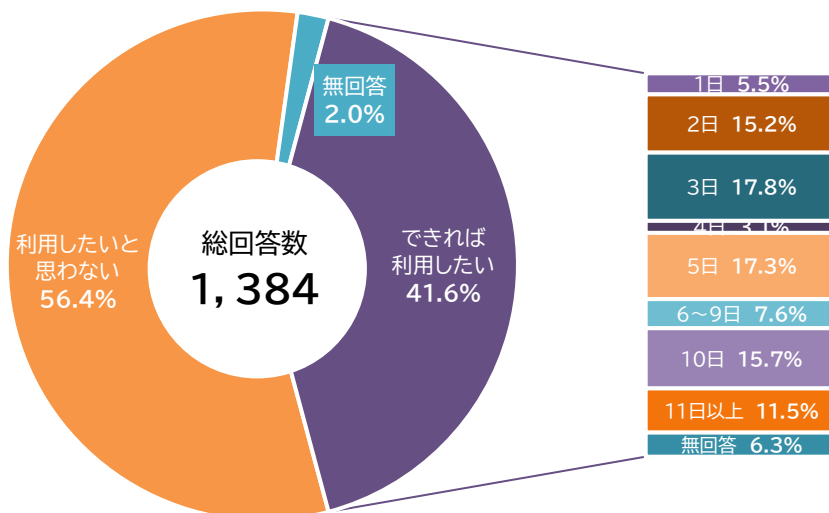
現在、定期的な教育・保育事業を利用している方のうち、過去1年間でこどもが病気やけがで保育園や認定こども園を利用できなかったことがある家庭は85.5%となっており、その場合の対処方法については、母親が仕事を休むケースが87.4%と最も多くなっています。



■病児・病後児のための保育施設の利用希望について

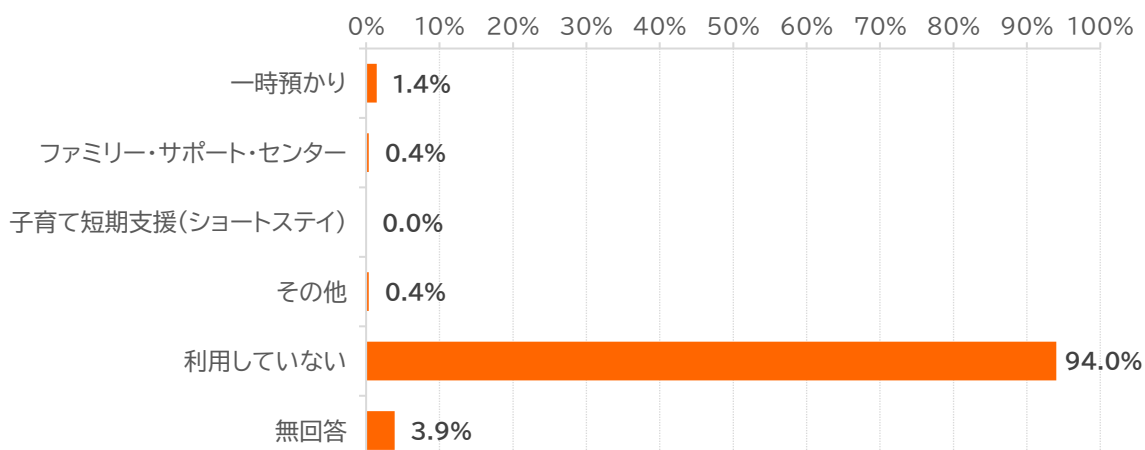
こどもが病気やけがで普段利用している保育所や認定こども園を利用できなかった場合に、母親または父親が仕事を休んだ経験のある家庭のうち、41.7%が病児・病後児保育をできれば利用したいと思ったことがあり、一定のニーズがあることがうかがえます。

また、病児・病後児保育を利用したい家庭の利用希望期間については、1～5日程度で半数を超えている一方で、「10日」と「11日以上」を希望する家庭もあわせて27.2%おり、長期の利用希望があることも分かります。



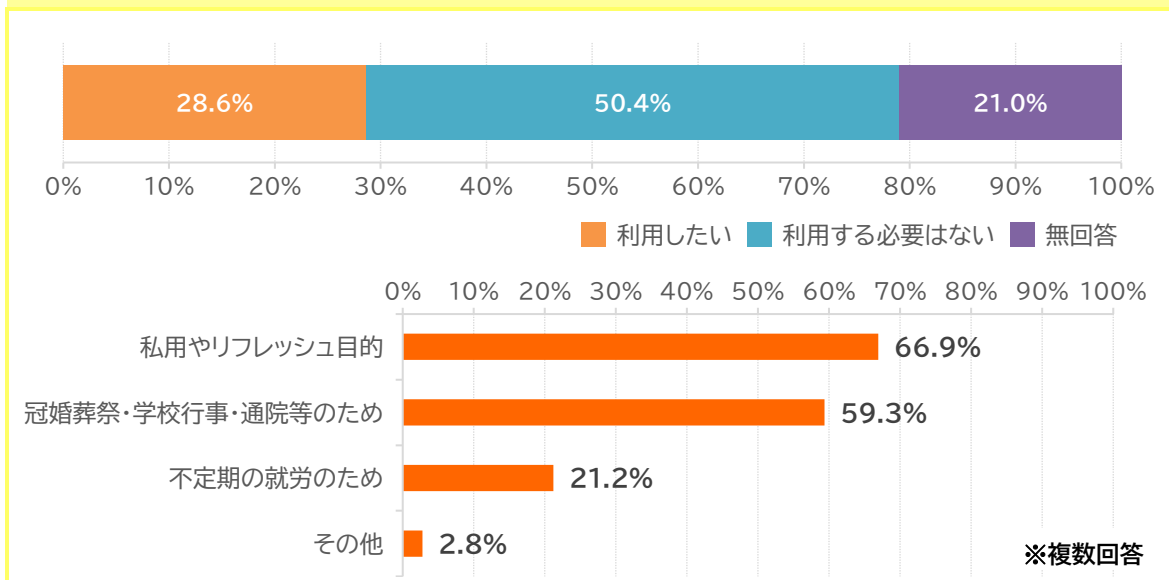
■不定期的な保育などの利用について

日中の定期的な利用以外に、不定期に利用している保育などの事業について、94.0%の方が利用していないと回答しています。



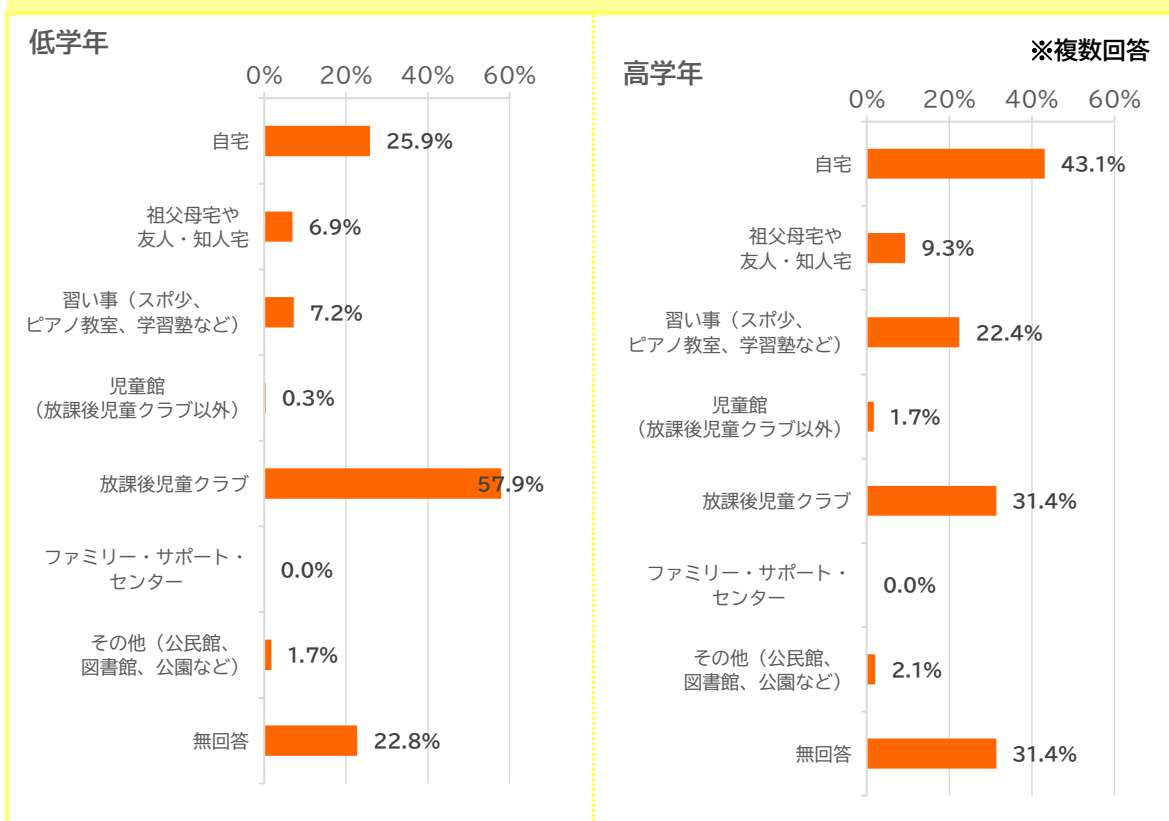
日中の定期的な利用以外に、不定期に利用している保育などの事業について、利用したい方は28.6%おり、一定のニーズが見込まれます。

事業を利用したい理由については、私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭時等に利用する必要があると考えている方の割合が高くなっています。



■こどもの小学校就学後の放課後の過ごし方について

小学校低学年のうちは、自宅か放課後児童クラブで放課後を過ごさせたいという意向がうかがえます。高学年になると習い事や児童館などの利用も増え、多様な放課後の過ごし方を希望しているようです。



6 こども・若者・保護者の意識・意向

(1) こども・保護者アンケート調査の実施

調査の目的

こども及び保護者の支援ニーズなどを把握するとともに、こども大綱において設定された数値目標に対する本市の現状分析を行うことを目的として実施しました。

調査方法

- ①調査対象 市内の小学校、中学校及び特別支援学校に在学する児童生徒並びにその保護者
- ②対 象 数 児童生徒4, 671名、保護者3, 294※世帯（※推計）
- ③回答期間 令和6年7月15日（月）～8月5日（月）
- ④調査方法 オンライン回答

回収結果

	対象数	回答数	回答率
児童・生徒	4, 671	900	19.3%
保護者	3, 294	709	21.5%
計	7, 965	1, 609	20.2%

注意事項

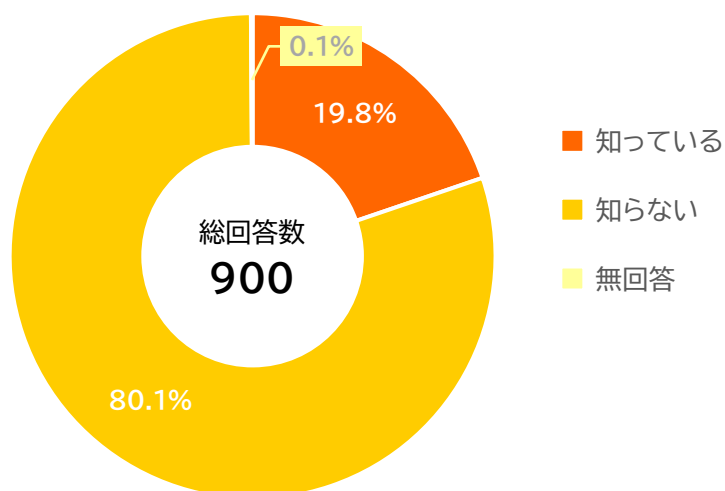
- ① 設問の構成比（％）については、小数点第2位以下を四捨五入して表記している。
- ② 単一回答の設問における構成比（％）は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計は必ずしも100.0%になっていない場合がある。
- ③ 複数回答の設問における構成比（％）は、集計対象数に対する回答数の比率を示すものであり、その合計は100.0%を超えることがある。

調査結果(一部抜粋)

□ 児童・生徒

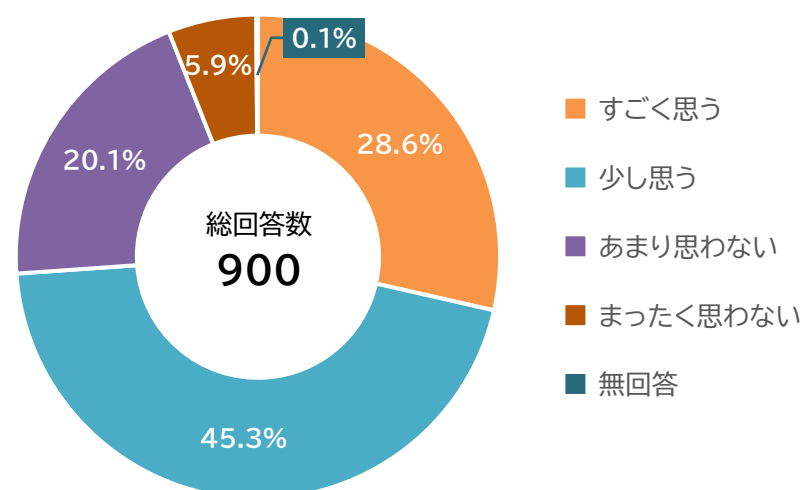
■ 子どもの権利の認知度について

子どもの権利について、「知っている」は19.8%、「知らない」は80.1%となっており、認知度が低いことがうかがえます。



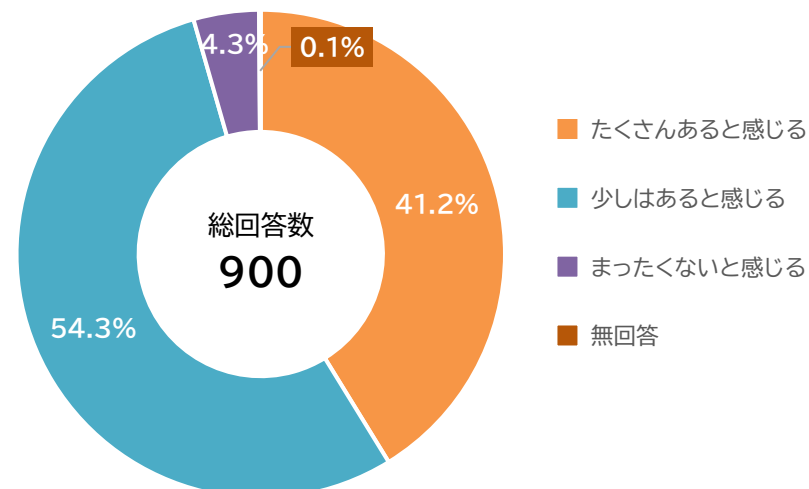
■ 本市に住み続ける意思について

大人になっても本市に住み続けたいかについて、「すごく思う」28.6%となっている一方で、4人に1人が「あまり思わない」と「まったく思わない」と回答しています。



■ こども自身の意見の主張機会について

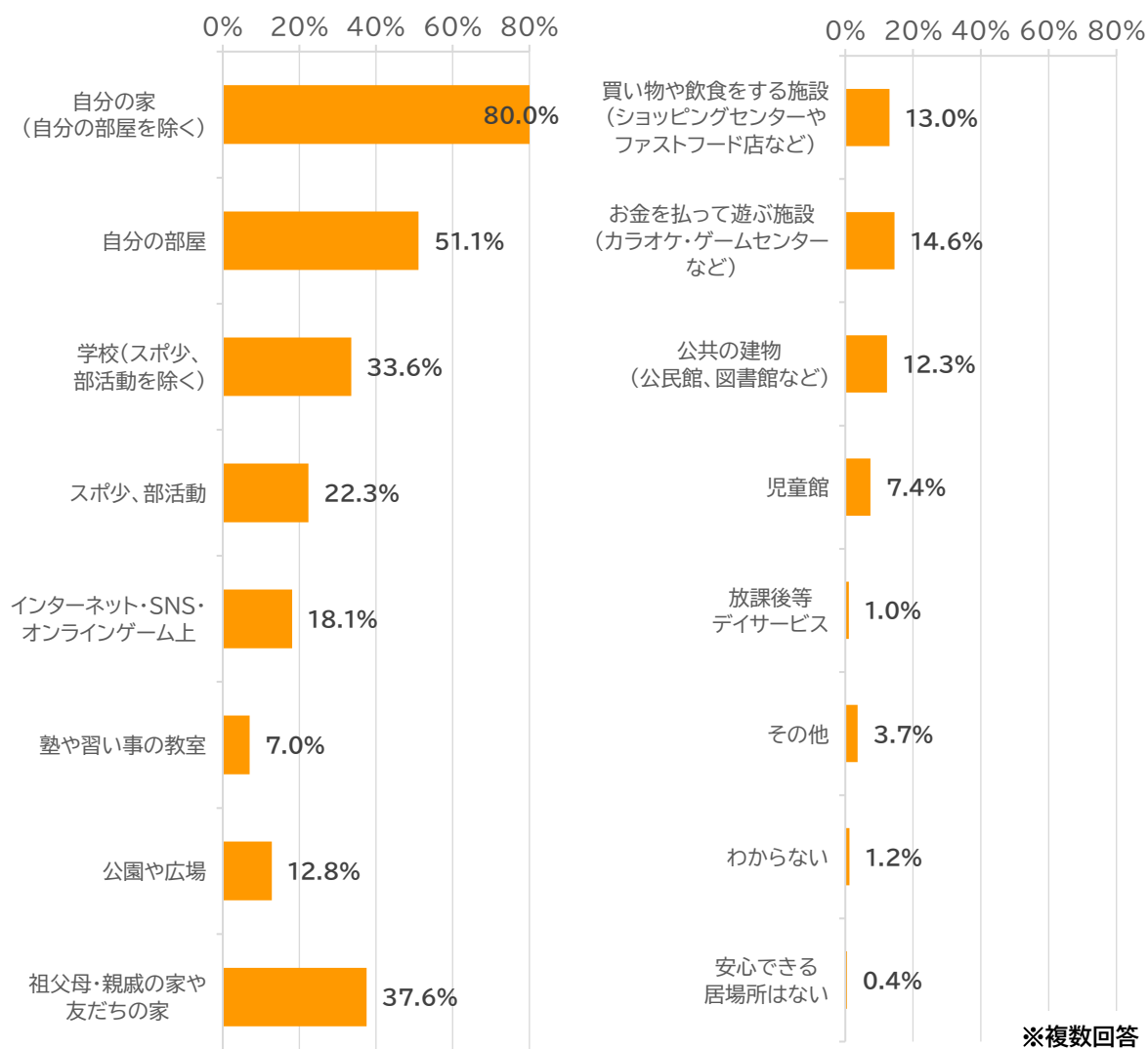
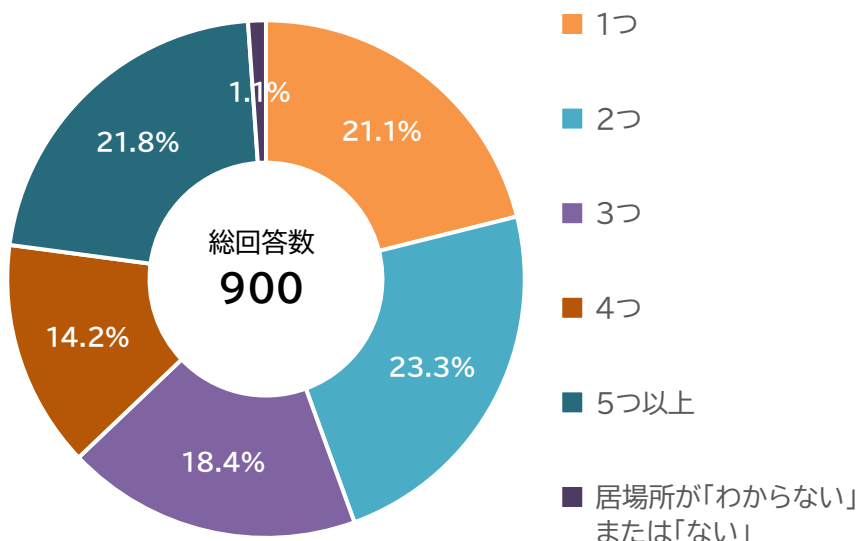
自分の意見が言える場について、「たくさんあると感じる」は41.2%、「少しはある」が54.3%、「まったくないと感じる」が4.3%となっています。



■ こども自身の安心できる居場所について

安心できる居場所について、8割以上の児童・生徒が複数あると回答し、5つ以上ある児童・生徒も21.8%います。

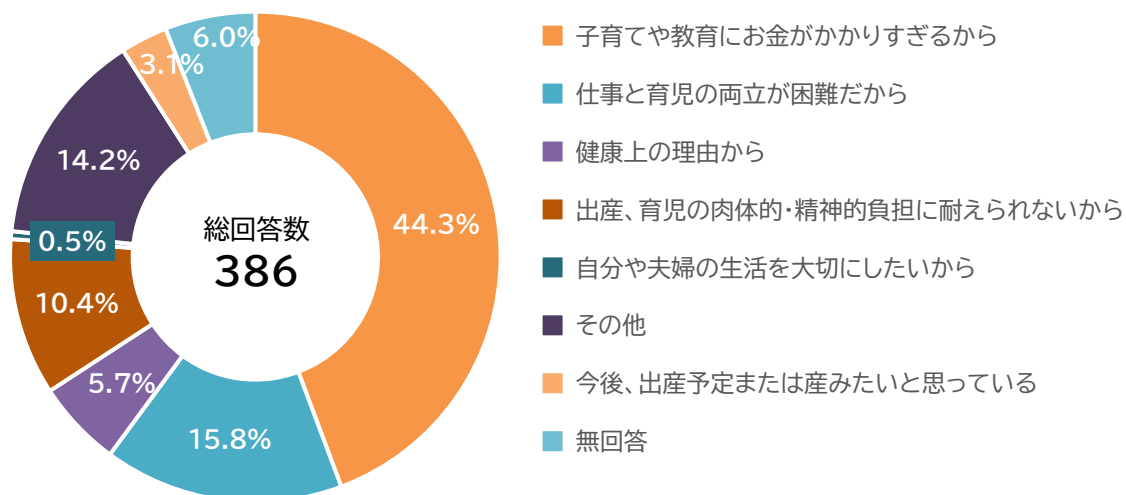
具体的な場所については、「自分の家（自分の部屋を除く）」が最も多くなっており、公共の建物よりインターネット上やショッピングセンター等の割合が高くなっています。



□ 保護者

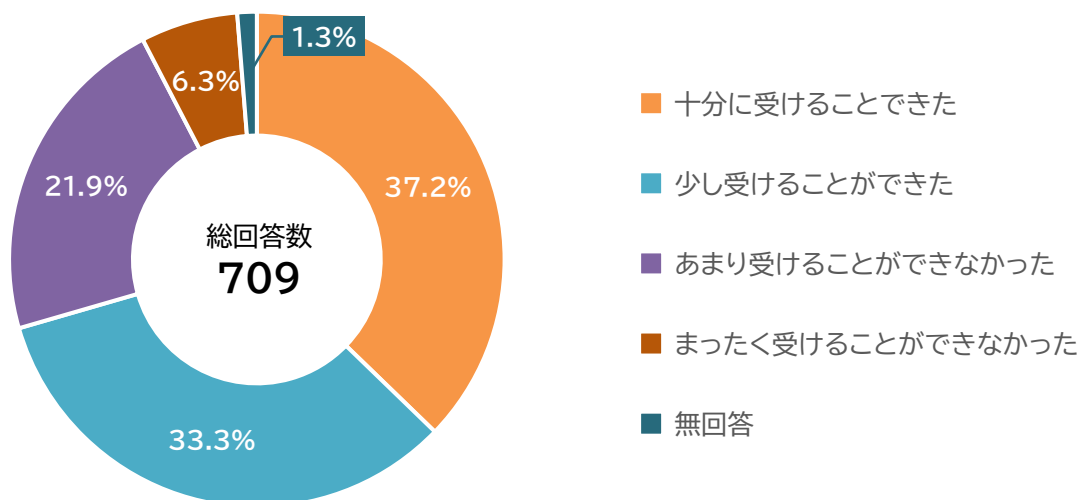
■ 理想のこども数を持ってない理由について

家庭にいるこどもの数が理想のこどもの数より少ない理由について、「今後、出産予定または産みたいと思っている」が3.1%いる一方で、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が44.3%と最も多くなっており、経済的な理由が原因の場合が多いことがうかがえます。



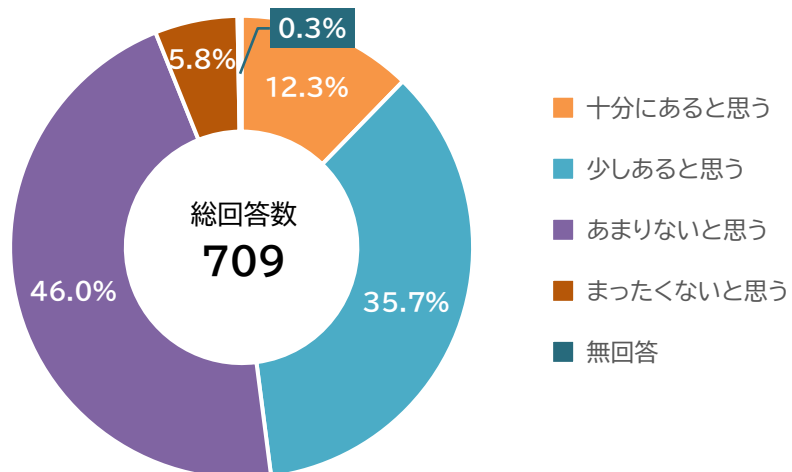
■ 産後の指導・ケアについて

自身またはパートナーが産後、退院してから4か月健診までの間、市が実施する事業や医療機関などを利用した指導・ケアについて、「十分に受けることができた」が37.2%いる一方で、「あまり受けることができなかった」と「まったく受けることができなかった」の割合が合わせて25%を超えており、4人に1人以上の保護者が産後の指導・ケアに満足していないことが分かります。



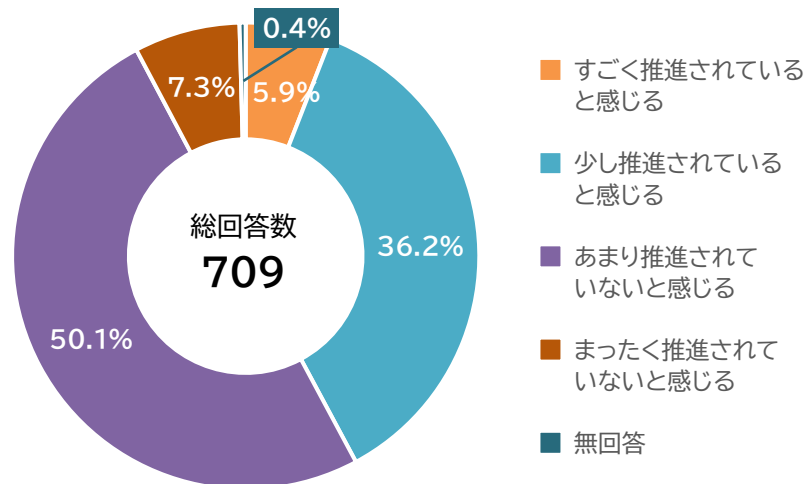
■ こども・若者の遊びや体験活動の機会について

こども・若者の遊びや体験活動の機会について、「十分にあると思う」が12.3%にとどまり、「あまりないと思う」と「まったくないと思う」の割合が合わせて半数を超えています。



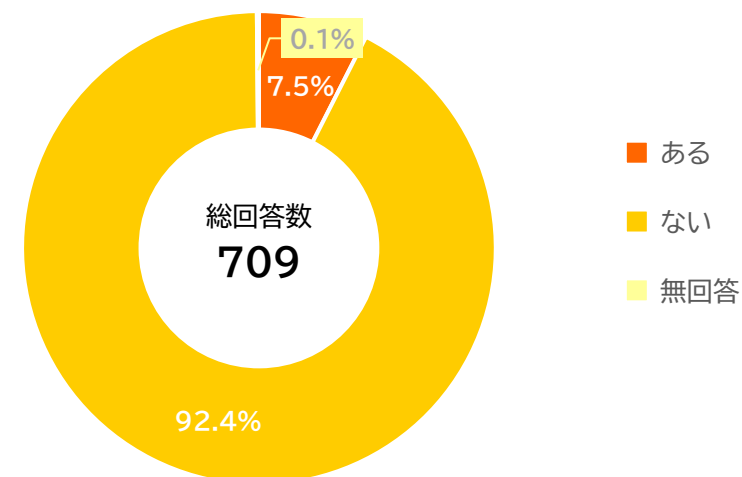
■ 障がいや発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容の推進について

障がいなどがあるこども・若者の地域社会への参加・包容の推進について、「すごく推進されていると感じる」が5.9%にとどまり、「少し推進されていると感じる」の割合と合わせても半数を超えていない状況です。



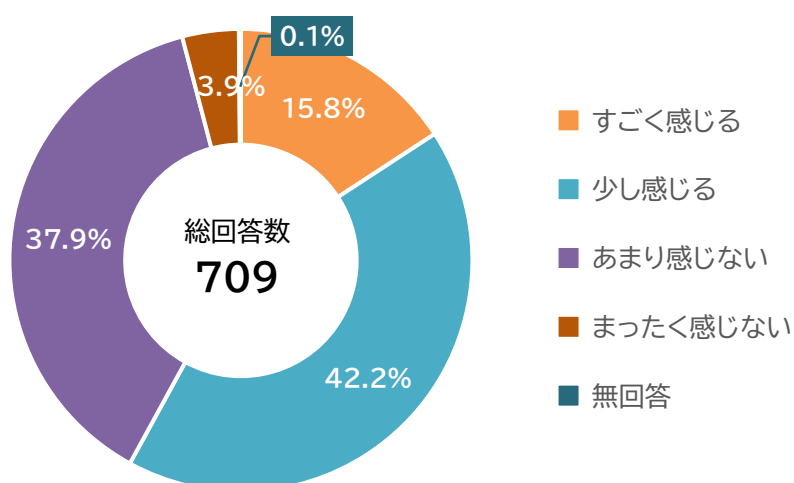
■ 過去1年間の公共料金（電気・ガス代等）の滞納経験について

過去1年間に電気・ガス代等の公共料金を滞納した経験があるかについて、「ある」が7.5%で、「ない」が92.4%となっています。



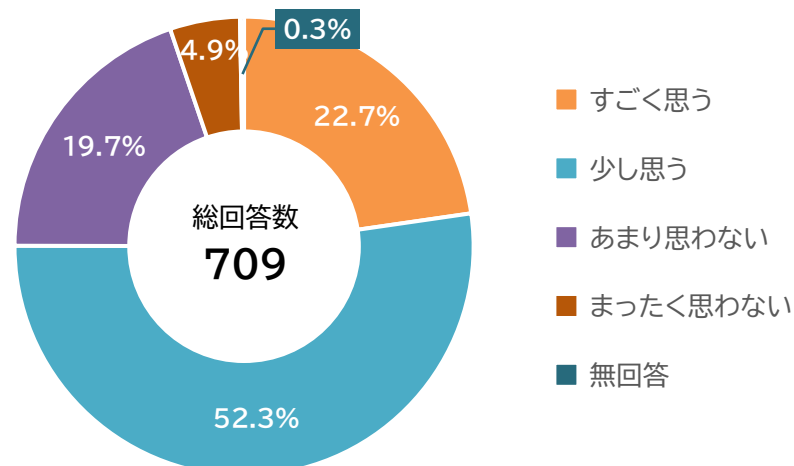
■ 子育て中の自分または夫婦・パートナーだけの時間の確保について

子育て中に自分または夫婦・パートナーだけの時間が確保できていると「すごく感じる」あるいは「少し感じる」と回答した保護者の割合は58.0%となっており、半数以上の保護者が時間を確保できていることがうかがえます。



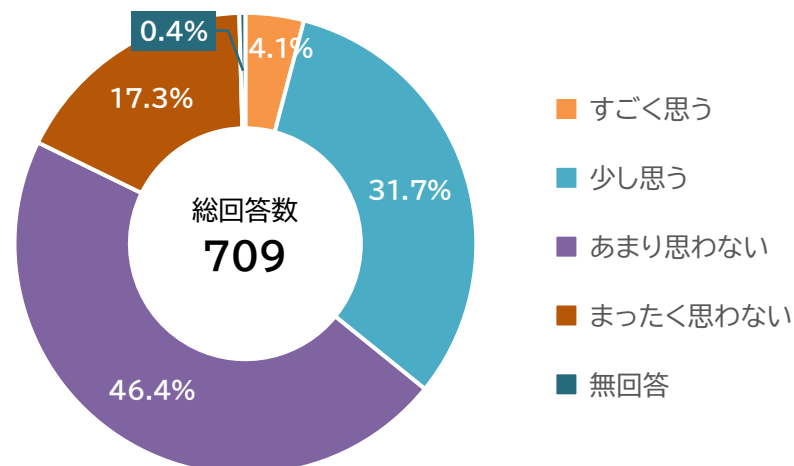
■ 本市に住み続けながらの子育ての希望について

本市に住み続けて子育てをしたいと思うかについて、「すごく思う」が22.7%であるが、約4人に1人の保護者が「あまり思わない」または「まったく思わない」と回答しています。



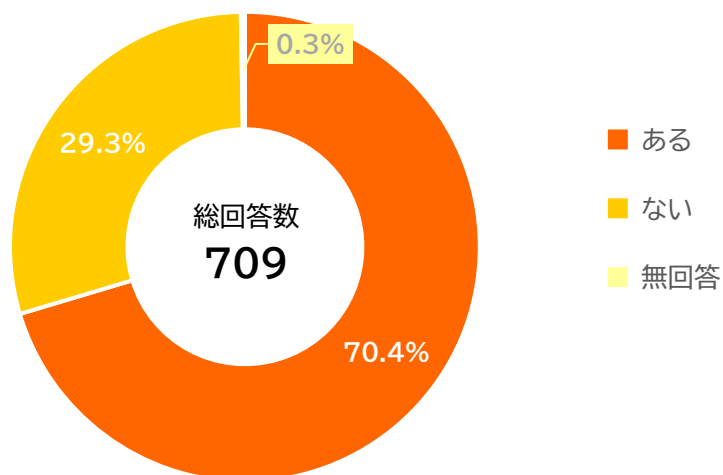
■ 本市が“働きやすいまち”かどうかについて

本市を“働きやすいまち”だと思うかについて、「すごく思う」が4.1%と低く、一方で「あまり思わない」と「まったく思わない」を合わせた割合63.7%となっています。



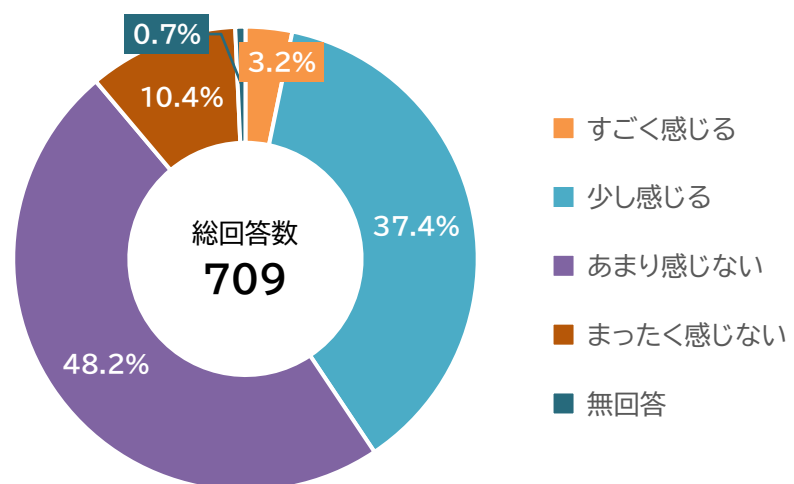
■ 子育てにおける心配や不安の有無について

子育てにおける心配や不安について、70.4%の保護者が「ある」と回答しており、何らかの心配や不安を抱えながら子育てをしていることがうかがえます。



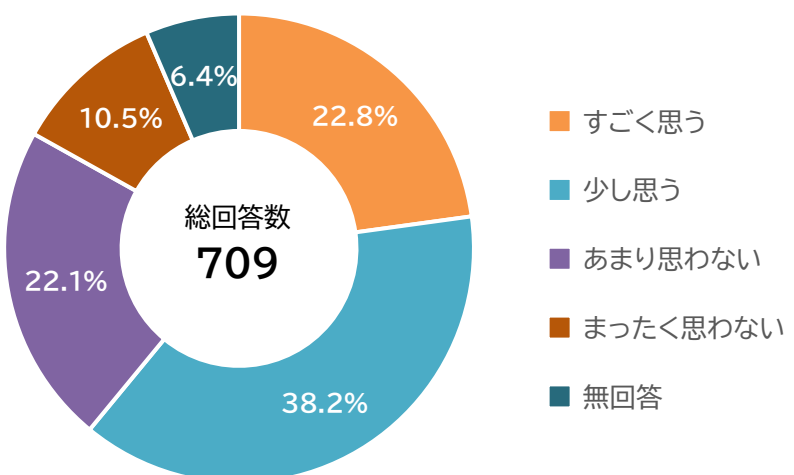
■ 子育て当事者同士の交流の場について

子育て当事者同士の交流の場があると感じるかについて、「すごく感じる」が3.2%を低く、「あまり感じない」と「まったく感じない」合わせた割合が58.6%となっています。



■ 勤務先のワーク・ライフ・バランスへの配慮について

自身の勤務先がワーク・ライフ・バランスに配慮している職場だと思うかについて、「少し思う」が38.2%と最も多くなっているが、「あまり思わない」と「まったく思わない」を合わせた割合も3割を超えています。



(2) 若者意見入力フォームの設置

設置の目的

若者（19～39歳）が本市のこども・子育て施策等に対する意見を表明する機会を確保するとともに、寄せられた意見をこども計画や各施策に反映することを目的として設置しました。

寄せられた意見

寄せられた意見をグルーピングし、該当する意見が複数存在するグループについて掲載しています。

出産・産後ケアについて

- ・分娩を行うことができる産婦人科が少なく、通院に時間が掛かる人が急に病院に行く必要が出た場合にリスクがあるし、冬季間はさらにリスクがあるため改善した方が良い。
- ・産後ケア（母乳ケアやマッサージ、子育てサロンやアロマトリートメント等）を行っている施設が少ないため整備した方が良い。
- ・無痛分娩を選択しやすくした方が良い。当たり前に選択できるような地域になれば、この地域で出産したいという母親の増加や家族での移住にもつながると考える。

こどもの遊び場について

- ・幅広い年齢に対応した室内遊具などがたくさん整備された施設があったら良いと思う。
- ・雨天や降雪時も室内で遊べる施設が欲しい。

給食・放課後児童クラブでの昼食について

- ・主食を持参する場合、保護者の負担になるだけではなく、食中毒のリスクもあるため、保育園の給食費補助を主食にも拡大した方が良いと思う。
- ・給食費の無償化について検討してほしい。
- ・長期休業期間中の放課後児童クラブでの昼食提供について検討してほしい。

意見からわかったことと今後の方向性

寄せられた意見から求められている内容とそれに対する市の方向性についてまとめます。

出産・産後ケアについて

- ・ 出産を迎えるまでのサポート体制や産後のケアにおける現状について、改善が求められていることがわかりました。

- 出産から産後のケアに係る支援体制は、母子はもちろん、その家族にとっても新たな命の誕生を迎えるにあたり最も重要であり、安心に足る十分なものが整備されていなければならないと考えています。出産や子育てに関する情報提供や相談体制の充実をはじめ、産後においてもサポートする事業を展開し、更なる体制強化に努めていきます。

こどもの遊び場について

- ・ こどもの遊び場については、屋外の公園だけではなく、雨天や降雪時にものびのびとこどもたちが遊ぶことのできる気候に左右されない室内施設が求められていることがわかりました。

- 以前から寄せられていたニーズに対応し、施設整備事業を進めているところであり、寄せられた声やニーズに沿えるような施設となるよう事業を進めていきます。

給食・学童保育時の昼食について

- ・ 給食費の経済的負担と長期休業中における放課後児童クラブ利用時の昼食の用意に伴う負担について、軽減が求められていることがわかりました。

- 本計画の「学童に関する経済的負担の軽減」などに反映し、教育委員会事務局とも十分に連携の上、経済的な負担に限らず、広く子育て世帯の負担軽減について検討を進めていきます。

(3) 高校生ワークショップの実施

実施の目的

高校生から本市の「今」と「未来」について、普段の生活や市の取り組みに関心を持ちながら、高校生だからこそ見える視点で、本市をさらに良くする意見やアイデアを提案していただき、こども計画の策定や各施策に反映させることを目的として実施しました。

実施概要

- | | |
|-----------|--|
| ①参加対象 | 市内の高等学校（私立を含む。）に在学または市内在住の
高校1～3年生 |
| ②参加者数 | 生徒21名 ・大曲農業高等学校6名 ・大曲高等学校5名
・大曲工業高等学校6名 ・秋田修英高等学校4名 |
| ③実施日 | 第1回 令和6年7月24日（水）
第2回 令和6年8月 1日（木）
第3回 令和6年8月 8日（木） |
| ④ファシリテーター | 大仙市コミュニティFM局 FMはなび 藤田 浩士 氏 |

要 旨

参加した高校生が3つのグループに分かれ、普段の生活の中で「大仙市がもっとこうだったらいいのにな」と感じた経験から本市の理想像を出し合い、さらに考えた理想が実現した場合の効果や生じる課題とそれに対する解決策について意見を出し合いました。

また、グループごとにまとめた意見を市長へプレゼンテーションし、直接意見交換を行いました。

寄せられた意見

Aグループ

「男女ともに楽しく遊べる場所及びイルミネーション等のデートスポットの設置」

Bグループ

「すべての世代が気軽に利用できる公園の設置」

Cグループ

「駅前への施設の集約化及び各地域と駅前間のバスの整備」

寄せられた意見から、求められている内容とそれに対する市の方向性についてまとめます。

Aグループの意見について

- ・中高生をはじめとする若者が男女ともに楽しく遊べる場所が市内には少ないと感じている高校生が多く、駅前などにイルミネーションのような無料で楽しめるスポットが求められていることがわかりました。

Bグループの意見について

- ・放課後になると商業施設以外に居場所がなく、不便に感じている高校生が多いことがわかりました。
- ・既存の公園はあるが、上手く活用されていないほか、球技が禁止されているなどの制約から十分に楽しむことができず、小さい子どもたちだけではなく、高校生やおとももスポーツなどを楽しめる場所が駅前や学校の近くに求められていることがわかりました。

Cグループの意見について

- ・市の中心であるべき駅前と花火通り商店街の活気が薄れ、シャッター街化していることに対する寂しさや、駅前などの中心地に集まってほしい施設が市内の様々な場所に点在していることに対する不便さから、そのような施設を駅前に集約し、そこまでの交通手段を整備する必要性を感じていることがわかりました。

- 高校生ワークショップ全体の意見として、駅周辺などの市中心部となるようなエリアが発展し、イルミネーションや公園などの広く「若者の居場所」となり得るような場所が必要とされていることがうかがえました。特に、放課後の居場所については、重要な問題であると捉えています。
- 公共施設に限らず、既に存在する市民の皆さんの生活に欠かせない施設なども含めて、長期的な視点に立ったまちづくりの中で、高校生ワークショップでいただいた意見を取り入れ、必要に応じて更なる意見聴取を行いながら、若者の居場所づくりを進めていきたいと考えています。
- また、居場所について、建物の建設などといったハード面からのみ検討するのではなく、心の居場所といったソフト面からもそういった場所を提供できるように検討していきたいと考えています。

第3章

計画が指すもの

1 基本理念

「こども大綱」の理念、「こどもまんなか社会」のビジョン、これまで進めてきた計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる基本理念を本市の目指すべき姿とし、各種施策に取り組みます。

**全てのこどもがこころ豊かで健やかに育つとともに、
子育て当事者が安心して子育てを楽しむことができるまち**

2 こどもまんなか社会

(1)「こどもまんなか社会」とは

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に

幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」は、こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会ビジョンです。

こども基本法に基づく「こども大綱」では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、ウェルビーイングにあふれた生活を送ることができる社会であるとされています。

【こどもにとっての具体例】（こども大綱より）

- ・心身ともに健やかに成長できる社会
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく一人ひとりが思う幸福な生活ができる社会
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる社会
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる社会
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる社会
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる社会
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる社会
- ・働くこと、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる社会

【20代、30代を中心とする若い世代にとっての具体例】（こども大綱より）

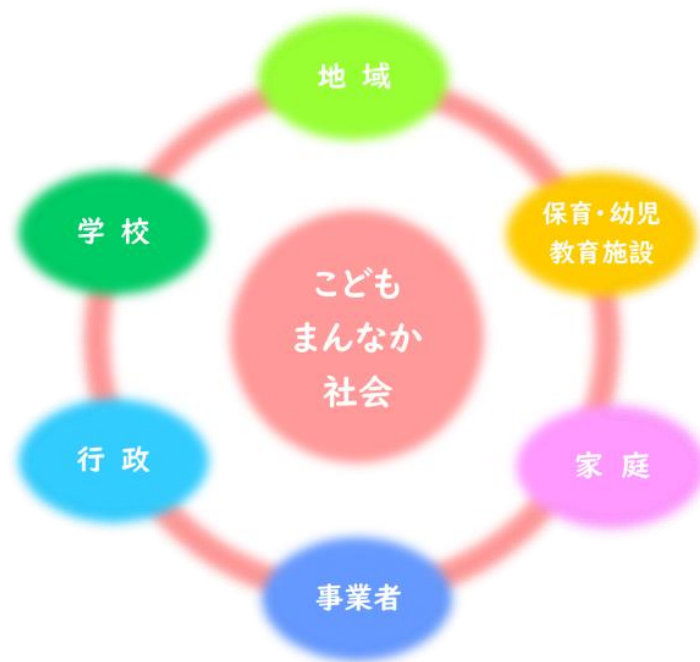
- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる社会
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる社会
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる社会
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる社会

（２）「こどもまんなか社会」の実現に向けて

全てのこどもが幸福を追求する権利を認められるとともにその尊厳が重んぜられ、こころ豊かで健やかに育つとともに、若い世代が人生の選択の幅を狭められることなく、仕事や結婚、子育てなどに希望を持ち、それぞれが望む人生を歩むことのできる社会の実現を目指します。それはすなわち「全てのこどもがこころ豊かで健やかに育つとともに、子育て当事者が安心して子育てを楽しむことができるまち」という、本計画で掲げる「目指すべき姿」そのものに通じます。

「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組の推進にあたっては、市をはじめこども・子育て支援に関わる全ての人々が、こどもを中心に据えながら、こどもにとっての最善を慎重に考え、それぞれの立場でできる取組を行っていく必要があります。

このことから本市では、こども・若者や子育て当事者一人ひとりの意見を聴き、その声をまんなかに置いて、こども・若者にとっての最善を考えながら施策に反映してまいります。



3 基本的な視点

計画を推進するにあたって、以下の基本的な視点に基づきこども施策に取り組みます。

① こども・若者一人ひとりを権利の主体として尊重します

こども基本法では、こども・若者を育成の対象として捉えるのではなく、社会の一構成員として認め、権利の主体として尊重するよう定められています。こどもや若者の「声」を真摯に受け止め、意見や選択を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう努めます。

② すべてのこども・子育て家庭を支援します

障がいや疾病、虐待や貧困など社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含めた全てのこども・子育て家庭がひとしく支援を受けられ、生まれ育った環境に左右されることなく、一人ひとりが健やかな育ちを保障されるよう、取り組みます。

③ こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援します

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく続くことが重要です。また、「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識が重要です。それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらがこどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきか踏まえ、切れ目なく対応し、十分な支援に努めます。

④ 地域社会全体で、こどもや若者を支援します

こどもや若者は、社会との関わりの中で成長します。家庭や就学前教育・保育施設、学校、放課後児童クラブなどのこどもに関わる施設、地域、団体、関係機関、行政が、それぞれの特性を活かしながら連携・協働し、こども・若者の成長の支援に努めます。

4 基本目標

基本理念のもと、基本的な視点に則り様々な施策を実施しますが、施策の推進にあたり、取組の方向性を示すものとして支援の対象ごとに5つの基本目標を掲げます。

なお、施策の方向性と具体的な施策は第4章に体系的に整理し記載します。

目標
Ⅰ

すべてのこどもの生まれ持った環境に左右されることのない幸せな成長を支えます

目標
Ⅱ

こどもを誰もが安心して産み育てることができる環境をつくります

目標
Ⅲ

こどもの健やかな成長と郷土を愛する豊かな心の育ちを支援します

目標
Ⅳ

将来に夢と希望を持つ若者を応援します

目標
Ⅴ

安心感と自己肯定感を持てる、ゆとりある子育てをサポートします

5 計画の実現に向けた各自の責務、役割

本計画を総合的かつ有効に推進するためには、行政はもとより、家庭や地域、事業所などがその役割を認識し、それぞれの立場でできることを考え、相互に連携しながら地域全体でこども・子育て支援に取り組む必要があります。秋田県や庁内関係部署との連絡・調整を図り、施策の推進に努めることはもとより、多様な背景をもつこども・若者や子育て当事者から広く意見を聴き、その意見が施策に反映されるよう努め、本計画に明記した市の責務及びこども・子育て支援に関わる全ての人が役割を持ち、こどもの育ちをサポートする体制づくりを進めます。

1) 市の責務

市は、こども及び子育て支援に関する施策の推進に努めるとともに、庁内や関係する団体及び機関などと連携しながら、施策の総合的な推進を図ります。

また、本計画の内容を広く市民に周知するとともに、こども及び子育て支援に関する施策の目的及び内容を、遅滞なく市民に周知します。

さらに、各自がそれぞれ連携してこども施策を推進できるよう調整するとともに、それぞれが果たしきれない部分を補い、率先して子育て支援に取り組みます。

2) 家庭の役割

家庭は、こどもが生まれ育ち、人間形成が行われる最も基本の場であるとともに、誰にとっても心のふるさとであり、帰りたくなるやすらぎの場です。家族との親密なふれあいのなかで、子どもの権利や生活が守られるとともに、思いやりや自主性、責任感などが育まれ、健やかな成長につながります。こどもを一人の人格をもった主体として尊重しながら、こどもが幸せに成長できるよう、市をはじめとする行政機関、保育事業者、地域のサポートを活用しながら、次のような役割が求められています。

- ・ こどもが安心して過ごすことができる家庭づくりを行う。
- ・ 基本的な生活習慣及び社会のきまりをこどもに身に付けさせる。
- ・ こどもの発達の段階に応じて子どもの権利を守るための支援を行う。

3) 教育・保育施設の役割

教育・保育施設は、こどもの年齢に相応しい様々な活動を仲間と一緒に経験させ、心身の発達を促す場であるとともに、施設を利用するこどもの保護者の子育てを支援する場です。

また、保育ニーズの多様化をはじめ、地域における人間関係の希薄化、育児不安の増加、子育て家庭の孤立化、虐待などの諸問題が顕在化している中、地域における貴重な社会資源としてその機能のますますの発揮が求められており、地域の中核的役割を担う子育て支援拠点として、次のような役割が求められています。

- ・ こどもが健康で情緒の安定した生活ができる環境を提供する。
- ・ こどもが生涯にわたって生きる力の基礎を育てる。
- ・ 地域の子育て支援拠点として、蓄積された子育てに関するノウハウを活用し、様々な相談の場となる。

4) 学校の役割

学校は、基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける学習の場であるとともに、個人の能力を伸ばし、社会で自立的に生きる基礎を培い、集団生活を通して豊かな人間性を育む場でもあります。地域社会や家庭との連携を十分に深めながら、多様な体験を通じて「生きる力」を育むため、次に掲げる役割が求められています。

- ・ こどもたちにとって楽しく明るい環境づくりを進める。
- ・ こども一人ひとりの発達段階に応じて社会性及び学力の向上を図り、生きる力を育む。
- ・ こどもが命の大切さを学び、自分及び相手をかけがえのない存在と認識できるよう支援する。
- ・ こどもが安心して育ち学ぶことができるように、こどもや保護者が相談しやすい安全・安心で開かれた環境づくりを進める。
- ・ いじめや虐待などの予防に努めるとともに、早期発見及び早期解決を図る。
- ・ 不登校の要因や背景を把握し、共感的に寄り添いながら、進路形成に資する学習支援や情報提供を行い、将来の社会的自立を支援する。

5) 地域の役割

地域は家庭を支える最も身近な場です。家族規模の縮小が進行するなか、保護者同士や地域の人々がお互いに助け合いながら、行政や家庭だけでは十分に果たしえない役割を補い、地域ぐるみで安全・安心な子育て環境の構築に努めていく必要があります。地域社会が世代を超えて多様な人間関係を築き、こどもの豊かな人間性を育む場であることを踏まえ、次に掲げる役割が求められています。

- ・ 家庭や学校、医療、福祉、防犯等の関係機関と連携して、安全・安心な地域づくりを推進する。
- ・ 近隣がお互いに助け合える人間関係づくりに努める。
- ・ 地域行事を通じて、地域住民同士の交流を活発に行うとともに、おとなとこどもが触れ合う場を提供する。
- ・ 子育て中の保護者の負担や不安、孤立感を和らげられるよう、地域ぐるみで子育て支援に努める。

6) 事業者の役割

事業者は、共働き世帯が増加するなかで、子育て支援についても果たすべき役割が一層増大しています。子育てにやさしい職場環境づくりに向け、仕事と子育てを中心とした家庭生活との調和を図り、子育て中の労働者が男女を問わず、不安なく子育てに向き合えるよう、次に掲げる役割が求められています。

- ・ 労働者本人の希望による短時間勤務やフレックスタイム勤務への移行など、家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような環境づくりを進める。
- ・ 育児休業などの労働者が子育てに関わるための休暇を取得できるよう配慮する。
- ・ 若者の安定就労や育休後の職場復帰支援など、継続的な雇用の維持を図る。

7) こどもの役割

こどもは、生まれながらにして一人の人格をもった主体として尊重され、権利を行使することができます。生まれ育ったふるさとへの郷土愛を育みながら、自身の希望を実現するため、次に掲げることを意識し心身ともに健やかに成長することが求められます。

- ・ 子どもの権利を正しく理解し、自分を大切にするとともに、相手を思いやる気持ちを持ち、いじめをすることなく相手の権利を尊重する。
- ・ いじめを受けたまたは発見した場合など、幸せに生きる権利が脅かされた場合、保護者や学校、相談施設などに報告や相談をする。
- ・ 社会の一員として必要な知識や技能、態度を意欲的に学ぶ。
- ・ 地域行事や体験活動に積極的に参加し、ふるさとに対する理解を深め、地域社会の一員であることを自覚する。

6 計画の体系

基本的目標	施策の方向性	施策（取組）
I すべてのこどもの生まれ持った環境に左右されることのない幸せな成長を支えます 【すべての成長過程（ライフステージ）を通じた支援】	①こどもの権利の保障	(1)こどもの権利に関する理解促進
		(2)こどもの意見表明の場の確保
		(3)児童虐待防止対策の充実、保護・支援・アフターケアの推進
		(4)いじめ、不登校、困難に直面するこどもへの支援
		(5)ヤングケアラーへの支援
		(6)自殺や犯罪からこども・若者を守る取組
	②こどもの居場所づくり、多様な学び・遊び・体験の機会創出	(1)安心して過ごせる居場所づくり
		(2)遊び・学び・体験の機会の充実
	③こどもの貧困の解消に向けた対策	(1)学びの機会の提供
		(2)生活の安定に資するための支援
		(3)保護者の就労支援
		(4)経済的支援
	④障がいに対する支援や医療的ケアが必要なこども・若者への支援	(1)障がい理解の促進
		(2)障がいを持つ方とその家族の経済的負担の軽減
		(3)障がいを持つ方とその家族の日常的負担の軽減
		(4)生きがいのある生活の実現に向けた支援
		(5)障がい児や医療的ケア児の受け入れ体制の整備
		(6)切れ目のない支援体制の整備
II こどもを誰もが安心して産み育てることができる環境をつくり出す 【こどもの誕生前から幼児期における支援】	①妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期における切れ目ない保健・医療の提供	(1)プレコンセプションケアの推進
		(2)不妊治療への支援
		(3)情報提供・相談事業の充実
		(4)産前・産後の支援の充実と体制強化
		(5)乳幼児の健やかな発育・発達の促進
	②幼児期までの成長の支援と遊びの充実	(1)就学前教育・保育事業の充実
		(2)多様な保育ニーズに対応した事業の充実
		(3)幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の支援
		(4)就学前教育・保育運営事業者への支援

基本的目標	施策の方向性	施策（取組）
Ⅲ こどもの健やかな成長と郷土を愛する豊かな心を育みます 【こどもの学童期・思春期における支援】	①こどもの学び・育ちの支援	(1)学校教育の充実
		(2)学びと社会の連携促進
		(3)地域のスポーツ・生涯学習・郷土学習の推進
		(4)放課後児童の安全・安心な居場所づくり
	②心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	(1)心身の健康に関する情報提供とケア
		(2)非行防止と自立支援
Ⅳ 将来に夢と希望を持つ若者を応援します 【こどもの青年期における支援】	①就労支援、雇用の安定のための取組	(1)就職・起業支援
		(2)若者の活動・社会参画の機会の充実
		(3)若者無業者（ニート等）の職業的自立支援
	②出会い・結婚への支援	(1)出会いの機会の創出
		(2)出会いの場の変化に合わせた支援
		(3)結婚観・家族観の醸成
		(4)結婚に伴う新生活への支援
Ⅴ 安心感と自己肯定感を持てる、ゆとりある子育てをサポートします 【子育て当事者に対する支援】	①子育てや教育に関する経済的負担の軽減	(1)子育て全般に関する経済的負担の軽減
		(2)未就学児に関する経済的負担の軽減
		(3)義務教育に関する経済的負担の軽減
		(4)高等教育に関する経済的負担の軽減
	②ひとり親家庭への支援	(1)経済的負担の軽減と雇用の安定に向けた支援
		(2)家庭に寄り添った相談・生活支援
		(3)ひとり親同士の交流の場の創出
	③ワーク・ライフ・バランスの推進	(1)子育てしやすい働き方の推進
		(2)男性の育児休業が当たり前になる社会づくり
		(3)時間貧困対策、家事・育児負担の軽減
	④子育て世帯が住み続けたい環境づくり	(1)子育てにやさしい生活環境の整備
		(2)子育てに関する相談体制の充実

第4章

取組の方向性と施策

目標 I

すべてのこどもの生まれ持った環境に 左右されることのない幸せな成長を支えます 【すべての成長過程（ライフステージ）を通した支援】

こどもの特定の成長過程で明確に分けられるものではなく、成長過程の全体を通して縦断的に対処すべき課題や支援ニーズがあります。

こども・若者に対する支援が特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要であり、こうした支援が、生まれ持った環境に左右されることなく、全てのこどもに等しく行き渡るようにすることが必要です。

また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えることが重要です。

全てのライフステージに共通する課題に対して切れ目のない支援を行うとともに、成長過程を通して縦断的に支援し、こども・若者の幸せな成長を地域社会全体でサポートします。

成果指標

指標名	現状値	目標値（R11）
こども・若者の遊びや体験活動の機会が十分にあると感じる保護者の割合（％）	12.3 （R6 年度）	20.0
障がいや発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加が推進されている、地域社会から包まれている、と感じる保護者の割合（％）	42.1 （R6 年度）	45.0
安心できる場所が1つ以上あると感じる児童・生徒の割合（％）	98.9 （R6 年度）	100.0

施策の方向性

①こどもの権利の保障

取り巻く状況と課題

➤ こどもの権利

- 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が平成元年の国連総会において採択され、日本は平成6年に批准しました。この条約で、こども一人ひとりが「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」といった権利を行使する主体として位置づけられました。さらに、平成28年の改正児童福祉法において、「子どもの権利」が位置付けられ、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれ「子どもの権利」を支え、その福祉を保障しなければならないことが明確化されました。
- 令和5年には、こどもを権利の主体とし、その権利を保障するはじめての法律として「こども基本法」が制定され、「児童の権利に関する条約」を踏まえた基本理念のもと、こどもの利益を一番に考え、こどもに関する施策を国の取組の中心に据え、こどもまんなか社会の実現に向けて大きく舵を切りました。
- 本市では、こどもたちの権利を守り、地域全体でこどもを見守り、健やかに育てるため、平成26年3月に「大仙市子ども条例」を制定し周知してきましたが、アンケートの結果によると「子どもの権利」について知らないと答えた児童・生徒の割合は8割を超えており、本条例の認知度についてはいまだ十分とは言えない現状です。

➤ 児童虐待

- 現在、県においては児童虐待に関する相談及び対応件数は増加を続けており、本市においてもこどもの権利が脅かされる事案が増加しています。さらに、こどもの貧困問題や児童虐待、意見を表明する機会の不足など、こどもを取り巻く様々な課題が山積しています。

➤ ヤングケアラー

- 近年、国や自治体の調査によって、本来はおとながやるべき家事や家族のお世話（ケア）を日常的に行っているこども、いわゆる「ヤングケアラー」の存在が明らかになり、その認知度が高まるとともに、新たに顕在化した社会的問題として解決への取組が必要となっています。
- ヤングケアラーは、これまで法律上の定義が明確にされていませんでしたが、令和6年6月、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記されました。

- 本市においても、令和４年度にヤングケアラーに関する実態調査を実施し、調査の結果、お世話をしている家族がいると回答したこどもの割合が、小学生で２．９％、中学生で１．６％、高校生で１．４％であることが明らかになりました。いずれも国の調査結果より低くなっていますが、潜在的なヤングケアラーが存在する可能性も否定できず、こうしたケースを早期に把握し、迅速に対応できるよう、早急な相談・支援体制の構築が必要です。

➤ こどもの権利全般に関する課題

- こうした状況を踏まえ、こどもたちの権利を保障し、こどもを社会のまんなかにも据えたまちづくりを推進するため、「大仙市子ども条例」やこどもの権利についての理解の促進、意見表明の場の確保、こどもの居場所や活動の場の充実に努めるとともに、重大な権利侵害である児童虐待やいじめからこどもたちを守り、ヤングケアラーなど新たな問題に対しても適応できる体制の構築や仕組づくりを進めていく必要があります。

重要業績評価指標※１（ＫＰＩ）

指標名	現状値	目標値（R11）
「子どもの権利」について知っている児童・生徒の割合（％）	19.8 (R6 年度)	30.0
こどもの意見表明の場が確保されていると感じる児童・生徒の割合（％）	41.2 (R6 年度)	50.0
若者（１８～３９歳）の投票率	38.0 (R5 年度)	45.0
メンタルヘルスサポーター養成講座の累計修了者数（人）	270 (R5 年度)	421
自分が困ったときに助けてくれる人がいると思う児童・生徒の割合（％）	97.8 (R5 年度)	100.0
校内教育支援センター※２等の設置率（％）	80.0 (R5 年度)	100.0
ヤングケアラーにあてはまると思う児童・生徒の割合※（％）	0.3 (R4 年度)	0.0

※ 「お世話している家族がいる」と回答した児童・生徒のうち、自分自身が「ヤングケアラーにあてはまると思う」と回答した者の割合を指す。

※１ 重要業績評価指標（Key Performance Indicator）

目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標。

※２ 校内教育支援センター

文部科学省が策定した「COCOLO プラン」に基づく取り組みの一つで、空き教室を活用して、不登校や集団生活に不適応傾向のある児童生徒等を支援する教室のこと。

具体的な施策

施策（１）こどもの権利に関する理解促進

こどもの権利に関するリーフレットやポスターの作成など、こどもの成長・発達段階や立場に応じた効果的な広報・啓発を進めます。

■主な事業

- （仮称）こどもの権利に関する普及啓発・情報発信事業【新規】 等

施策（２）こどもの意見表明の場の確保

全てのこどもが様々な方法で意見を表明し、まちづくりに積極的に参加できるよう、その仕組みづくりを行います。

■主な事業

- 大仙市中学生議会 ○心ふれあうさわやか大仙事業（中学生サミット）
- 大仙市SDGsレポーター事業 ○高校生ワークショップの開催【新規】
- 若者意見入力フォームの設置【新規】 等

施策（３）児童虐待防止対策の充実、保護・支援・アフターケアの推進

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応が行われるよう、関係機関と連携しながら支援体制の強化を図り、児童虐待防止対策の強化と、各段階でのサポートの充実につなげます。

■主な事業

- こども家庭センターによる相談支援 ○要保護児童対策地域協議会の運営
- 子どもの居場所づくり推進事業（こども食堂との連携） 等

施策（４）いじめ、不登校、困難に直面することもへの支援

いじめの未然防止や早期発見・早期対応、不登校児童生徒の社会的自立支援などに向けた相談・サポート体制の強化を進めます。

■主な事業

- 子ども・若者育成支援事業 ○教育支援センター（フレッシュ広場）の運営
- スクールカウンセラーやフレッシュカウンセラー（臨床心理士等）、心の教室相談員（スマイルサポーター）の配置
- 子どもの居場所づくり推進事業（こども食堂との連携）（再掲）
- 情報モラルいじめ対策事業 等

施策（５）ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの認知度向上、潜在的なヤングケアラーの視点を持った相談体制の構築に努めるとともに、ヤングケアラーの把握に努め、ケースにあわせて必要な相談支援を行います。

■主な事業

- 悩みを抱える子どもの相談体制構築事業
- こども家庭センターによる相談支援（再掲）
- （仮称）家事育児支援事業【新規】
- 子どもの居場所づくり推進事業（こども食堂との連携）（再掲） 等

施策（６）自殺や犯罪から子ども・若者を守る取組

様々な原因による自殺から子ども・若者の生命を守るため、相談・サポート体制の強化を進めるとともに、犯罪や事故からの安全を確保し、安心して暮らすことのできる環境を整備するため、有害環境対策、防犯・交通安全対策を進めます。

■主な事業

- 保健師によるこころの健康相談支援 ○ほっとスペースの運営
- 大仙こころほっとセミナー ○ＳＯＳの出し方・受け方教育
- メンタルヘルスサポーター養成講座
- 子どもの居場所づくり推進事業（こども食堂との連携）（再掲）
- 交通指導員、防犯指導員による街頭パトロール及び啓発活動
- 大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会の運営 等

施策の方向性

②こどもの居場所づくり、多様な学び・遊び・体験の機会創出

取り巻く状況と課題

➤ 居場所や遊び・体験の重要性

- 私たちが生きる上で、肯定的・開放的な関係の中に自分の居場所を持つことは、自己肯定感の醸成につながる、不可欠な要素です。特に、こどもの健やかな成長にとって、遊んだり、集まって活動したり、多様な考え方や文化・芸術に触れることができるような居場所の存在は大変重要です。
- また、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、想像力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などを育み、多様な動きを身に付け、健康を維持すること、ひいてはウェルビーイングの向上につながります。
- 一方、居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題です。地域のつながりの希薄化や、少子化の進行により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、特に過疎化が進む地方部においてこうした傾向が一層懸念されています。

➤ 本市におけるこどもの居場所の状況

- 本市には、様々なこどもの居場所がありますが、こどもの発達や成長段階によってそれぞれのニーズは異なり、また、居場所があっても利用しないこどももいます。
- 居場所を持てており、さらにその居場所が複数あることは、自己肯定感や将来への希望などの前向きな生き方に関係することから、こどもの育ちにとって極めて重要です。本市のアンケート調査では、自身の安心できる場所が1つ以上あると感じる児童・生徒の割合が98.9%と高い割合となっているものの、全体の21.1%、約5人に1人はその居場所が1つであると答えています。さらに、居場所が1つである児童・生徒のうち、その居場所が自分の家または部屋であると回答したのは87.4%と、自宅以外に居場所がない場合も多いことが明らかとなっています。
- 高校生ワークショップでは、特に放課後の時間において、自由に過ごせる居場所がないという意見が多くあり、小さなこどものみならず、全ての世代が楽しめる公園や運動施設などの居場所の整備が求められています。
- また、本市のアンケート調査や若者意見入力フォームにおいても、「冬期間や雨天時に屋内で遊べる場所が欲しい」といった要望が多く寄せられており、屋内の遊び場の整備に対するニーズの高さがうかがえました。
- 「全てのこどもに居場所があるかどうか」という視点から、こどもがほっとできる多様なニーズに応じた居場所を確保するとともに、学びや遊び、体験ができる環境の整備を進めていく必要があります。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
児童館延べ利用人数（人）	37,931 （R5年度）	29,000※
部活動（スポ少含む）や習い事などへの参加率（％）	79.2 （R6年度）	82.0

※ 目標値が現状値よりも低くなっているが、これは過年度の利用状況の推移や人口動態など、数値に影響を与える要因となり得る事項を考慮し、算出したものである。

具体的な施策

施策（１）安心して過ごせる居場所づくり

特にニーズの高い屋内遊び場施設の整備を進めるとともに、放課後等のこどもの居場所や、魅力ある公園の整備を進めるなど、こどもの成長段階やニーズに応じて安全・安心に過ごせる居場所づくりに取り組みます。

■主な事業

- 公園維持管理 ○児童館管理 ○子どもの遊び場管理（遊具点検）
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 子どもの居場所づくり推進事業（再掲） 等

施策（２）遊び・学び・体験の機会の充実

こどもが自由に屋内外で遊んだり、本や芸術、食文化、伝統文化等に親しんだりするなど、多様な活動や体験ができる機会や場所を提供します。

■主な事業

- 屋内遊び場施設整備事業 ○地域拠点公園整備事業 ○放課後子ども教室
- 食育推進事業 ○子ども読書活動推進事業
- 大仙市ふるさと探訪楽園ツアー（「大仙ふるさと博士育成」事業との連携） 等

施策の方向性

③こどもの貧困の解消に向けた対策

取り巻く状況と課題

➤ こどもの貧困

- 日本には、貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習・部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進路を諦めざるを得ないこどもなど、権利が脅かされた状況で暮らしているこどもが多数存在し、相対的貧困率※は先進国の中でも非常に高い水準となっています。こどもの貧困は、経済的な面だけでなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を著しく侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な問題です。また、貧困家庭に生まれたこどもがその成長過程で様々な不利な状況におかれ、将来も貧困から抜け出せない「貧困の連鎖」が起きていることも問題となっています。
- 厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、こどもの貧困率は、平成24年の16.3%をピークに減少傾向で推移し、令和3年には11.5%まで減少しています。また、こどもがいる現役世帯のうちおとなが一人の世帯の貧困率は、平成9年の63.1%をピークに増減を繰り返しながら、令和3年には44.5%まで減少したものの、依然としておよそ半数の世帯が相対的貧困の状況にあるという結果になっています。

➤ 生活保護

- 本市の生活保護受給世帯は令和5年度末時点で879世帯であり、このうち18歳以下のこどもがいる世帯は27世帯となっています。これは、生活保護受給世帯の約3%にあたります。
- 生活保護に至る前段階において、生活全般にわたる困りごとに関する支援を行う「生活困窮者自立相談支援事業」の令和5年度の新規相談件数171件のうち、18歳未満のこどもがいる世帯からの相談件数は26件ありました。相談内容としては、「収入、生活費」が18件と最も多く、次いで「子育て」が8件、「家賃」及び「仕事探し」が8件となっています。

➤ 就学援助

- 小・中学生を対象とした就学援助の認定者数は減少傾向で推移しており、令和5年度は243人で、全児童・生徒数に占める割合は5.2%となっています。

➤ こどもの貧困全般に関する課題

- こうした状況を踏まえ、全てのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく健やかに成長し、選択肢を狭められることなく自分自身の可能性を信じ、自らの将来に夢と希望が持てるよう、こどもや保護者に寄り添った相談体制の構築や良好な養育環境の確保、こどもたちの平等な学習機会の確保などの支援を実施していく必要があります。

※ 相対的貧困率

所得が集団の中央値の半分にあたる貧困線に届かない人の割合。国や地域における経済格差を測る代表的な指標のひとつで、相対的貧困率が高ければ、低所得層に人口が集中し経済格差が拡大していることを意味する。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
生活保護世帯の高校等進学率（％）	100.0 （R5 年度）	100.0
生活に困ったときに相談できる場所がある・知っている保護者の割合（％）	54.7 （R6 年度）	60.0
子どもの学習・生活支援事業の利用者数（人）	6 （R5 年度）	6
過去１年間の公共料金の未払い経験のある保護者の割合（％）	7.5 （R6 年度）	5.6
１８歳以下のこどもがいる生活保護世帯の保護者のうち、転職または就職した方の人数（人）	3 （R5 年度）	3

具体的な施策

施策（１）学びの機会の提供

こどもたちが家庭の経済状況により進路の選択肢を狭められることのない環境を整備し、自らの将来を切り拓くチャレンジを応援します。

■主な事業

- 子どもの学習・生活支援事業 ○就学援助制度
- 給付型奨学金制度 ○貸与型奨学金制度 等

施策（２）生活の安定に資するための支援

生活や家計、就職の問題など、経済的に困難な状況に置かれたこどもや子育て当事者がいつでも悩みを相談することができ、必要な支援に円滑かつ確実につなげることができるよう、支援に関わる全ての機関が連携し、こどもの貧困問題の背景にある多岐にわたる問題を適切に把握することができる体制を構築します。

■主な事業

- 生活困窮者自立相談支援事業 ○生活困窮者家計改善支援事業
- 大仙市「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業（重層的支援体制整備事業）
- 生活保護制度の適切な運用 等

施策（３）保護者の就労支援

こどもたちが抱く家庭の経済状況への不安を軽減し、安心して生活できるよう、保護者の安定的な就労を支援します。

■主な事業

- 生活困窮者自立相談支援事業（就労支援）
- 生活困窮者就労準備支援事業 ○生活保護受給者等就労自立促進事業 等

施策（４）経済的支援

こどもも保護者も経済的・精神的にゆとりを持って生活ができる基盤を支えるため、必要な給付事業などの支援を行います。

■主な事業

- 初回産科受診料支援事業 ○住居確保給付金支給事業
- 就学援助制度（再掲） 等

施策の方向性

④障がいに対する支援や医療的ケアが必要なこども・若者への支援

取り巻く状況と課題

➤ 障がい児

- 障がい児支援については、平成24年の児童福祉法改正により、障がい児やその家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障がいの種別で分かれていた障がい児への給付体系が通所・入所の利用形態別に一元化されるとともに、放課後等サービスや保育所等訪問支援が創設されました。
- 今や世界標準の理念となっているノーマライゼーション※の理念を踏まえ、障がいのある人となない人との「共生社会」を築き上げるため、幼少時からともに学び、ともに育つ教育や保育に取り組むとともに、障がいなどを原因として発達に課題のあるこどもを育てる保護者が、周囲から十分な理解を得られない状況もあることから、発達の課題や障がいに対する社会全体での理解促進が重要です。

➤ 医療的ケア児

- 医学の進歩によって多くの乳幼児の命が救われるようになり、家族の介助を受けている日常的に医療的ケアが必要なこども（医療的ケア児）は増加しています。その一方で、必要とされる支援やその提供体制が追いついていないのが現状であり、家族が離職し、医療的ケア児の生活介助に専念せざるを得ないケースが少なくありません。こうした背景から、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、それまで努力義務だった医療的ケア児とその家族への支援が、社会全体の責務とされました。
- 令和5年度に県が実施した「医療的ケア児に関する状況調査」によると、医療的ケア児の数は、全県で139人、本市では8人となっています。このような医療的ケア児は、ケアの内容が多岐にわたり、必要な支援も複雑・多様化していることから、その実態を適切に把握するとともに、きめ細かい支援体制の構築が求められます。

➤ 学校における支援

- 文部科学省の「学校基本調査」によると、令和5年度の特別支援学級は、市内の小学校で42学級、中学校では24学級となっており、令和元年度と比較して小学校では減少し、中学校では増加しています。また、その特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、小学生で102人、中学生で50人となっており、どちらも令和元年度から増加していることから、サポートを必要とする児童・生徒とその家族がニーズに合わせた適切な教育環境を享受できるよう支援を行う必要があります。

※ ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念。

➤ 学校以外における支援

- 学校以外での支援として、障がい児通所支援事業の利用者は、特に児童発達支援と放課後等デイサービスの増加が顕著で、令和元年度と令和5年度を比較すると、それぞれ21人から52人、98人から152人に増加しており、このような増加するニーズに迅速かつ適切に対応できる体制を整備する必要があります。

➤ 障がい児支援全般に関する課題

- 障がいを持つこども一人ひとりが、社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送ることができるよう、社会全体で障がいを受け入れ、それぞれの障がいの特性に応じた保育所や学校、放課後児童クラブ等における受け入れ体制のさらなる充実や、学校卒業後の進路実現についてもサポートするなど、切れ目のない支援を行うことが求められます。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
保育園の医療的ケア児受入可能人数（人）	2 （R6年度）	2
就労移行支援事業などの利用を経て一般就労に移行した人数（人）	3 （R5年度）	11

具体的な施策

施策（1）障がい理解の促進

普段、こどもたちと触れ合う保育士や学校職員などを対象に、障がいに対する理解の促進とサポート力の向上に向けた研修等の機会を設けるとともに、障がいを持つこどもたちと地域との交流の機会を創出し、地域社会全体の障がいへの理解を促進します。

■主な事業

- 理解促進事業・啓発活動（普及啓発パンフレットの作成）
- 保育士・学校職員等への研修の実施
- 障がい理解（心のバリアフリー化）学習
- 特別支援学校との交流 等

施策（２）障がいを持つ方とその家族の経済的負担の軽減

障がいを持つ子ども・若者とその家族に対して、障がいによって生じる経済的負担の軽減を図るため、各種費用の助成や手当の支給を行います。

■主な事業

- 補装具・日常生活用具（補聴器、電子白杖等）の購入費助成
- 各種手当の支給（特別障害者手当、障害児福祉手当等）
- 税金や公共料金の減免・割引 ○医療費の助成
- 生活援助各種助成（タクシー・バス利用券の交付等） 等

施策（３）障がいを持つ方とその家族の日常的負担の軽減

障がいを持つ子ども・若者の日常生活や社会におけるコミュニケーションが円滑に行われ、本人はもちろん、その家族も安心した生活が送れるよう支援します。

■主な事業

- 障がい者等地域生活支援事業（訪問入浴サービス、日中一時支援（日中短期））
- 意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣
- 声の広報・点字広報の作成、配布 等

施策（４）生きがいのある生活の実現に向けた支援

障がいを持ちながらも、就労などの社会参加に意欲のある方に対して、その能力と適性に応じた選択をサポートし、生きがいを感じてもらえるよう支援します。

■主な事業

- 企業を対象とした障がい者雇用に関する周知・啓発 ○就労選択支援
- 就労移行支援 ○就労継続支援（Ａ型・Ｂ型） ○就労定着支援
- スポーツ大会・教室の開催 ○地域交流展示会の開催 等

施策（５）障がい児や医療的ケア児の受け入れ体制の整備

障がい児や医療的ケア児が地域の保育所や学校などへ安心して通うことができるよう、障がいなどに配慮した施設やガイドラインの整備、各支援員の配置を進めます。

■主な事業

- 学校施設の整備（スロープやトイレの改造等）
- 「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」の運用
- 要支援児童保育対策事業 ○学校生活支援員等の配置
- 特別支援教育アドバイザーの配置 ○放課後児童クラブでの受け入れ
- 放課後等デイサービス事業 等

施策（６）切れ目のない支援体制の整備

保健、医療、福祉、教育といった機関が連携し、障がい児や医療的ケア児とその家族が、乳幼児期から学校卒業まで安心して生活を送ることができるよう、一貫した切れ目のない支援を提供します。

■主な事業

- 基幹相談支援センター※を中心とした相談支援
- 教育・保育アドバイザー等による支援
- 特別支援教育アドバイザーの配置（再掲） ○就学指導 等

※ 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として障害者相談支援事業や成年後見制度利用支援事業等を行う。

目標 Ⅱ

こどもを誰もが安心して

産み育てることができる環境をつくります

【こどもの誕生前から幼児期における支援】

こどもの誕生前から乳幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期です。

こどもの誕生を迎えるにあたり、健やかな妊娠・出産のサポートとして、妊娠届出時の情報提供や妊婦健康診査をはじめ、メンタルヘルスに係る支援など、母親はもちろん、その家族の安心にもつながるような支援をすることが重要です。

こどもが誕生すると、乳幼児期は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支え、誰もが安心してこどもを産み育てることができる環境づくりに社会全体で取り組む必要があります。

また、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者とのかかわりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるように支援します。

成果指標

指標名	現状値	目標値（R11）
出生数（人）	308 (R5 年)	281
産後、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができたと思う保護者の割合（％）	37.2 (R6 年度)	40.0

施策の方向性

①妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期における切れ目ない保健・医療の提供

取り巻く状況と課題

▶ 不妊・プレコンセプションケア

- 晩婚化の影響などにより、不妊に悩む方が増加していることに加え、高齢での出産に起因するリスクのある妊娠が増加しています。こうしたことから、妊娠可能な年齢になった頃からの健康状態の把握やリスクに対する早めのケアが注目されはじめ、国においても取組が進められています。
- 妊娠前の早い時期から健康に関する正しい知識を得て、自分たちの生活や健康に向き合うことは、将来の健やかな妊娠・出産につながることはもちろん、自分のライフプランの実現につながります。男女を問わず、妊娠などに関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケア※を推進するとともに、不妊や妊娠などへの適切な相談支援などを推進する必要があります。

▶ 妊娠・出産・子育てにおける多様化するニーズへの対応

- 近年、晩婚化・晩産化及び核家族化が進むなど、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、地域コミュニティの希薄化も顕著となる中、地域社会などにおけるこどもの育ちを巡る環境や、家庭における子育て環境、家族の支援の在り方などにも大きな変化が生じています。
- こうした社会環境の変化が一因となり、本市のアンケート調査でも子育てに心配や不安を感じる保護者の割合が7割を超え、妊娠・出産・子育てに対する支援ニーズも多様化、複雑化してきています。これらのニーズに対応しながら、こどもを産み育てることへの不安を和らげるとともに、負担感や孤独感を軽減しつつ、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたり、家庭の状況に応じた切れ目のないきめ細やかな支援が求められています。

▶ 母子の健康サポートと読書習慣の形成

- 本市ではこれまでも、こどもを安心して産み、ゆとりをもって健やかに育てるために、妊産婦に対する様々な支援や相談の場の提供などを行ってきました。本市のアンケート調査によると、産後退院してから4か月児健康診査までの間、指導・ケアを十分受けることができたと思う保護者は37.2%に留まっており、今後はより多様なニーズに合わせた支援が必要です。引き続き保健、医療、福祉、教育の各分野で連携しながら、妊娠・出産、新生児期から乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、健康診査、訪問指導、保健指導や相談等の母子保健事業について、一層の充実を図る必要があります。
- また、社会において必要とされる資質や能力を育むうえで、読解力や想像力、思考力、表現力を養う読書活動の推進は不可欠であり、こどもが乳幼児期から本に親しみ、読書習慣を身につけられるよう、乳幼児期から本に接する機会を創出することが大切です。

※ プレコンセプションケア

女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
子宮頸がん検診受診率（％）	10.2 （R5 年度）	50.0
産後ケア事業利用者数（人）	3 （R5 年度）	60
不妊治療助成件数（件）	90 （R5 年度）	70 ^{※1}
5 歳児相談会参加率（％）	80.6 （R5 年度）	100.0 ^{※2}

※1 目標値が現状値よりも低くなっているが、これは人口動態やプレコンセプションケアの推進など、数値に影響を与える要因を考慮し算出したものである。

※2 5 歳児相談会については、計画期間中に 5 歳児健診に移行する予定であり、目標値は 5 歳児健診の参加率として設定したものである。

具体的な施策

施策（１）プレコンセプションケアの推進

若い男女が将来のライフプランを考えながら、妊娠・出産に備え、自分たちの生活や健康に向き合い、検診や予防接種などの主体的な行動を促すプレコンセプションケアを推進します。

■主な事業

- 風しん予防接種 ○子宮頸がん検診 ○乳がん検診 ○婦人科超音波検診
- 「あきたでプレコン」の普及啓発
- こども家庭センターによる相談支援（再掲） 等

施策（２）不妊治療への支援

高額な医療費が生じる不妊治療に係る費用の一部を助成することにより経済的負担を軽減し、安心して治療に専念できるよう支援するとともに、不妊に関する相談が気軽にでき、必要に応じた情報提供ができる体制を整備します。

■主な事業

- 一般不妊治療費助成（人工授精前治療・人工授精治療）
- 不育症治療費助成 ○特定不妊診療費助成
- こども家庭センターによる相談支援（再掲） 等

施策（３）情報提供・相談事業の充実

子育てに関する情報提供を強化するとともに、保健指導や相談などの母子保健事業について一層の充実を図り、不安や負担感、孤独感の軽減に取り組みます。

■主な事業

- 「子育て応援ハンドブック」の作成
- 母子手帳アプリ「すくすくはなび」の利用促進 ○出生前小児保健指導事業
- 妊婦栄養教室 ○パパママ教室 ○離乳食教室
- こども家庭センターによる相談支援（再掲）
- （仮称）ライフデザイン教育【新規】 等

施策（４）産前・産後支援の充実と体制強化

産後ケア事業の提供体制の整備や養育者のメンタルヘルスに係る取組など、産前産後の支援の充実と体制強化を進めます。

■主な事業

- 妊娠届出・妊婦健康診査事業 ○産後ケア事業 ○産後サポート事業
- 出生前小児保健指導事業（再掲） 等

施策（５）乳幼児の健やかな発育・発達の促進

乳幼児期におけるこどもの健やかな発育・発達を支えるため、医療と母子保健の連携強化を図り、定期接種・任意接種や乳幼児健康診査、食育などを推進するとともに、豊かな心を育むために不可欠な読書習慣を培うため、本に触れるきっかけづくりを推進します。

■主な事業

- こんにちは赤ちゃん訪問事業 ○乳幼児健康診査 ○定期予防接種
- 任意予防接種費助成 ○フッ化物洗口事業 ○食育推進事業（再掲）
- 子ども読書活動推進事業（ブックスタート事業） 等

施策の方向性

②幼児期までの成長の支援と遊びの充実

取り巻く状況と課題

➤ 教育・保育

- 女性の社会進出や晩婚化、共働き世帯の増加に伴い、0歳児を含む乳幼児保育のニーズが高まっています。保護者からはそれぞれの仕事やライフスタイルに合わせ、仕事や余暇の時間を確保するため、様々な教育・保育ニーズがあり、保育施設側も様々な体制でサポートしています。
- さらに、幼児保育には、こども・保護者双方にとってメリットがあり、施設のルール・規範・生活リズムの中で生活することにより、心身の健やかな成長につながるとともに、ふれあいを通じておとなとの健やかな愛着関係を築いたり、様々な活動を通して運動能力や感受性を育んだり、人生の礎を築くことができると言えます。
- こうした基礎的な学びから、全てのこどもが格差なく質の高い学びを得られるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小を中心としたこどもの育ちに関する関係機関が切れ目なく、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を提供し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図る必要があります。

➤ 地域子育て支援

- 核家族化の進行と地域社会の連帯感の希薄化などを背景とし、子育てに対する負担感や孤独感を感じる保護者が増加していることが問題となっています。場合によっては、子育て支援が必要な世帯であるにもかかわらず、活用できる情報や支援が届いていないケースもあります。
- 特に社会とのつながりが希薄になる傾向があるとされる3歳未満児の保護者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点など、地域の身近な場を通じた支援の充実を図るとともに、いずれにも通っていないこどもの状況を適切に把握し、必要に応じて、子育て支援サービス等の利用につなげていく必要があります。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
保護者が希望した施設に通っているこどもの割合（％）	98.9 (R6 年度)	99.3
一時預かり事業利用件数（件）	1,012 (R5 年度)	1,100
架け橋期※のカリキュラム作成率（％）	—	100.0

※ 架け橋期

生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるための重要な時期として、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間を指す。

施策（１）就学前教育・保育事業の充実

安全・安心な環境のもと、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えるため、ニーズを注視しながら、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い教育・保育の提供を目指します。なお、教育・保育等の具体的な利用ニーズの見込み量と、確保の方策については第５章に掲載します。

■主な事業

○教育・保育施設の充実（認定こども園、保育所等） 等

施策（２）多様な保育ニーズに対応した事業の充実

仕事と家庭の両立を図ることができるよう、保護者の就労形態や就労時間に応じ、一時預かりや延長保育などの事業により子育てをサポートします。なお、各事業の具体的な利用ニーズの見込み量と、確保の方策については第５章に掲載します。

■主な事業

○一時預かり事業 ○一時保育事業 ○延長保育事業
○病児・病後児保育事業 ○子育て短期支援事業 ○在宅保育すこやか応援事業
○地域子育て支援拠点事業 ○広域入所委託事業 等

施策（３）幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の支援

幼児期から小学校への円滑な接続を推進していくため、保育所・認定こども園と小学校の職員による参観や意見交換など、相互理解を深める交流活動を支援します。

また、これからの新しい時代を主体的に生きていけるよう、こどもたちに必要な資質・能力を一体的に育むため、幼児教育・保育の研究的取組を実施します。

■主な事業

○幼児教育推進事業 ○就学指導（再掲） 等

施策（４）就学前教育・保育運営事業者への支援

安定的な保育環境を維持しながら、こどもたちと保護者に適切なサービスを提供できるよう、各事業を運営する事業者を支援します。

■主な事業

- 経営安定支援事業 ○通園バス運行事業 ○施設用地整備事業
- 施設整備事業 ○保育就労奨励金支給 ○臨時保育士処遇改善推進事業
- 保育士支援奨学金返還助成事業 ○保育補助者雇用強化事業
- 保育体制強化事業 ○保育所等施設型給付費 ○特定地域型保育給付費
- 要支援児童保育対策事業（再掲） ○図書の団体貸出 等

目標 Ⅲ

こどもの健やかな成長と

郷土を愛する豊かな心の育ちを支援します

【こどもの学童期・思春期における支援】

学童期は、身体的に大きく成長し、精神的にも自らのことを客観的にとらえられるようになり、善悪の判断や規範意識が形成されるとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けるなど、自己肯定感や道徳性、社会性などが育まれる時期です。

学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗を経験しながら、直面する課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めていくことができる環境を整えていくことが重要です。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。

一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。

思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に進路の選択が制約されることがないように支えていくことが望まれます。

成果指標

指標名	現状値	目標値（R11）
大仙市が好きな児童・生徒の割合（％）	93.2 (R6 年度)	95.0
こども・若者の心身の健康についての情報提供やこころのケアが十分だと思う保護者の割合（％）	58.0 (R6 年度)	60.0

施策の方向性

①こどもの学び・育ちの支援

取り巻く状況と課題

➤ 学校教育

- こどもたちが成長し社会に出ていくまでの過程において長い年月を過ごす学校は、教育の場として大変重要です。それと同時に、学校は単に学ぶだけの場ではなく、他者と関わりながら育つ大切な居場所の一つであり、こどもにとって最善な利益の実現を図る観点から、学校生活を充実したものとし、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる必要があります。

➤ 学校教育以外の活動

- 一方、学校活動以外にも、地域社会の中でのおとなや様々な年代との交流を通じた多様な体験活動も、こどもたちにとって大きな意義を持っています。新しいことにチャレンジしようとする意欲や興味・関心、社会課題などに立ち向かおうとする意識や課題解決能力、自然に親しみ、大切にしようとする心など、多くの学びを得ることができるため、こうした体験ができる機会や環境を提供していく必要があります。
- 本市では、市内の小学3年生から中学3年生を対象に地域行事への参加や企業・施設等での見学・体験など、地域と関わる活動を通じてふるさとを愛する心を育て、地域の将来を担う人材の育成を目指す「大仙ふるさと博士育成事業」を展開しています。これまでの認定者数は令和7年1月現在、名誉博士が316人、上級が1,553人、中級が4,453人、初級が6,845人に上っています。
- また、働く保護者が放課後も安心して預けることができ、こどもたちへ学習や体験の機会を提供する場として、放課後子ども教室などが市内各地域で特色ある施策が実施されています。現状では合併前の旧市町村単位での活動となっており、合併後の統一的なシビックプライド醸成のためにも、今後は地域横断的な取組にしていく必要があります。
- こうしたふるさと教育も一助となっていると考えられ、本市のアンケート調査によると、大仙市が「すごく好き」あるいは「少し好き」と回答した児童・生徒の割合は9割を超えています。しかし、こども・若者の遊びや体験活動の機会が「あまりないと思う」あるいは「まったくないと思う」と回答した保護者の割合は51.8%と高く、保護者の実感には至っていないため、今後はさらなる周知の充実を図る必要があります。

➤ 多文化共生社会

- 近年、日本で暮らす外国人が増え、接する機会も多くなっています。SDGsへの対応として、多様性を尊重し、誰も取り残さない持続可能な社会を実現するためにも、多文化共生が求められています。

- 地域社会の一員としてともに生きていくためには、互いの文化的違いを認め尊重しあい、対等な関係を築くことが重要です。本市ではグローバルな視野で主体的に学びを深める資質・能力を育成するため、児童・生徒が海外や県外の方々と英語などの外国語を使ったコミュニケーション、情報交換などの交流活動を行った場合に、その活動内容に応じてポイントを付与する「グローバルジュニアマイスター育成事業」を実施しています。これまでの認定者数は令和7年1月現在、マイスター79人、ゴールド171人、シルバー383人、ブロンズ1,055人となっています。
- こうした国際交流活動のさらなる推進により、グローバルな視野と国際協調の精神を醸成し、異文化理解を通して、多文化共生社会への理解を促進する必要があります。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
放課後子ども教室の延べ参加人数（人）	2,300 （R6年度）	2,300
大仙ふるさと博士認定者数（人）	1,442 （R5年度）	1,300※
グローバルジュニア・マイスター新規認定者数（人）	150 （R5年度）	140※
放課後児童クラブの登録者数（人）	1,294 （R6年度）	1,182※

※ 目標値が現状値よりも低くなっているが、これは人口動態など、数値に影響を与える要因を考慮し算出したものである。

具体的な施策

施策（１）学校教育の充実

学習指導要領に示された内容の確実な定着を図るとともに、社会的な自立に必要な能力を育てるためのキャリア教育を推進し、総合的な学力の向上を目指します。

■主な事業

- 学校生活支援事業 ○小・中連携ネットワークを生かした授業改善
- 課題解決研修の実施 ○児童生徒理解研修の実施
- キャリア教育推進「総合的な学力育成」事業
- コロンブスの卵 アキタ・デ・サイエンス事業
- OT（ティームティーチング）・少人数学習・小学校における教科担任制の導入
- 部活動指導員の配置 ○コミュニティ・スクール 等

施策（２）学びと社会の連携促進

学校の教育活動だけでは得られない体験を通じて、こどもたちの新しいことにチャレンジしようとする意欲や興味・関心、社会課題などに立ち向かおうとする意識や課題解決能力を育むとともに、国際交流活動の推進により、グローバルな視野と国際協調の精神を醸成し、異文化理解を通して、多文化共生社会への理解を促進します。

■主な事業

- 大仙市中学生議会（再掲） ○大仙っ子読書の日
- 子ども読書活動推進事業（子ども読書通帳事業） ○放課後子ども教室（再掲）
- 「大仙ふるさと博士育成」事業 ○大仙グローバルジュニアマイスター育成事業
- 国際教養大学との交流活動 ○こころのプロジェクト「夢の教室」
- だいせん防災教育「生き抜く力育成」事業 等

施策（３）地域のスポーツ・生涯学習・郷土学習の推進

こどもたちが自分の生まれ育ったふるさとに誇りと愛着をもちながら健やかに成長することができるよう、心身の健全な育成を図る機会や、楽しみながらふるさとについて学ぶ機会を提供します。

■主な事業

- 学校・家庭・地域連携総合推進事業 ○部活動地域移行事業
- 「大仙ふるさと博士育成」事業（再掲） ○ふるさとの偉人再発見事業
- 体験的学習時間支援事業 ○小・中学生ウィンタースポーツ推進事業
- 大仙市ふるさと探訪楽園ツアー（「大仙ふるさと博士育成」事業との連携）（再掲）
- 放課後子ども教室（再掲） ○大仙スポーツ少年団大会派遣への支援 等

施策（４）放課後児童の安全・安心な居場所づくり

こどもたちが、安全で安心な環境のもと、放課後に様々な活動に取り組めるような居場所づくりを進めます。

■主な事業

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（再掲）
- 児童館の適切な運営 等

施策の方向性

②心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

取り巻く状況と課題

▶ 不登校・ひきこもり

- 社会環境の変化などに伴い、こども・若者を取り巻く環境は大きく変化する中、不登校やひきこもり、ニートなど、社会生活を営む上で困難を抱えるこども・若者が増加していることを受け、平成22年、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、こうしたこどもや若者を支援するためのネットワークづくりが推進されてきました。
- 本市では、同法に基づき、平成25年に大仙市子ども・若者総合相談センター「びおら」、平成29年に同じく「ふらっと」を設置し、NPO法人に運営を委託して学校や社会への復帰をサポートしています。
- 令和5年度の利用者数は、支援対象者が「びおら」で延べ926人、「ふらっと」で延べ1,988人、保護者や関係者が両施設で合わせて延べ2,674人となっており、多くの支援ニーズがあることがうかがえます。
- 今後は潜在的なニーズの掘り起こしを行い、支援を必要とする方々の受け皿を着実に確保するとともに、利用者と社会とのつながりを創出し、円滑な社会復帰を促進する必要があります。

▶ 健康に関する知識

- 女性は妊娠や出産など、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあり、こうした問題の重要性について、男性を含め、広く社会全体で認識することが重要です。
- こどもたちがこうした問題を正しく理解し、心身ともに健康で、夢や希望を抱きながら自身のライフスタイルを選択できるよう、情報提供と相談・ケアの体制構築が必要です。

▶ こどもの非行

- こどもの非行の状況については、特殊詐欺や大麻の乱用などへの関与が増加しており、低年齢化の傾向もみられます。スマートフォンの普及などにより、犯罪や非行のきっかけとなる有害情報へのアクセスが容易となったことなどが原因と考えられています。
- 薬物乱用防止教室については、国の「第六次薬物乱用防止五か年戦略（令和5年8月8日薬物乱用対策推進会議決定）」において、学校保健計画に位置付けられ、全ての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めるとされています。本市では、令和5年度に薬物乱用防止教室を中学校全10校で開催したほか、小学校20校のうち16校においても開催しています。
- こどもたちをおとなが地域ぐるみで見守り、非行を防ぐとともに、こどもが正しい知識を身につけ、犯罪や非行から自らを守るための学びの場のさらなる充実や、こどもたちが安心して相談できる体制の構築を図る必要があります。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値（R6）	目標値（R11）
薬物乱用防止教室の開催回数（回）	21 （R5 年度）	20※

※ 厚生労働省「第六次薬物乱用防止五か年戦略」において、すべての中学校が年1回の開催、地域の実情に応じて小学校も開催に努めることが定められていることから、毎年、市内の全10校の中学校と、小学校については半数の10校での実施を目標とする。

具体的な施策

施策（１）心身の健康に関する情報提供とケア

こどもたちの心身の健康的な発達と自身のライフスタイルの選択に必要な情報を適切に提供しながら、悩みなどを抱えたときなどに、そのケアを迅速かつ丁寧に行える体制を構築します。

■主な事業

- プレコンセプションケア、リプロダクティブヘルス／ライツ※の普及啓発
- （仮称）こどもの相談窓口に関する普及啓発・情報発信事業【新規】
- 子ども・若者育成支援事業（再掲）
- スクールカウンセラーやフレッシュカウンセラー（臨床心理士等）、心の教室相談員（スマイルサポーター）の配置
- 教育支援センター「フレッシュ広場」の運営（再掲）
- いじめ・不登校等に関する実態調査の実施 等

施策（２）非行防止と自立支援

こどもたちの非行をおとなたちが見守り防ぐとともに、こどもたちが非行について学び、自らを守るような支援を行います。

■主な事業

- 青色回転灯装着車による子ども安全・安心パトロール
- 大仙警察署や防犯協会との連携による啓発活動
- 再犯防止計画の推進
- 保護司会との連携
- 青少年育成大仙市民会議
- 薬物乱用防止教室
- 情報モラルいじめ対策事業（再掲） 等

目標 IV

将来に夢と希望を持つ若者を応援します

【こどもの青年期における支援】

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間であり、大学などへの進学や就職に伴う環境の変化に適応する能力を養い、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。

また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあります。自らの価値観や生き方を確立しようとしませんが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがあります。

青年期にある若者が自己肯定感を持ち、社会の一員として主体的に社会参画し、自立した生活ができるよう、若者が抱える多様な悩みや困難を社会全体が受け止め、必要な支援を提供するとともに、若者が自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような環境づくりや社会全体の理解促進を図ります。

成果指標

指標名	現状値	目標値（R11）
婚姻件数（件）	180 （R4 年）	200
大仙市は若者が活躍できるまちだと思う保護者の割合（％）	21.7 （R6 年度）	25.0
大仙市は働きやすいまちだと思う保護者の割合（％）	35.8 （R6 年度）	40.0

施策の方向性

①就労支援、雇用の安定のための取組

取り巻く状況と課題

➤ 就労への意識

- こども家庭庁では、日本と諸外国のこども・若者の意識を比較することにより、その意識の特徴などを把握し、こども・若者に関する施策の参考とするため、毎年、「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」を実施しています。その中で、「働くことに関する現在又は将来の不安」について、「不安」と回答した人の割合が最も高かった項目は「十分な収入が得られるか」で35.8%、次いで「そもそも就職できるのか・仕事を続けられるのか」で33.8%となっています。
- このような結果から、若い世代が自らの資格や経験・スキルなどを生かし、将来に夢と希望を持ちながら就労するには、十分な賃金と働きやすい環境を提供する良質な雇用の創出と就職、事業の起業・経営等をサポートする体制が必要です。

➤ 若者無業者

- 労働力調査によると、全国の15～39歳の若者無業者数は令和5年平均で59万人と、前年と比較して2万人の増加となっています。
- そのような若者に対する支援の第一歩として、その若者が就職につまずいた理由や背景を正確に把握・分析し、本人とその家族に合った支援計画により適切な支援につなぐことが大切です。

➤ 就職に困難を抱える若者

- 障がいや長期のひきこもりなど様々な理由で就職に困難を抱える若者が増えており、市では、こうした若者とその家族を支援する体制として、平成25年度から子ども・若者育成支援事業、平成28年度から生活困窮者就労準備支援事業、令和5年度からは重層的支援体制整備事業を実施しています。
- 本市のアンケート調査によると、大仙市が「すごく好き」または「少し好き」と答えた児童・生徒は93.2%となっていますが、おとなになっても大仙市に住み続けたいと思う児童・生徒の割合は73.9%となっており、就職などに不安があることもこの結果の要因の一つであると考えられます。
- 今後も若者とその家族の悩みに寄り添い、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援体制を提供していく必要があります。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
一般者向け就職説明会・企業説明会参加者数（人）	19 （R5 年度）	20
だいせん Labo への相談者数	50 （R5 年度）	108
若者（15～39歳）の無業者の割合（％）	1.7 （R2 年）	1.5

具体的な施策

施策（１）就職・起業支援

若い世代が自らの資格や経験・スキルなどを存分に発揮でき、将来にわたって夢と希望を持ちながら安心して働き続けられる環境を整備します。

■主な事業

- 地元経済団体・業界団体への採用要請活動 ○資格取得応援事業
- 一般者向け就職説明会・企業説明会 ○大仙市入社準備助成金
- 創業支援事業 ○大仙市雇用助成金 ○工業等振興雇用奨励金
- 人材獲得応援事業 ○だいせん Labo の運営 ○若者チャレンジ応援補助金
- 新規就農者研修施設の運営 ○企業経営者・起業家交流会 等

施策（２）若者の活動・社会参画の機会の充実

若者が本市を舞台に地域課題の解決を目指しながら、主体的に進んでチャレンジしようとする気持ちを応援します。

■主な事業

- だいせん Labo の運営（再掲） ○若者チャレンジ応援補助金（再掲）
- 女性活躍のためのコミュニティ形成促進事業
- 秋田大学地域連携ゼミ生との協働 ○大学生等フィールドワークサポート事業
- 高校生ワークショップの開催【新規】（再掲）
- 若者意見入力フォームの設置【新規】（再掲） 等

施策（３）若者無業者（ニート等）の職業的自立支援

ひきこもりや障がいなどで就職に困難を抱える悩みに寄り添い、若者とその家族に合った支援を一緒に考え、切れ目なくサポートします。

■主な事業

- 大仙市「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業(重層的支援体制整備事業)
(再掲)
- 子ども・若者育成支援事業（再掲） ○生活困窮者就労準備支援事業（再掲）
- 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）（再掲） 等

施策の方向性

②出会い・結婚への支援

取り巻く状況と課題

➤ 出会い・結婚

- ライフスタイルや結婚観、価値観の変化、仕事と家庭の選択などが一因となり、少子化の大きな要因とされる未婚化・晩婚化が進行しています。一方で、県のアンケート調査によると、回答のあった独身男女のうち60.7%が結婚を希望しており、多くの若者が結婚を希望している状況が伺えます。結婚や出産は個人の生き方や価値観に関わるものであり、個人の自由な選択に委ねられるものですが、結婚、出産を望んでいる方が、その希望を叶えられていない現状もあります。
- 令和6年度に県が実施したアンケート調査では、現在結婚していない、あるいは結婚を考えていない若者のうち、その理由について「自由や気楽さを失いたくないから」及び「結婚の必要性を感じないから」と答えた若者の割合は合計で40.0%となっています。結婚・子育てに希望が持てるよう、年少期から家庭を築くことへの憧れを育む教育や啓発などを進めるとともに、各年代でライフプランを学び考える機会を充実させながら、これまで以上に家庭や職場、地域全体で結婚・子育てを応援する気運を醸成していくことが重要です。
- また、市内在住の女性が市内の婚活イベントに参加しにくいなどの課題もあります。異性とのコミュニケーション経験が少ないことなどから自らを上手くアピールできず、婚活イベントに何度参加してもなかなか交際に至らない場合もあり、コミュニケーション力の向上など自分自身のスキルアップを促す取組も必要です。
- コロナ禍やデジタル化の進展に伴い、マッチングアプリに代表されるオンラインでの婚活サービスを通じて結婚した人の割合は年々増え続けており、今後、こうした出会いのニーズは益々高まっていくことが見込まれ、出会いの場の変化にあわせた支援の充実が必要となっています。
- 結婚を考えている方の希望が叶うよう、人生のパートナーを見つけるサポートを進めるとともに、結婚を前向きに捉え、能動的に行動する人が増えるよう、結婚観の醸成と、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を充実させていく必要があります。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値（R6）	目標値（R11）
あきた結婚支援センター登録助成件数 （件）	16 （R5 年度）	27
出会い・結婚に関するセミナー開催回数 （回／年度）	1 （R6 年度）	3
将来こどもがほしい、またはもう一人ほし いと思う若者の割合（％）	69.2 （R6 年度）	71.0

具体的な施策

施策（１）出会いの機会の創出

民間の発想を活かした多様な出会いの場を創出するため、出会い・結婚応援イベントの開催に対する助成を行うとともに、結婚を希望する男女に対して、出会いの場となるあきた結婚支援センターの入会登録料に対する助成を行い、出会いの機会の創出に取り組みます。

■主な事業

- 出会い・結婚応援イベント助成金 ○民間との連携によるイベントの開催
- あきた結婚支援センター入会登録料助成金 等

施策（２）出会いの場の変化に合わせた支援

マッチングアプリやＡＩなど、時代とともに婚活に用いられるツールが変化する中で、その利用ニーズを適切に捉え、それらの安全安心な利用のための啓発に取り組みます。

■主な事業

- マッチングアプリの安全・安心な利用に関する普及・啓発セミナー 等

施策（３）結婚観・家族観の醸成

結婚・子育てを前向きにとらえられるよう、年少期から家庭を築くことへの憧れを育む教育や啓発を進めます。

■主な事業

- （仮称）結婚・子育てポジティブキャンペーン【新規】
- （仮称）ライフデザイン教育【新規】（再掲）
- （仮称）乳幼児との触れ合い体験事業【新規】 等

施策（４）結婚に伴う新生活への支援

結婚に伴う新生活に係る各種補助金の支給により、費用負担の軽減に取り組みます。

■主な事業

- 結婚新生活支援事業（住宅取得費用、引越費用等の補助） 等

目標 V

安心感と自己肯定感を持てる、
ゆとりある子育てをサポートします

【子育て当事者に対する支援】

共働き世帯の増加や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした中で、祖父母や近隣の方から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況になってきています。

また、少子化が進行する中で、こども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もあります。

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱えることなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるような環境が、こども・若者の健やかな成長のために重要であり、社会全体で支援を行う必要があります。

成果指標

指標名	現状値	目標値（R11）
こどもの成長に喜びを感じることができている保護者の割合（％）	98.0 （R6 年度）	100.0
こどもを持つことができてよかったと思う保護者の割合（％）	98.6 （R6 年度）	100.0
大仙市に住み続けたい、大仙市で子育てを続けたいと思う保護者の割合（％）	75.0 （R6 年度）	80.0

施策の方向性

①子育てや教育に関する経済的負担の軽減

取り巻く状況と課題

▶ 子育てや教育に関する経済的負担

- 子育てや教育に関する経済的負担は、こどもの性別やライフステージによらず高い割合の保護者が感じています。こども一人を大学卒業まで育て上げるのには多額の費用がかかり、経済的負担が大きいのが現状です。
- 社人研の第16回出生動向基本調査によると、妻の年齢が35歳未満の夫婦においては、理想のこども数を持たない理由として経済的理由を挙げる夫婦が多い傾向にあります。本市のアンケート調査においても44.3%の保護者がそのように回答しており、理想のこども数を持たない理由の大多数を占め、国と同様の傾向となっています。
- 一般的に、こどもの乳幼児期に要する支出のうち、養育費や医療費は収入に占める割合が高く、国や市の支援によって負担の軽減が図られつつあるものの、そこにこどもの成長過程に応じた高等学校や大学への入学などの教育費の負担が加わるという状況があり、子育てを社会的に支援する観点から、こうした子育て家庭への経済的支援が求められています。
- また、子育てに伴う直接的なコストに加えて、育児休業期間中の収入の減少や子育てのために退職したことによる収入の途絶なども出産をためらわせる一因になっていると考えられます。
- 子育てをする家庭の生活の安定とこどもの健やかな成長を支援するため、こどもや家庭の状況に応じて、各種手当の支給や助成などを行うことにより、妊娠・出産や子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るとともに、こどもの権利の保障の観点からも、経済的理由で教育を受ける機会が失われることのないよう就学の段階に応じた適切な支援が必要です。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる保護者の割合（％）	44.3 (R6年度)	42.0

具体的な施策

施策（１）子育て全般に関する経済的負担の軽減

子育て家庭の生活の安定を図り、次代を担うこどもの健やかな成長を促すために、児童手当の支給をはじめ、生まれ育った環境に関わらない手当の支給やこどもに係る医療費無償化などの支援を行います。

■主な事業

- 児童手当制度 ○出産祝金 ○子育てファミリー支援事業
- 子育て世帯応援融資利子補給制度 ○福祉医療制度（マル福） 等

施策（２）未就学児に関する経済的負担の軽減

未就学児がいる保護者の年齢は比較的若く、収入に占める養育費の割合が高い傾向にあるため、その負担が軽減されるよう手当の支給や保育料無償化などの支援を行います。

■主な事業

- すこやか子育て支援事業（保育料・副食費無償化）
- 子育てのための施設等利用給付費 ○在宅保育すこやか応援事業（再掲）
- 出産・子育て応援事業（出産・子育て応援ギフトの給付）
- 未熟児養育医療の給付 等

施策（３）義務教育に関する経済的負担の軽減

就学による更なる負担の増加を軽減し、こどもたちが健やかに成長できるよう支援します。

■主な事業

- 学校給食費の負担軽減 ○就学援助制度（再掲） 等

施策（４）高等教育に関する経済的負担の軽減

経済的理由で教育を受ける機会が失われることのないよう、高等教育費の負担を軽減するため、各種奨学金制度による支援を行います。

■主な事業

○給付型奨学金制度（再掲） ○貸与型奨学金制度（再掲） 等

施策の方向性

②ひとり親家庭への支援

取り巻く状況と課題

▶ ひとり親家庭の状況

- ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、様々な困難を伴う場合があります。一般的に就業率は高いものの収入が低い傾向にあり、こどもに様々な経験を諦めさせたり、希望を叶えられなかったりといった不安や葛藤を感じてしまう保護者もいます。時間的にも経済的にも、また精神的にも余裕がなく、孤立してしまうケースが多い傾向にあります。
- 令和2年国勢調査によると、本市の18歳未満のこどもがいるひとり親世帯は304世帯あり、内訳は、母子世帯が273世帯、父子世帯が31世帯と母子世帯の方が多くなっています。
- 本市のアンケート調査によると、過去1年間に公共料金（電気・ガス代など）を支払うことができなかった経験のある保護者の割合は、ひとり親世帯以外の保護者で6.2%であるのに対し、ひとり親世帯では13.0%とその割合は倍以上になっています。
- また、こどもの世話や看病について頼れる人（家族・親族等を含む）が、「あまりいない」あるいは「まったくいない」と回答した保護者の割合は、ひとり親世帯以外では27.2%であるのに対し、ひとり親世帯では34.3%となっており、ひとり親世帯の保護者の割合が高くなっています。
- さらに、大仙市に住み続けて、大仙市で子育てを続けたいかという設問に対し、「あまり思わない」あるいは「まったく思わない」と回答した保護者の割合は、ひとり親世帯以外で22.5%である一方で、ひとり親世帯では34.4%とその割合が高くなっています。

▶ ひとり親家庭への支援

- 本市のアンケート調査によると、子育て当事者同士の交流の場があると感じる保護者の割合は、ひとり親世帯以外で42.5%であるのに対し、ひとり親世帯では32.1%とその割合は低くなっています。
- こうした結果などを踏まえ、ひとり親世帯にとって必要な支援につながるようサポートするとともに、子育て当事者同士の交流を促進しながら、社会的に孤立することがないよう支援する必要があります。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
ひとり親家庭等相談件数（件）	209 （R5 年度）	170
子育てに心配や不安を感じるひとり親世帯の保護者の割合（％）	74.0 （R6 年度）	70.0
子育て当事者同士の交流の場があると感じるひとり親世帯の保護者の割合（％）	32.1 （R6 年度）	35.0

具体的な施策

施策（１）経済的負担の軽減と雇用の安定に向けた支援

家計や就労状況に不安や困難を抱えているひとり親世帯が、安心できる養育環境を得られるよう支援します。

■主な事業

- 児童扶養手当制度 ○母子父子寡婦福祉資金貸付金
- 母子家庭等自立支援給付金事業 ○ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業
- 生活困窮者自立相談支援事業（就労支援）（再掲）
- 生活保護受給者等就労自立促進事業 等

施策（２）家庭に寄り添った相談・生活支援

相談支援などにより家庭と関わる際には、家庭ごとに異なる生活状況を適切に把握し、関係機関が連携しながら、その家庭に合った支援プランに従って、生活を支援します。

■主な事業

- ひとり親家庭日常生活支援事業 ○こども家庭センターによる相談支援（再掲）
- 子育て短期支援事業（再掲） ○母子生活支援施設入所措置
- 「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業（重層的支援体制整備事業）（再掲）
- 生活困窮者自立相談支援事業（再掲） 等

施策（３）ひとり親同士交流の場の創出

ひとり親世帯が孤立することなく、同じような環境にある親同士で悩みや思いを共有できる機会をつくれます。

■主な事業

- ひとり親家庭の相談会・交流会の開催【新規】
- 子どもの居場所づくり推進事業（こども食堂との連携）（再掲）
- 民間団体等への活動支援 等

施策の方向性

③ワーク・ライフ・バランスの推進

取り巻く状況と課題

▶ ワーク・ライフ・バランス

- 1980年代、女性の社会進出が飛躍的に進み、出産後も働きたい女性が増えるとともに、働く女性を支援する考え方が発展するにつれて、ワーク・ライフ・バランスという言葉がアメリカ合衆国において使われ始めました。日本においても、雇用環境の悪化や少子高齢化、男女雇用機会均等法の考え方の浸透などに伴い、労働者の働き方に対する価値観が多様化し、1990年代以降ワーク・ライフ・バランスが意識されるようになり、「経済財政改革の基本方針2007」が発表された際、少子化対策の施策の一つとしてワーク・ライフ・バランスが位置付けられました。
- 夫婦共働き世帯や核家族世帯の増加や、未だ子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中で、このワーク・ライフ・バランスという考え方は、女性はもちろん男性にも重要な概念となっており、男性も家事や子育てに積極的に参加でき、男女がともに働きやすく、子育てもしやすい環境づくりを進めることが求められています。
- 本市では、「大仙市男女共同参画プラン」を策定し、ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備や男女共同参画意識の普及・啓発などの施策を推進していますが、本市のアンケート調査では、市内の会社などで働く保護者の32.6%が、自身の職場がワーク・ライフ・バランスに配慮していると「あまり思わない」あるいは「思わない」と答えており、制度は充実しているものの、理想とするワーク・ライフ・バランスが実現できていないという実態もあります。
- 仕事の進め方や業務体制を見直し、長時間労働の改善を進めるとともに、男女を問わず短時間勤務やテレワークなどの柔軟で多様な就業形態や、育児・介護休業等を取得しやすい雰囲気など、多様な生活スタイルやライフステージに応じ、希望するワーク・ライフ・バランスが実現できる職場環境の整備が必要です。

▶ 時間貧困

- 慶応義塾大学の分析によると、正社員の共働き世帯の約3割が十分な家事育児や余暇の時間を取れない状況にあり、国際的に見た場合、主要7か国で最も低い状況にあるとしており、子育て世代の時間貧困が問題となっています。本市のアンケート調査でも、子育て中に自分または夫婦・パートナーだけの時間が十分に確保できていると感じる保護者の割合は58.0%に留まっており、子育てをすることで生じる時間貧困への対策も重要です。
- 家事の外注や、子育て支援サービスをより利用しやすい環境の整備、後ろめたいと感じなくて済む地域社会の理解を促進し、自分自身やこどもと向き合えるゆとりを持った子育て環境の構築が必要です。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
自分の勤務先がワーク・ライフ・バランスに配慮していると感じる保護者の割合（％）	61.0 (R6 年度)	63.0
自身または夫婦・パートナーだけの時間が十分に確保できていると感じる保護者の割合（％）	58.0 (R6 年度)	60.0
家族とご飯を食べる日よりも、ひとりだけでご飯を食べる日の方が多い児童・生徒の割合（％）	7.0 (R6 年度)	6.3

具体的な施策

施策（１）子育てしやすい働き方の推進

子育てしやすい働き方やワーク・ライフ・バランスに関する理解の促進に向けて、市内事業者に対する広報啓発、情報提供などを行うとともに、働き方の改革を促進します。

■主な事業

- 男女共同参画推進セミナー ○イクボス※研修
- 大曲仙北雇用開発協会を通じた働き方改革に係る周知・啓発 等

施策（２）男性の育児休業が当たり前になる社会づくり

男性の子育て当事者意識を醸成するための機会を提供するとともに、男性の育児休業取得が当たり前になるよう、市内事業者に対する広報啓発、情報提供などを行います。

■主な事業

- パパママ教室（再掲） ○企業主催のセミナーに対する開催費用補助
- イクボス研修（再掲） 等

※ イクボス

職場で共に働く部下やスタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織としての成果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。

施策（３）時間貧困対策、家事・育児負担の軽減

日常的な家事・育児の負担を軽減し、こどもやパートナー、さらには自分自身と向き合う時間の確保を支援するとともに、育児疲れの解消やリフレッシュ目的だけでなく、保護者の予期しない体調不良などの場合も安心して利用できるサービスを提供します。

■主な事業

- （仮称）家事育児支援事業【新規】（再掲） ○一時預かり事業（再掲）
- 子育て短期支援事業（再掲） ○こども誰でも通園制度【新規】 等

施策の方向性

④子育て世帯が住み続けたくなる環境づくり

取り巻く状況と課題

➤ 地域の子育て環境

- 少子高齢化の進行、共働き世帯の増加や核家族化など、社会情勢の変化やライフスタイルの多様化に伴い、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このような子育て環境の変化は、保護者の子育てに対する不安感、孤立感に影響を与えます。
- 令和2年国勢調査によると、本市における核家族世帯の数は14,286世帯で、全世帯数の半数を超えています。また、市内における共働き世帯の割合は、未就学児の保護者及び就学児の保護者ともに7割を超えており、今後も増加することが見込まれます。また、本市のアンケート調査では、「本市に住み続け、本市で子育てを続けたいと思う保護者の割合」は75.0%となっており、子育て世帯にとってある程度住みやすい環境が確保できているものと考えられますが、共働き世帯の増加を見据えた対応と本市での子育てを選択する保護者の増加に向けて、共働き世帯が子育てしやすい環境の整備と、三世帯同居を望む方を含め、子育てしやすい住環境の整備に向けた取組を進める必要があります。

➤ 地域の子育て支援

- ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点施設などの不定期の教育・保育事業の利用について、本市のニーズ調査によると、利用したいと回答した方は28.6%とある程度のニーズはあるものの、実際に利用していると回答した方は6.0%に留まっており、地域ぐるみでこどもと子育て家庭を支える体制の整備と、その利用促進を図る必要があります。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
住宅リフォーム支援事業申請件数（件）	66 (R5 年度)	100
授乳スペース設置箇所数（箇所）	23 (R6 年度)	30
ファミリー・サポート・センター事業 サポート会員登録者数（人）	62 (R6 年度)	77

指標名	現状値	目標値（R11）
子育て支援拠点施設の延べ利用者数（人）	12,703 （R5 年度）	17,023
こどもの世話や看病について頼れる人がいると思う保護者の割合（％）	71.2 （R6 年度）	83.1

具体的な施策

施策（１）子育てにやさしい生活環境の整備

犯罪や事故から子どもを守る安全面の整備やデジタル技術も活用したこども・子育てに係る各種手続きの利便性の向上、三世帯同居を含む子育てしやすい住環境の整備に対する支援など、子育てにやさしい生活環境を整備します。

■主な事業

- 青色回転灯装着車による子ども安全・安心パトロール（再掲）
- 大仙警察署や防犯協会との連携による啓発活動（再掲）
- 通学路等安全確保事業 ○グリーンベルト設置 ○公園維持管理（再掲）
- 公共施設等における授乳場所などの整備 ○こどもDXの推進
- 住宅リフォーム支援事業
- 移住支援制度（住宅取得支援事業、若者・子育て世帯家賃支援事業、だいせん暮らし応援事業） 等

施策（２）子育てに関する相談体制の充実

子育てに対する不安感、孤独感の解消に向け、気軽に子育てに関する相談ができる相談体制の充実を図ります。

■主な事業

- こども家庭センターによる相談支援（再掲）
- 子育て支援センターによる相談支援
- 子どもの居場所づくり推進事業（こども食堂との連携）（再掲）
- こんにちは赤ちゃん訪問事業（再掲） ○乳幼児健康診査（再掲） 等

第5章

大仙市子ども・子育て支援事業計画 ～ニーズとサービス量の見込み～

大仙市子ども・子育て支援事業計画（第3期）

「子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」において、都道府県や市町村に策定が義務付けられている計画で、計画期間における幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等について、子育て世帯に対するニーズ調査の結果（第2章に一部掲載）や、現在の利用状況、今後の利用希望等を踏まえた「量の見込み」を設定し、市の現状や将来的な事業提供の見込みなどを勘案した上で、具体的な提供方針として「確保の方策」を定めています。

本市では、平成27年3月に、保護者や事業主、学識者、子育て支援事業従事者等から構成される「大仙市子ども・子育て会議」における議論を経て、平成27年度から令和元年度までの5か年を計画期間とする第1期計画を策定しました。

その後、令和2年度を始期とする第2期計画を策定し、引き続き安定的な教育・保育、子育て支援サービスの提供を進めてきましたが、今般、第2期計画期間の終了に伴い、次期計画となる「第3期大仙市子ども・子育て支援事業計画」を、「大仙市こども計画」に内包する形で定めます。

なお、本章に記載された事業は「第4章 取組の方向性と施策」と方向性を同じくするものであり、推進にあたっては「事業の量」のみではなく、「質の確保」についても十分に配慮し、子育て家庭のサポートはもちろん、子ども自身の健やかな成長も支援していきます。

1 教育・保育提供区域の設定

認定こども園や認可保育所などの教育・保育施設、子育て支援拠点施設等の利用者は、おおむね旧市町村ごとに設置された居住地付近の施設を利用しているため、本計画では次のとおり、教育・保育提供区域を地域自治区単位の8区域と設定します。

なお、「子育て短期支援事業」、「病児・病後児保育事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」、「利用者支援事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」は、教育・保育提供区域を大仙市全域とし、一体的に事業を実施します。

地域名	児童数
大曲	3,205人
神岡	311人
西仙北	375人
中仙	494人
協和	267人
南外	144人
仙北	551人
太田	352人

※ニーズ調査による推計値(令和6年度)



○各地域の状況

地域名	地域の状況等			
	実施事業名	箇所数	実施事業名	箇所数
大曲地域	市内の子育て世帯の約半数が居住し、核家族世帯が他地域に比べて多くなっており、今後も増加が見込まれるため、多様な保育ニーズに対応する必要があります。例年、地域中心部の認定こども園や認可保育所などには入所申込みが集中するため、調整が必要となっています。 子育て支援拠点施設、病児保育施設を設置し、主に市中央部の利用者を受け入れているほか、ファミリー・サポート・センター事業のセンターを設置し、市内全域の会員相互の調整を行っています。 また、小学校ごとに放課後児童クラブを設置しています。利用ニーズに合わせて、クラブの増設や定員の拡充を行っています。			
	認定こども園	3	子育て支援拠点施設	1
	認可保育所	13	病児・病後児保育事業	1
	地域型保育施設	1	利用者支援事業	1
	認可外保育施設	2	ファミリー・サポート・センター	1
	一時預かり事業	17	放課後児童クラブ	23
	延長保育事業	14		
神岡地域	認定こども園による教育・保育の一体的な提供が行われています。 また、放課後児童クラブは、利用ニーズに対応するため、1施設で2支援単位が設置されています。			
	認定こども園	1	延長保育事業	1
	一時預かり事業	1	放課後児童クラブ	2
西仙北地域	認定こども園、認可保育所がそれぞれ1園ずつ設置されているほか、子育て支援拠点施設が1か所、病児・病後児保育施設が1か所設置されており、西部地区の子育て支援拠点となっています。 また、放課後児童クラブは、高学年の利用ニーズに対応するため、2施設で行われています。			
	認定こども園	1	子育て支援拠点施設	1
	認可保育所	1	病児・病後児保育事業	1
	一時預かり事業	2	放課後児童クラブ	2
	延長保育事業	2		

地域名	地域の状況等			
	実施事業名	箇所数	実施事業名	箇所数
中仙地域	認定こども園による教育・保育の一体的な提供が行われているほか、市民会館内に子育て支援拠点施設が開設されており、地域及び近隣地域の子育て親子の交流の場となっています。 また、小学校が3校ありますが、放課後児童クラブは2施設で3支援単位を設置しており、ワゴン車などによる送迎を行っています。			
	認定こども園	1	子育て支援拠点施設	1
	一時預かり事業	1	放課後児童クラブ	3
	延長保育事業	1		
協和地域	認定こども園による教育・保育の一体的な提供が行われています。 また、放課後児童クラブは1施設で2支援単位を設置しています。			
	認定こども園	1	延長保育事業	1
	一時預かり事業	1	放課後児童クラブ	2
南外地域	認定こども園による教育・保育の一体的な提供が行われています。 また、小学校の余裕教室を活用して、放課後児童クラブを設置しています。			
	認定こども園	1	延長保育事業	1
	一時預かり事業	1	放課後児童クラブ	1
仙北地域	既存の幼稚園・認可保育所の建物を活かした、2園舎からなる認定こども園を設置していますが、園舎が離れているため、適切な教育・保育環境を提供するために1園舎による統合運営を目指します。 また、その認定こども園は、大曲地域に隣接していることもあり、大曲地域からの利用者も多くなっています。 さらに、小学校が2校あり、それぞれ放課後児童クラブを設置して児童を受け入れています。			
	認定こども園	1	延長保育事業	1
	一時預かり事業	1	放課後児童クラブ	2
太田地域	認定こども園を開園しているほか、病児・病後児保育施設が設置され、主に東部地区の児童の受け入れを行っています。 また、小学校が3校ありますが、放課後児童クラブは1施設で3支援単位を設置しており、ワゴン車などによる送迎が行われています。			
	認定こども園	1	病児・病後児保育事業	1
	一時預かり事業	1	放課後児童クラブ	1
	延長保育事業	1		

2 量の見込みと確保の方策

(1) 教育・保育事業

保護者の就労状況や利用を希望する施設、こどもの年齢に応じて、市が次の3つの区分に応じて該当するこどもを認定します。認定された区分に応じて、認定こども園や認可保育所などの教育・保育施設を利用することができます。

市が認定した全ての児童が、希望に応じて教育・保育施設を利用できるよう、教育・保育施設の充実を図ります。

- ・ 1号認定児童…満3歳以上で、認定こども園（教育部分）などの教育施設を利用する児童
- ・ 2号認定児童…満3歳以上で、保護者の就労など保育が必要な事由に該当し、認定こども園（教育部分）・認可保育所などの保育施設を利用する児童
- ・ 3号認定児童…満3歳未満で、保護者の就労など保育が必要な事由に該当し、認定こども園・認可保育所・小規模保育施設などの保育施設を利用する児童

【大仙市全域】

		令和 7 年度					令和 8 年度						
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)	1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他					教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		45	1,087		325	266	228	38	1,060		300	250	205
			10	1,077					10	1,050			
確 保 の 方 策	認定こども園	120	631		163	146	106	110	589		156	142	102
	認可保育所		476		164	138	117		479		150	115	111
	地域型保育事業				7	6	6				6	7	6
	企業主導型保育事業		1		1	5	5		1		1	5	5
	合計(B)	120	1,108		335	295	234	110	1,069		313	269	224
過不足 (B) - (A)		75	21		10	29	6	72	9		13	19	19

		令和 9 年度					令和 10 年度						
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)	1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他					教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		33	987		276	245	188	29	883		263	231	177
			10	977					10	873			
確 保 の 方 策	認定こども園	105	553		160	141	93	105	493		159	130	86
	認可保育所		451		129	110	98		405		123	104	92
	地域型保育事業				6	7	6				6	6	7
	企業主導型保育事業		1		1	5	5		1		1	5	5
	合計(B)	105	1,005		296	263	202	105	899		289	245	190
過不足 (B) - (A)		72	18		20	18	14	76	16		26	14	13

		令和 11 年度					
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		25	837		250	213	168
			10	827			
確 保 の 方 策	認定こども園	95	471		144	118	80
	認可保育所		381		117	98	86
	地域型保育事業				6	6	7
	企業主導型保育事業		1		1	5	5
	合計(B)	95	853		268	227	178
過不足 (B) - (A)		70	16		18	14	10

- 各認定区分において、各年度とも利用ニーズを確保の方策（利用定員）が上回っており、利用希望者を十分に受け入れることができる見込みです。
- 地域によっては利用定員を上回る利用ニーズがあるため、地域間での調整を図ります。
- 各地域のニーズ量と実情に応じた施設整備を行い、良質で適切な保育環境を提供します。

【大曲地域】

		令和7年度					令和8年度						
認定区分		1号	2号		3号 (2歳)	3号 (1歳)	3号 (0歳)	1号	2号		3号 (2歳)	3号 (1歳)	3号 (0歳)
			教育 ニーズ	その他					教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ(A)		30	639		217	175	147	24	644		191	154	132
			5	634					5	639			
確 保 の 方 策	認定こども園	45	187		56	41	24	35	184		48	36	21
	認可保育所		461		158	132	114		461		144	112	108
	地域型保育事業				7	6	6				6	7	6
	企業主導型保育事業		1		1	5	5		1		1	5	5
	合計(B)	45	649		222	184	149	35	646		199	160	140
過不足(B)-(A)		15	10		5	9	2	11	2		8	6	8

		令和 9 年度					令和 10 年度						
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)	1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他					教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		21	610		168	147	121	19	564		160	140	114
			5	605					5	559			
確 保 の 方 策	認定こども園	35	181		42	36	18	35	178		42	30	18
	認可保育所		438		126	108	96		396		120	102	90
	地域型保育事業				6	7	6				6	6	7
	企業主導型保育事業		1		1	5	5		1		1	5	5
	合計(B)	35	620		175	156	125	35	575		169	143	120
過不足 (B) - (A)		14	10		7	9	4	16	11		9	3	6

		令和 11 年度					
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		17	541		152	125	108
			5	536			
確 保 の 方 策	認定こども園	25	175		36	24	18
	認可保育所		372		114	96	84
	地域型保育事業				6	6	7
	企業主導型保育事業		1		1	5	5
	合計(B)	25	548		157	131	114
過不足 (B) - (A)		8	7		5	6	6

- 各年度とも利用定員が利用ニーズを上回っているため、利用希望者は概ね受け入れることができる見込みです。
- 地域内でも利用ニーズにばらつきがあり、特に地域中心部の施設に利用希望が集まるため、地域内や他地域と調整する必要があります。

【神岡地域】

		令和7年度					令和8年度						
認定区分		1号	2号		3号 (2歳)	3号 (1歳)	3号 (0歳)	1号	2号		3号 (2歳)	3号 (1歳)	3号 (0歳)
			教育 ニーズ	その他					教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ（A）		1	56		11	13	11	1	54		13	10	10
			1	55					1	53			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	59		12	16	12	10	55		13	10	12
	認可保育所												
	地域型保育事業												
	企業主導型保育事業												
	合計(B)	10	59		12	16	12	10	55		13	10	12
過不足（B）－（A）		9	3		1	3	1	9	1		0	0	2

		令和 9 年度					令和 10 年度						
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)	1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他					教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		1	44		10	10	9	1	36		10	10	8
			1	43					1	35			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	47		12	12	9	10	37		12	12	9
	認可保育所												
	地域型保育事業												
	企業主導型保育事業												
	合計(B)	10	47		12	12	9	10	37		12	12	9
過不足 (B) - (A)		9	3		2	2	0	9	1		2	2	1

		令和 11 年度					
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		1	32		10	10	8
			1	31			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	32		10	10	8
	認可保育所						
	地域型保育事業						
	企業主導型保育事業						
	合計(B)	10	32		10	10	8
過不足 (B) - (A)		9	0		0	0	0

- 教育・保育施設は、認定こども園として運営されており、保護者の就労状況などによらず、児童を受け入れることができます。
- 1号認定は、各年度とも利用ニーズを利用定員が上回っており、利用希望者を受け入れることができる見込みです。2号・3号認定児童は必要に応じて利用定員の変更を行います。

【西仙北地域】

		令和7年度					令和8年度						
認定区分		1号	2号		3号 (2歳)	3号 (1歳)	3号 (0歳)	1号	2号		3号 (2歳)	3号 (1歳)	3号 (0歳)
			教育 ニーズ	その他					教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		3	59		18	11	9	3	56		19	5	8
			0	59					0	56			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	45		12	12	7	10	40		15	9	6
	認可保育所		15		6	6	3		18		6	3	3
	地域型保育事業												
	企業主導型保育事業												
	合計(B)	10	60		18	18	10	10	58		21	12	9
過不足 (B) - (A)		7	1		0	7	1	7	2		2	7	1

		令和 9 年度						令和 10 年度					
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)	1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他					教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		3	50		8	11	7	2	38		17	10	7
			0	50					0	38			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	37		8	9	6	10	30		15	9	6
	認可保育所		13		3	2	2		9		3	2	2
	地域型保育事業												
	企業主導型保育事業												
	合計(B)	10	50		11	11	8	10	39		18	11	8
過不足 (B) - (A)		7	0		3	0	1	8	1		1	1	1

		令和 11 年度					
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		2	32		16	10	7
			0	32			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	23		14	8	5
	認可保育所		9		3	2	2
	地域型保育事業						
	企業主導型保育事業						
	合計(B)	10	32		17	10	7
過不足 (B) - (A)		8	0		1	0	0

- 地域の2施設のうち、1施設は認定こども園として運営されており、保護者の就労状況などによらず、児童を受け入れることができます。
- 各年度とも、必要に応じて利用定員の変更を行いながら概ね利用ニーズを満たすことができる見込みです。

【中仙地域】

		令和7年度					令和8年度						
認定区分		1号	2号		3号 (2歳)	3号 (1歳)	3号 (0歳)	1号	2号		3号 (2歳)	3号 (1歳)	3号 (0歳)
			教育 ニーズ	その他					教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ（A）		0	95		24	22	19	0	91		27	24	17
			1	94					1	90			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	95		24	23	19	10	91		27	24	18
	認可保育所												
	地域型保育事業												
	企業主導型保育事業												
	合計(B)	10	95		24	23	19	10	91		27	24	18
過不足（B）－（A）		10	0		0	1	0	10	0		0	0	1

		令和 9 年度					令和 10 年度						
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)	1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他					教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		0	87		30	23	16	0	80		29	22	15
			1	86					1	79			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	88		30	24	18	10	81		30	24	15
	認可保育所												
	地域型保育事業												
	企業主導型保育事業												
	合計(B)	10	88		30	24	18	10	81		30	24	15
過不足 (B) - (A)		10	1		0	1	2	10	1		1	2	0

		令和 11 年度					
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		0	79		28	21	14
			1	78			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	81		30	24	15
	認可保育所						
	地域型保育事業						
	企業主導型保育事業						
	合計(B)	10	81		30	24	15
過不足 (B) - (A)		10	2		2	3	1

- 教育・保育施設は、認定こども園として運営されており、保護者の就労状況などによらず、児童を受け入れることができます。
- 各年度とも、必要に応じて利用定員の変更を行いながら概ね利用ニーズを満たすことができる見込みです。

【協和地域】

		令和7年度					令和8年度						
認定区分		1号	2号		3号 (2歳)	3号 (1歳)	3号 (0歳)	1号	2号		3号 (2歳)	3号 (1歳)	3号 (0歳)
			教育 ニーズ	その他					教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ（A）		0	55		12	6	9	0	51		7	12	8
			1	54					1	50			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	58		12	8	9	10	51		8	12	9
	認可保育所												
	地域型保育事業												
	企業主導型保育事業												
	合計(B)	10	58		12	8	9	10	51		8	12	9
過不足（B）－（A）		10	3		0	2	0	10	0		1	0	1

		令和 9 年度					令和 10 年度						
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)	1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他					教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		0	40		14	11	7	0	34		13	10	7
			1	39					1	33			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	41		18	12	9	10	34		15	12	9
	認可保育所												
	地域型保育事業												
	企業主導型保育事業												
	合計(B)	10	41		18	12	9	10	34		15	12	9
過不足 (B) - (A)		10	1		4	1	2	10	0		2	2	2

		令和 11 年度					
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		0	31		12	10	7
			1	30			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	31		12	10	7
	認可保育所						
	地域型保育事業						
	企業主導型保育事業						
	合計(B)	10	31		12	10	7
過不足 (B) - (A)		10	0		0	0	0

- 教育・保育施設は、認定こども園として運営されており、保護者の就労状況などによらず、児童を受け入れることができます。
- 各年度とも、必要に応じて利用定員の変更を行いながら概ね利用ニーズを満たすことができる見込みです。

【南外地域】

		令和7年度					令和8年度						
認定区分		1号	2号		3号 (2歳)	3号 (1歳)	3号 (0歳)	1号	2号		3号 (2歳)	3号 (1歳)	3号 (0歳)
			教育 ニーズ	その他					教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		2	28		6	3	1	2	23		5	2	1
			1	27					1	22			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	28		6	6	3	10	25		6	6	3
	認可保育所												
	地域型保育事業												
	企業主導型保育事業												
	合計(B)	10	28		6	6	3	10	25		6	6	3
過不足 (B) - (A)		8	0		0	3	2	8	2		1	4	2

		令和 9 年度					令和 10 年度						
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)	1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他					教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		2	19		3	2	1	1	13		3	2	1
			1	18					1	12			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	21		3	3	3	10	13		3	2	2
	認可保育所												
	地域型保育事業												
	企業主導型保育事業												
	合計(B)	10	21		3	3	3	10	13		3	2	2
過不足 (B) - (A)		8	2		0	1	2	9	0		0	0	1

		令和 11 年度					
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		1	11		3	2	1
			1	10			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	12		3	3	2
	認可保育所						
	地域型保育事業						
	企業主導型保育事業						
	合計(B)	10	12		3	3	2
過不足 (B) - (A)		9	1		0	1	1

- 教育・保育施設は、認定こども園として運営されており、保護者の就労状況などによらず、児童を受け入れることができます。
- 各年度とも、必要に応じて利用定員の変更を行いながら概ね利用ニーズを満たすことができる見込みです。

【仙北地域】

		令和 7 年度					令和 8 年度						
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)	1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他					教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		7	98		20	24	18	6	86		24	28	16
			0	98					0	86			
確 保 の 方 策	認定こども園	15	100		23	25	18	15	88		24	30	18
	認可保育所												
	地域型保育事業												
	企業主導型保育事業												
	合計(B)	15	100		23	25	18	15	88		24	30	18
過不足 (B) - (A)		8	2		3	1	0	9	2		0	2	2

		令和 9 年度					令和 10 年度						
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)	1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他					教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		5	81		28	27	15	5	71		27	26	14
			0	81					0	71			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	82		30	30	18	10	71		27	27	15
	認可保育所												
	地域型保育事業												
	企業主導型保育事業												
	合計(B)	10	82		30	30	18	10	71		27	27	15
過不足 (B) - (A)		5	1		2	3	3	5	0		0	1	1

		令和 11 年度					
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		4	66		26	25	13
			0	66			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	66		26	25	13
	認可保育所						
	地域型保育事業						
	企業主導型保育事業						
	合計(B)	10	66		26	25	13
過不足 (B) - (A)		6	0		0	0	0

- 教育・保育施設は、認定こども園として運営されており、保護者の就労状況などによらず、児童を受け入れることができます。
- 各年度とも、必要に応じて利用定員の変更を行いながら概ね利用ニーズを満たすことができる見込みです。
- 適切な教育・保育環境を提供するため、現在の2園舎を1園舎に統合して運営するために必要な施設整備を行います。

【太田地域】

		令和7年度					令和8年度						
認定区分		1号	2号		3号 (2歳)	3号 (1歳)	3号 (0歳)	1号	2号		3号 (2歳)	3号 (1歳)	3号 (0歳)
			教育 ニーズ	その他					教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ（A）		2	57		17	12	14	2	55		14	15	13
			1	56					1	54			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	59		18	15	14	10	55		15	15	15
	認可保育所												
	地域型保育事業												
	企業主導型保育事業												
	合計(B)	10	59		18	15	14	10	55		15	15	15
過不足（B）－（A）		8	2		1	3	0	8	0		1	0	2

		令和 9 年度					令和 10 年度						
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)	1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他					教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		1	56		15	14	12	1	47		14	13	11
			1	55					1	46			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	56		17	15	12	10	49		15	14	12
	認可保育所												
	地域型保育事業												
	企業主導型保育事業												
	合計(B)	10	56		17	15	12	10	49		15	14	12
過不足 (B) - (A)		9	0		2	1	0	9	2		1	1	1

		令和 11 年度					
認定区分		1 号	2 号		3 号 (2 歳)	3 号 (1 歳)	3 号 (0 歳)
			教育 ニーズ	その他			
利用ニーズ (A)		0	45		13	11	10
			1	44			
確 保 の 方 策	認定こども園	10	45		13	12	10
	認可保育所						
	地域型保育事業						
	企業主導型保育事業						
	合計(B)	10	45		13	12	10
過不足 (B) - (A)		10	0		0	1	0

- 教育・保育施設は、認定こども園として一体的に運営されており、保護者の就労状況などによらず、児童を受け入れることができます。
- 各年度とも、必要に応じて利用定員の変更を行いながら概ね利用ニーズを満たすことができる見込みです。

(2) 多様な保育ニーズに対応した事業

保護者の就労形態や就労時間に対応し、仕事と家庭の両立を図るため、以下の事業を行い、子育てをサポートします。

① 預かり保育事業

認定こども園の通常の教育時間以外に、保護者の要望に応じて児童を保育する事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数※1		55人	48人	43人	39人	35人
ニーズ量	年間利用日数	450人日	390人日	350人日	310人日	270人日
	一人当たりの年間平均利用日数※2	8.2日	8.1日	8.1日	7.9日	7.7日
確保の方策 (実施箇所数)		10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

※1 「推計児童数」は1号認定及び教育ニーズの高い2号認定の推計児童数の合計

※2 「一人当たりの年間平均利用日数」＝「年間利用日数」÷「推計児童数」

○一時的な就労などにより、通常の迎えの時間に間に合わない場合など、1号認定児童の預かり保育事業に対しては、ある程度の利用ニーズが見込まれます。

○利用ニーズに対応できるよう、全ての認定こども園で預かり保育事業を実施します。

② 一時預かり事業

保護者が仕事や用事、リフレッシュなどの理由により、一時的に保育を必要とする児童を保育所などで保育する事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数※1		250人	225人	205人	195人	185人
ニーズ量	年間利用日数※2 (A)	150人日	135人日	123人日	117人日	111人日
	一日あたり人数 (B=A/293日※3)	0.51人	0.46人	0.42人	0.40人	0.38人
確保の方策 (実施箇所数)		26か所	26か所	26か所	26か所	26か所

※1 「推計児童数」は0～5歳の推計人口から1～3号認定の児童数を除いた数

※2 「年間利用日数」は「推計児童数」に回答者の利用意向率と利用意向日数を乗じた数

※3 認可保育所などの休園日を除く年間開所日数

○一時預かり事業については、地域内の認可保育所、認定こども園等で実施します。

○対象は主として、認可保育所などに未入所の児童ですが、1号認定児童の土曜日や長期休業中の一時的な預かり保育にも対応します。

③延長保育事業

認可保育所の通常の開所時間以外の保育ニーズに対応し、開所前または閉所後など、通常の開所時間以外に保育を実施する事業です。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
推計児童数※	1,906 人	1,815 人	1,696 人	1,566 人	1,479 人
ニーズ量	513 人	488 人	456 人	421 人	398 人
	26.9%	26.9%	26.9%	26.9%	26.9%
確保の方策 (実施箇所数)	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所

※ 「推計児童数」は2号・3号認定の児童数

○延長保育事業は、各地域の認可保育所、認定こども園で実施します。

○急な残業や通勤時間の都合などにより、通常の開所時間内に送迎ができない場合に、開所前または閉所後の30分から2時間、開所時間を延長します。

○これまでの利用状況や推計される今後のニーズ量から、実施箇所数は変えずに引き続き実施します。

④病児・病後児保育事業

病気療養中あるいは病気の回復期にあつて、集団生活が困難な期間について、病院などに付設されたスペースで一時的に保育する事業です。病児・病後児保育事業には「病児対応型」、「病後児対応型」などがあります。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
推計児童数 (0～5 歳)		2,138 人	2,113 人	2,068 人	1,991 人	1,953 人
ニーズ量 (延べ人数)	ニーズ調査から算出	7,165 人	7,081 人	6,930 人	6,672 人	6,568 人
	利用実績から集計※1	806 人	806 人	806 人	806 人	806 人
確保の方策※2 (実施箇所数)		3,528 人	3,528 人	3,528 人	3,528 人	3,528 人
		3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

※1 「利用実績から推計」の値は、R1～R5 年度の利用実績の平均値(547 人)から推計

※2 「確保の方策」の人数は、3 施設の利用定員(14 人)に年間開所日数を乗じて算出

○「病児対応型」、「病後児対応型」については、これまでどおり大曲地域（中央部）、西仙北地域（西部）、太田地域（東部）の3箇所に設置し、必要に応じて施設の定員の見直しを図ります。

⑤子育て短期支援事業

家庭での保育が一時的に困難になった児童を児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
推計児童数 (0～5 歳)	2,138 人	2,113 人	2,068 人	1,991 人	1,953 人
ニーズ量	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件
確保の方策 (実施箇所数)	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所

○保護者の疾病、出産、恒常的な残業、休日出勤等の事由により、家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童福祉施設や里親において一定期間養育する短期入所生活援助事業（ショートステイ）を実施します。

⑥休日保育事業

日曜、祝日等に、保護者の就労などのため保育を必要とする児童を対象に行う事業です。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
推計児童数 (0～5 歳)	2,138 人	2,113 人	2,068 人	1,991 人	1,953 人
ニーズ量 (毎週利用希望)	73 人 3.4%	72 人 3.4%	71 人 3.4%	68 人 3.4%	67 人 3.4%
確保の方策 (施設数)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

○大曲地域の保育施設 1 か所で休日保育を実施していますが、利用実績や今後のニーズ量をもとに、事業の拡充について検討します。

⑧乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

育児で孤立し不安や悩みを抱えている子育て世帯を支援するため、親の就労状況や理由を問わず、生後 6 か月から満 3 歳未満のこどもを、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず保育施設などに時間単位で預けることができる通園制度です。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
推計児童数 (0～5 歳)	2,138 人	2,113 人	2,068 人	1,991 人	1,953 人
ニーズ量 (延べ人数)		1,748 人日	1,714 人日	1,646 人日	1,623 人日
確保の方策 (延べ人数)		1,834 人日	1,800 人日	1,729 人日	1,704 人日

○令和 7 年度から、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、令和 8 年度から本格実施となる予定です。今後の国の動向を注視しながら、令和 8 年度からの本事業の実施に向け調査及び検討に取り組んでいきます。

(3) 子育て支援活動拠点

いつでも気軽に悩みを相談できる仕組みや、子育て家庭同士の交流の場の整備、こどもや子育て家庭を社会全体で支える仕組みを整備し、子育てをサポートします。

①地域子育て支援拠点事業

子育て家庭の親とそのこどもが、気軽に集い交流や育児相談などを行う場を設置することにより、安心して子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る事業です。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
推計児童数 (0～2 歳)		1,013 人	1,008 人	977 人	951 人	924 人
二一ズ量	延べ利用回数	909 人回	904 人回	876 人回	853 人回	829 人回
確保の方策	拠点数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

○市内の公共施設を活用し、大曲地域（まるこのひろば）・中仙地域（うさちゃんひろば）・西仙北地域（つながこひろば）に各 1 か所ずつ設置しています。

○市内各地域の認定こども園や認可保育所でも園開放や子育て相談の機会を設けており、地域における交流や育児相談などを行う場としての役割も担っています。

②ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

子育ての支援がしたい方をサポート会員として登録し、支援の必要な方（ファミリー会員）の要望に応じて支援を行う事業です。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
推計児童数※ ¹ (小学 1 ～小学 6 年生)		5,529 人	5,365 人	5,144 人	4,977 人	4,766 人
ニーズ量※ ²		242 件	239 件	234 件	225 件	221 件
		4.4%	4.5%	4.5%	4.5%	4.6%
確保の方策	サポートセンター	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	サポート会員	77 人	77 人	77 人	77 人	77 人

※¹ 「推計児童数」は事業の対象となる推計児童数

※² ニーズ量は利用希望のある未就学児の「推計児童数」に回答者の利用意向率を乗じた数

○サポート会員とファミリー会員の仲介役として、サポートセンターを大曲地域に 1 か所設置し、コーディネーターを配置しています。

○これまでの利用状況及び推計されるニーズ量から、事業量はこれまでどおりとし、研修の充実などを通して、サポート会員の技能の向上を図ります。

③利用者支援事業

妊娠期から子育て期にわたる支援のワンストップ拠点として、こども家庭センター等を設置し、切れ目のない子育て支援を実施する事業です。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
推計児童数 (0 歳～小学 6 年生)		5,529 人	5,365 人	5,144 人	4,977 人	4,766 人
ニーズ量		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保の方策	こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

○本市では、令和 6 年 4 月にこども家庭センターを設置しました。こども家庭センターでは、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦やこども、子育て家庭等を対象として、妊婦期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する様々な悩みなどに対応します。

○こども家庭センターにはこどもに関する相談窓口を設置し、保健師や家庭支援員、母子・父子自立支援員の専門的な職員を配置し、必要に応じて調査、訪問などによる継続的な支援業務を行うことにより、切れ目のない支援や虐待への予防的な対応をとれるよう個々の家庭に応じた支援体制の構築を進めます。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室

保護者の仕事や社会活動への参加と子育ての両立を図るためには、小学校就学後の児童の保育の場も必要となります。またこどもたちにとっても、安全で安心な環境のもと、放課後に様々な活動に取り組めるような居場所が必要であり、こうした居場所づくりは大変重要です。

ニーズ調査では、小学校就学後の放課後の過ごし方について、低学年で65.6%、高学年で28.3%の保護者が放課後児童クラブの利用を希望しています。

これまでも必要に応じて放課後児童クラブの整備や放課後児童支援員の資質向上を図ってきましたが、今後も各地域のニーズに見合った放課後児童クラブの整備・運営を図ります。

また、これまでも学校や公共施設において、地域の人材を活用し、こどもたちへ様々な体験活動を提供してきた「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の連携を図りながら、地域のこどもたちが安全・安心に過ごしつつ、多様な体験・活動を行うことができるよう支援します。

<放課後児童クラブと放課後子ども教室>

○単独型

両事業が独自に活動内容を計画して、運営する形態。

○連携型

放課後児童クラブを利用している児童が、放課後子ども教室を開催している学校や施設に移動して、地域のこどもたちと一緒に体験・活動を行う形態。活動終了後、児童クラブに戻って活動します。本市では連携型により両事業を推進しています。

○一体型

すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内で両事業を実施して、放課後児童クラブを利用している、していないにかかわらず、すべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できる形態。両事業の指導員・従事者が、活動プログラムの企画段階から連携して取り組み、多様な体験・活動の機会を提供します。

①放課後児童クラブ

【大仙市全域】

		令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度	
児童数	1 年生	2, 978	483	2, 879	420	2, 716	363
	2 年生		447		482		420
	3 年生		523		449		484
	4 年生		486		520		447
	5 年生		523		483		518
	6 年生		516		525		484
ニーズ量 (A)	1 年生	1, 300	300	1, 269	269	1, 205	274
	2 年生		314		309		266
	3 年生		256		274		261
	4 年生		216		202		208
	5 年生		133		136		116
	6 年生		81		79		80
確保の 方策	定員(B)	1, 330		1, 315		1, 280	
	支援単位数	38		38		38	
過不足(B-A)		30		32		75	

		令和 10 年度		令和 11 年度	
児童数	1 年生	2, 599	368	2, 473	395
	2 年生		363		368
	3 年生		422		365
	4 年生		482		421
	5 年生		444		481
	6 年生		520		443
ニーズ量 (A)	1 年生	1, 148	275	1, 088	240
	2 年生		269		271
	3 年生		220		228
	4 年生		195		166
	5 年生		120		110
	6 年生		69		73
確保の 方策	定員(B)	1, 230		1, 185	
	支援単位数	36		34	
過不足(B-A)		82		97	

○地域によって異なるニーズ量に対応するため、学校の余裕教室や公共施設の活用、施設整備などを検討し、児童の健全育成のための受け皿を確保します。

○令和 5 年度からの全児童クラブの民間委託化による強みを生かし、放課後児童支援員及び補助員の確保と専門的研修などの実施により利用者満足度の向上を図ります。

【大曲地域】

		令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
児童数	1 年生	1, 628	298	1, 621	241	1, 554	207	1, 511	223	1, 431	219
	2 年生		242		297		240		207		223
	3 年生		300		245		300		242		210
	4 年生		268		298		243		298		241
	5 年生		272		266		297		241		298
	6 年生		248		274		267		300		240
ニーズ量 (A)	1 年生	782	185	773	162	751	175	710	163	672	159
	2 年生		203		188		169		171		160
	3 年生		152		184		162		137		144
	4 年生		129		118		137		121		101
	5 年生		72		80		64		79		66
	6 年生		41		41		44		39		42
確保の 方策	定員(B)	760		760		760		730		700	
	支援単位数	23		23		23		22		21	
過不足(B-A)		△22		△13		9		20		28	

○大曲地域は小学校数が8校と、市内20校中の40%を占めており、対象児童数は50%超となっています。

○中心部への人口集中が進んでいるため、ニーズに応じた施設整備を行い、状況に応じてクラブの拡充・縮小を進め、充足率の向上を図ります。

【神岡地域】

		令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
児童数	1 年生	164	25	160	25	141	16	141	22	134	20
	2 年生		26		25		25		16		22
	3 年生		27		26		25		25		16
	4 年生		22		27		26		25		25
	5 年生		35		22		27		26		25
	6 年生		29		35		22		27		26
ニーズ量 (A)	1 年生	71	15	72	13	61	17	61	13	55	9
	2 年生		17		18		9		16		11
	3 年生		14		15		13		8		15
	4 年生		13		14		11		13		8
	5 年生		8		8		7		6		7
	6 年生		4		4		4		5		5
確保の 方策	定員(B)	70		70		70		70		70	
	支援単位数	2		2		2		2		2	
過不足(B-A)		△1		△2		9		9		15	

○1施設で2支援単位の児童クラブを運営しています。

○利用ニーズに対応できており、十分に児童を受け入れることができます。

【西仙北地域】

		令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
児童数	1 年生	217	33	203	33	185	15	169	20	155	17
	2 年生		40		32		33		15		20
	3 年生		31		40		32		33		15
	4 年生		35		31		40		32		33
	5 年生		32		35		30		39		31
	6 年生		46		32		35		30		39
ニーズ量 (A)	1 年生	83	21	77	14	67	16	60	16	48	11
	2 年生		19		25		11		16		12
	3 年生		23		21		23		11		13
	4 年生		6		11		10		11		5
	5 年生		12		5		6		5		6
	6 年生		2		1		1		1		1
確保の 方策	定員(B)	90		90		80		60		60	
	支援単位数	2		2		2		1		1	
過不足(B-A)		7		13		13		0		12	

- 低学年と高学年のニーズに対応するため、2施設で児童クラブを開設しています。
- 児童数の減少が見込まれるため、状況に応じて施設数の縮小を図ります。

【中仙地域】

		令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
児童数	1 年生	285	38	247	27	221	28	198	27	190	35
	2 年生		35		38		27		28		27
	3 年生		43		35		38		27		28
	4 年生		50		43		35		38		27
	5 年生		55		49		43		35		38
	6 年生		64		55		50		43		35
ニーズ量 (A)	1 年生	102	20	89	19	83	20	74	22	74	14
	2 年生		23		19		19		19		24
	3 年生		16		19		15		13		15
	4 年生		24		15		13		10		11
	5 年生		12		10		9		7		6
	6 年生		7		7		7		3		4
確保の 方策	定員(B)	100		100		100		100		100	
	支援単位数	3		3		3		3		3	
過不足(B-A)		△2		11		17		26		26	

- 中仙地域は小学校3校に対し、児童クラブは2施設で3支援単位での運営となっています。
- 小学校の統合などにより児童クラブへの移動に送迎が必要なため、ワゴン車2台体制で送迎を行っています。

【協和地域】

		令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
児童数	1 年生	140	17	128	17	119	18	115	19	121	27
	2 年生		23		17		17		18		19
	3 年生		21		23		17		17		18
	4 年生		23		21		23		17		17
	5 年生		27		23		21		23		17
	6 年生		29		27		23		21		23
ニーズ量 (A)	1 年生	43	9	46	13	40	11	42	14	48	10
	2 年生		8		10		9		11		15
	3 年生		11		8		7		9		11
	4 年生		8		7		5		5		6
	5 年生		4		6		6		2		4
	6 年生		3		2		2		1		2
確保の 方策	定員(B)	70		60		60		60		60	
	支援単位数	2		2		2		2		2	
過不足(B-A)		27		14		20		18		12	

○協和小学校の余裕教室を活用して2支援単位の児童クラブを開設しています。

○利用ニーズに対応できており、十分に児童を受け入れることができます。

○児童数の減少が見込まれるため、ニーズ量に応じて定員の縮小を図ります。

【南外地域】

		令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
児童数	1 年生	83	8	82	9	71	11	62	8	54	8
	2 年生		15		8		9		11		6
	3 年生		15		14		7		9		10
	4 年生		17		14		14		7		9
	5 年生		21		17		14		14		7
	6 年生		7		20		16		13		14
ニーズ量 (A)	1 年生	35	7	38	7	31	5	30	5	28	5
	2 年生		7		7		7		6		6
	3 年生		6		5		5		6		5
	4 年生		7		9		6		6		7
	5 年生		5		6		5		4		3
	6 年生		3		4		3		3		2
確保の 方策	定員(B)	50		50		40		40		40	
	支援単位数	1		1		1		1		1	
過不足(B-A)		15		12		9		10		12	

○南外小学校の余裕教室を活用して、児童クラブを開設しています。

○利用ニーズに対応できており、十分に児童を受け入れることができます。

○児童数の減少が見込まれるため、ニーズ量に応じて定員の縮小を図ります。

【仙北地域】

		令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
児童数	1 年生	283	42	271	41	264	43	256	35	248	45
	2 年生		40		43		42		43		35
	3 年生		53		40		43		42		43
	4 年生		43		53		40		43		42
	5 年生		50		43		53		40		43
	6 年生		55		51		43		53		40
ニーズ量 (A)	1 年生	113	23	112	25	105	19	107	25	104	18
	2 年生		22		27		28		22		29
	3 年生		22		20		21		23		18
	4 年生		18		16		15		16		17
	5 年生		12		11		10		9		10
	6 年生		16		13		12		12		12
確保の 方策	定員(B)	95		95		95		95		95	
	支援単位数	2		2		2		2		2	
過不足(B-A)		△18		△17		△10		△12		△9	

○仙北地域の小学校2校に対し、それぞれの児童クラブを開設しています。

○長期休業期間中にニーズが集中する傾向にあるため、利用ニーズの状況に応じて、学校の余裕教室の活用などについて協議し、児童を十分に受け入れられるよう対応します。

【太田地域】

		令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
児童数	1 年生	178	22	167	27	161	25	147	14	138	24
	2 年生		26		22		27		25		14
	3 年生		33		26		22		27		25
	4 年生		28		33		26		22		27
	5 年生		31		28		33		26		22
	6 年生		38		31		28		33		26
ニーズ量 (A)	1 年生	71	20	72	16	67	11	64	17	59	14
	2 年生		15		15		14		8		14
	3 年生		12		12		15		13		7
	4 年生		11		12		11		13		11
	5 年生		8		10		9		8		8
	6 年生		5		7		7		5		5
確保の 方策	定員(B)	90		90		75		60		60	
	支援単位数	3		3		3		2		2	
過不足(B-A)		19		18		8		13		1	

○太田地域の小学校3校に対し、1施設3支援単位の児童クラブを開設しています。

○放課後に各学校をワゴン車などで巡回し、児童クラブへ送迎しています。

○児童数の減少が見込まれるため、ニーズ量に応じて定員の縮小を図ります。

②放課後子ども教室

こどもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民などの参画を得て、全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童数	2,978 人	2,879 人	2,716 人	2,599 人	2,574 人
低学年	1,453 人	1,351 人	1,267 人	1,153 人	1,128 人
高学年	1,525 人	1,528 人	1,449 人	1,446 人	1,446 人
確保の方策 (実施教室数)	24 教室	24 教室	24 教室	24 教室	24 教室

- 放課後子ども教室は、令和 6 年度末現在、市内 24 教室で実施されています。近隣の放課後児童クラブとの連携を図り、地域のこどもたちが一体的に体験活動を行っています。
- 地域の人材の協力を得ながら、体験プログラムや学習支援、スポーツ活動など、内容の充実を図ります。
- 利用児童の移動中の事故防止のため、小学校の余裕教室などを活用し、児童が校外に移動せずに、安全・安心で楽しく過ごせる場所の確保に努めます。

(5) 妊産婦・乳幼児に関する保健対策事業

本市では、こどもを安心して産み、ゆとりをもって健やかに育てるために、妊産婦に対する様々な支援や相談の場の提供などを行っています。

今後も保健、医療、福祉、教育の各分野で連携しながら、妊娠・出産、新生児期から乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、健康診査、訪問指導、保健指導や相談等の母子保健事業の一層の充実を図ります。

①こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

乳児のいる家庭を保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談に応じる事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問対象世帯数	286 世帯	278 世帯	271 世帯	263 世帯	256 世帯
訪問数	283 世帯	275 世帯	268 世帯	260 世帯	253 世帯
	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%
確保の方策	実施機関 こども家庭センター 実施体制 こども家庭センター保健師等				

○こども家庭センター保健師が乳児のいる家庭を訪問し、養育者の子育ての不安や悩みを聞いたり、必要な育児・子育てに関する情報提供を行うことで、子育て家庭の孤立化を防止します。

②養育支援訪問事業

育児ストレスや産後うつ、育児ノイローゼなどにより、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問して養育に関する指導、助言などを行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数 (0歳～小学6年生)	5,529 人	5,365 人	5,144 人	4,977 人	4,766 人
ニーズ量	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件
確保の方策	実施機関 こども家庭センター 実施体制 こども家庭センター保健師・子ども家庭支援員等				

○こども家庭センター保健師・家庭支援員等が、養育支援が特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談に応じます。

③妊婦健康診査

妊娠中の妊婦や胎児を定期的に診察して、健康状態を確認する健康診査です。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
妊娠届出者数		286 人	278 人	271 人	263 人	256 人
検診回数	妊婦一般健康診査	16 回	16 回	16 回	16 回	16 回
	妊婦歯科健康診査	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
確保の方策		妊婦健診： 県内協力産婦人科医療機関 歯科検診： 県内協力歯科医療機関				

○母子における健康保持増進のため妊婦健康診査を行うことにより、妊娠期における疾病の早期発見・早期治療による健康管理の向上を図るとともに、妊娠出産に係る経済的負担の軽減及び安心して妊娠出産ができる環境づくりに努めます。

④妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対し、面談などにより、心身の状況や置かれている環境などの把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の 見込み	妊娠届出者数	286 人	278 人	271 人	263 人	256 人
	1 組当たり面談回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
	面談実施合計回数	858 人	834 人	813 人	789 人	768 人
確保の方策		858 人	834 人	813 人	789 人	768 人

○こども家庭センターでは、妊娠届出の受付の段階から、各妊婦と面談を行い、心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談、その他の援助を行います。

○全妊婦を対象に妊娠届出時と産後の 2 回実施するほか、妊婦自身が希望する場合には、追加で実施します。なお、妊婦によっては必要に応じてさらに複数回実施します。

○産後についても、こどもの月齢（適齢）に応じ、乳児健康診査を実施することにより、相談体制を継続していくことで、安心して子育てができるよう支援します。

⑤産後ケア事業

出産し、退院した直後の母子に対して心身のケアやサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (推計産婦延べ人数)	295 人日	310 人日	315 人日	320 人日	325 人日
確保の方策 (延べ人数)	実施機関 池田産婦人科クリニック（宿泊型・日帰り型） 産前産後ケアハウス poco a poco（日帰り型・訪問型）				

○出産直後の母親が産後ケア施設でゆったりと休息が取れる宿泊型・日帰り型を実施します。

施設では、希望に応じて沐浴や授乳指導、育児相談にも応じます。

○このほか、自宅を訪問し、育児相談や育児サポートを行う訪問型も実施します。

資料編

1 意見聴取結果

(1) こども・保護者アンケート調査

【注意事項】

- ① 設問の構成比(%)については、小数点第2位以下を四捨五入して表記している。
- ② 単一回答の設問における構成比(%)は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計は必ずしも100.0%になっていない場合がある。
- ③ 複数回答の設問における構成比(%)は、集計対象数に対する回答数の比率を示すものであり、その合計は100.0%を超えることがある。

○ 児童・生徒

問 1 性 別		

問5 こどもの権利を知っているか			問6 困ったときに助けてくれる存在がいるか		
選択肢	計	割合	選択肢	合計	割合
1 知っている	178	19.8%	1 たくさんいる	554	61.6%
2 知らない	721	80.1%	2 少しいる	326	36.2%
無回答	1	0.1%	3 いない	17	1.9%
回答数計	900		無回答	3	0.3%
			回答数計	900	

問7 スクールカウンセラーへ悩みを話した経験があるか			問8 こども食堂へ行った経験があるか		
選択肢	合計	割合	選択肢	計	割合
1 話したことがある	79	8.8%	1 行ったことがある	30	3.3%
2 話したことはない	819	91.0%	2 行ったことはない	870	96.7%
無回答	2	0.2%	無回答	0	0.0%
回答数計	900		回答数計	900	
問9 自分の安心できる居場所はどこか（複数回答）					
選択肢			計	割合	
1 自分の家（自分の部屋を除く）			720	80.0%	
2 自分の部屋			460	51.1%	
3 学校（スポ少、部活動を除く）			302	33.6%	
4 スポ少、部活動			201	22.3%	
5 インターネット・SNS・オンラインゲーム上			163	18.1%	
6 塾や習い事の教室			63	7.0%	
7 公園や広場			115	12.8%	
8 祖父母・親戚の家や友だちの家			338	37.6%	
9 買い物や飲食をする施設（ショッピングセンターやファストフード店など）			117	13.0%	
10 お金を払って遊ぶ施設（カラオケ・ゲームセンターなど）			131	14.6%	
11 公共の建物（公民館、図書館など）			111	12.3%	
12 児童館			67	7.4%	
13 放課後等デイサービス			9	1.0%	
14 その他			33	3.7%	
15 わからない			11	1.2%	
16 安心できる居場所はない			4	0.4%	
集計対象数			900		
問10 大仙市が好きか			問11 大人になっても大仙市に住み続けたいか		
選択肢	計	割合	選択肢	計	割合
1 とても好き	512	56.9%	1 とても思う	257	28.6%
2 少し好き	327	36.3%	2 少し思う	408	45.3%
3 あまり好きではない	49	5.4%	3 あまり思わない	181	20.1%
4 まったく好きではない	9	1.0%	4 まったく思わない	53	5.9%
無回答	3	0.3%	無回答	1	0.1%
回答数計	900		回答数計	900	

問１２ 自分の意見を言える場があると感じるか

選択肢	計	割合
１ たくさんあると感じる	371	41.2%
２ 少しはあると感じる	489	54.3%
３ まったくないと感じる	39	4.3%
無回答	1	0.1%
回答数計	900	

問１３ 朝食を食べているか

選択肢	計	割合
１ 毎日食べている	769	85.4%
２ 食べる日の方が多い	84	9.3%
３ 食べる日の方が少ない	31	3.4%
４ ほとんど食べない	15	1.7%
無回答	1	0.1%
回答数計	900	

問１４ ひとりでご飯を食べることがあるか

選択肢	計	割合
１ ある（毎日ひとりで食べている）	22	2.4%
２ ある（ひとりで食べる日の方が多い）	41	4.6%
３ ある（ひとりで食べる日の方が少ない）	225	25.0%
４ ひとりで食べることはほとんどない	612	68.0%
無回答	0	0.0%
回答数計	900	

○ 保護者

問1 居住地域			問2 こどもから見た同居家族（複数回答）																																																														
<table><tr><th>選択肢</th><th>計</th><th>割合</th></tr><tr><td>1 大曲</td><td>368</td><td>51.9%</td></tr><tr><td>2 神岡</td><td>31</td><td>4.4%</td></tr><tr><td>3 西仙北</td><td>45</td><td>6.3%</td></tr><tr><td>4 中仙</td><td>67</td><td>9.4%</td></tr><tr><td>5 協和</td><td>55</td><td>7.8%</td></tr><tr><td>6 南外</td><td>16</td><td>2.3%</td></tr><tr><td>7 仙北</td><td>60</td><td>8.5%</td></tr><tr><td>8 太田</td><td>63</td><td>8.9%</td></tr><tr><td>9 大仙市以外</td><td>4</td><td>0.6%</td></tr><tr><td>無回答</td><td>0</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>回答数計</td><td>709</td><td></td></tr></table>			選択肢	計	割合	1 大曲	368	51.9%	2 神岡	31	4.4%	3 西仙北	45	6.3%	4 中仙	67	9.4%	5 協和	55	7.8%	6 南外	16	2.3%	7 仙北	60	8.5%	8 太田	63	8.9%	9 大仙市以外	4	0.6%	無回答	0	0.0%	回答数計	709		<table><tr><th>選択肢</th><th>計</th><th>割合</th></tr><tr><td>1 父親</td><td>595</td><td>83.9%</td></tr><tr><td>2 母親</td><td>683</td><td>96.3%</td></tr><tr><td>3 祖父</td><td>189</td><td>26.7%</td></tr><tr><td>4 祖母</td><td>248</td><td>35.0%</td></tr><tr><td>5 おじ、おば</td><td>34</td><td>4.8%</td></tr><tr><td>6 その他</td><td>128</td><td>18.1%</td></tr><tr><td>集計対象数</td><td>709</td><td></td></tr></table>			選択肢	計	割合	1 父親	595	83.9%	2 母親	683	96.3%	3 祖父	189	26.7%	4 祖母	248	35.0%	5 おじ、おば	34	4.8%	6 その他	128	18.1%	集計対象数	709	
選択肢	計	割合																																																															
1 大曲	368	51.9%																																																															
2 神岡	31	4.4%																																																															
3 西仙北	45	6.3%																																																															
4 中仙	67	9.4%																																																															
5 協和	55	7.8%																																																															
6 南外	16	2.3%																																																															
7 仙北	60	8.5%																																																															
8 太田	63	8.9%																																																															
9 大仙市以外	4	0.6%																																																															
無回答	0	0.0%																																																															
回答数計	709																																																																
選択肢	計	割合																																																															
1 父親	595	83.9%																																																															
2 母親	683	96.3%																																																															
3 祖父	189	26.7%																																																															
4 祖母	248	35.0%																																																															
5 おじ、おば	34	4.8%																																																															
6 その他	128	18.1%																																																															
集計対象数	709																																																																
問3 家庭にいるこどもの数			問4 理想のこどもの数																																																														
<table><tr><th>選択肢</th><th>計</th><th>割合</th></tr><tr><td>1 1人</td><td>149</td><td>21.0%</td></tr><tr><td>2 2人</td><td>379</td><td>53.5%</td></tr><tr><td>3 3人</td><td>128</td><td>18.1%</td></tr><tr><td>4 4人以上</td><td>51</td><td>7.2%</td></tr><tr><td>無回答</td><td>2</td><td>0.3%</td></tr><tr><td>回答数計</td><td>709</td><td></td></tr></table>			選択肢	計	割合	1 1人	149	21.0%	2 2人	379	53.5%	3 3人	128	18.1%	4 4人以上	51	7.2%	無回答	2	0.3%	回答数計	709		<table><tr><th>選択肢</th><th>計</th><th>割合</th></tr><tr><td>1 1人</td><td>32</td><td>4.5%</td></tr><tr><td>2 2人</td><td>336</td><td>47.4%</td></tr><tr><td>3 3人</td><td>274</td><td>38.6%</td></tr><tr><td>4 4人以上</td><td>64</td><td>9.0%</td></tr><tr><td>無回答</td><td>3</td><td>0.4%</td></tr><tr><td>回答数計</td><td>709</td><td></td></tr></table>			選択肢	計	割合	1 1人	32	4.5%	2 2人	336	47.4%	3 3人	274	38.6%	4 4人以上	64	9.0%	無回答	3	0.4%	回答数計	709																			
選択肢	計	割合																																																															
1 1人	149	21.0%																																																															
2 2人	379	53.5%																																																															
3 3人	128	18.1%																																																															
4 4人以上	51	7.2%																																																															
無回答	2	0.3%																																																															
回答数計	709																																																																
選択肢	計	割合																																																															
1 1人	32	4.5%																																																															
2 2人	336	47.4%																																																															
3 3人	274	38.6%																																																															
4 4人以上	64	9.0%																																																															
無回答	3	0.4%																																																															
回答数計	709																																																																
問5 理想のこども数を持ってない理由（「家庭にいるこどもの数」が「理想のこどもの数」より少ない場合のみ回答）																																																																	
<table><tr><th>選択肢</th><th>計</th><th>割合</th></tr><tr><td>1 子育てや教育にお金がかかりすぎるから</td><td>171</td><td>44.3%</td></tr><tr><td>2 仕事と育児の両立が困難だから</td><td>61</td><td>15.8%</td></tr><tr><td>3 健康上の理由から</td><td>22</td><td>5.7%</td></tr><tr><td>4 出産、育児の肉体的・精神的負担に耐えられないから</td><td>40</td><td>10.4%</td></tr><tr><td>5 自分や夫婦の生活を大切にしたいから</td><td>2</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>6 その他</td><td>55</td><td>14.2%</td></tr><tr><td>7 今後、出産予定または産みたいと思っている</td><td>12</td><td>3.1%</td></tr><tr><td>無回答</td><td>23</td><td>6.0%</td></tr><tr><td>回答数計</td><td>386</td><td></td></tr></table>						選択肢	計	割合	1 子育てや教育にお金がかかりすぎるから	171	44.3%	2 仕事と育児の両立が困難だから	61	15.8%	3 健康上の理由から	22	5.7%	4 出産、育児の肉体的・精神的負担に耐えられないから	40	10.4%	5 自分や夫婦の生活を大切にしたいから	2	0.5%	6 その他	55	14.2%	7 今後、出産予定または産みたいと思っている	12	3.1%	無回答	23	6.0%	回答数計	386																															
選択肢	計	割合																																																															
1 子育てや教育にお金がかかりすぎるから	171	44.3%																																																															
2 仕事と育児の両立が困難だから	61	15.8%																																																															
3 健康上の理由から	22	5.7%																																																															
4 出産、育児の肉体的・精神的負担に耐えられないから	40	10.4%																																																															
5 自分や夫婦の生活を大切にしたいから	2	0.5%																																																															
6 その他	55	14.2%																																																															
7 今後、出産予定または産みたいと思っている	12	3.1%																																																															
無回答	23	6.0%																																																															
回答数計	386																																																																

問6 自身またはパートナーは、産後、退院してから4か月健診までの間、市が実施する事業や医療機関等を利用した指導・ケアを十分に受けることができたと思うか

選択肢	計	割合
1 十分に受けることができた	264	37.2%
2 少し受けることができた	236	33.3%
3 あまり受けることができなかった	155	21.9%
4 まったく受けることができなかった	45	6.3%
無回答	9	1.3%
回答数計	709	

問7 こどもを持つことができて良かったと思うか

選択肢	計	割合
1 とても良かったと思う	638	90.0%
2 少し良かったと思う	61	8.6%
3 あまり良かったと思わない	5	0.7%
4 まったく良かったと思わない	2	0.3%
無回答	3	0.4%
回答数計	709	

問8 こども・若者の遊びや体験活動の機会が十分にあると感じるか

選択肢	計	割合
1 十分にあると思う	87	12.3%
2 少しあると思う	253	35.7%
3 あまりないと思う	326	46.0%
4 まったくないと思う	41	5.8%
無回答	2	0.3%
回答数計	709	

問9 こども・若者の心身の健康等についての情報提供やこころのケアが十分だと思うか

選択肢	計	割合
1 とても思う	112	15.8%
2 少し思う	299	42.2%
3 あまり思わない	269	37.9%
4 まったく思わない	28	3.9%
無回答	1	0.1%
回答数計	709	

問10 障がいや発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容が推進されていると感じるか

選択肢	計	割合
1 とても推進されていると感じる	42	5.9%
2 少し推進されていると感じる	257	36.2%
3 あまり推進されていないと感じる	355	50.1%
4 まったく推進されていないと感じる	52	7.3%
無回答	3	0.4%
回答数計	709	

問11 生活に困ったときに相談できる場所を知っているか。または、利用したことがあるか

選択肢	計	割合
1 相談できる場所を知っているし、利用したこともある	42	5.9%
2 相談できる場所を知っているが、利用したことはない	346	48.8%
3 相談できる場所を知らない	320	45.1%
無回答	1	0.1%
回答数計	709	

問１２ 過去１年間に公共料金（電気・ガス代など）を支払うことができなかったことがあるか

選択肢	計	割合
１ ある	53	7.5%
２ ない	655	92.4%
無回答	1	0.1%
回答数計	709	

問１３ 「大仙市は若者が活躍できるまち」だと思うか

選択肢	計	割合
１ すごく思う	13	1.8%
２ 少し思う	141	19.9%
３ あまり思わない	384	54.2%
４ まったく思わない	169	23.8%
無回答	2	0.3%
回答数計	709	

問１４ 子育て中でも、自分または夫婦・パートナーだけの時間が十分確保されていると感じるか

選択肢	計	割合
１ すごく感じる	112	15.8%
２ 少し感じる	299	42.2%
３ あまり感じない	269	37.9%
４ まったく感じない	28	3.9%
無回答	1	0.1%
回答数計	709	

問１５ こどもの世話や看病について頼れる人（家族・親族等を含む）がいるか

選択肢	計	割合
１ たくさんいる	103	14.5%
２ 少しいる	402	56.7%
３ あまりいない	140	19.7%
４ まったくない	62	8.7%
無回答	2	0.3%
回答数計	709	

問１６ 大仙市に住み続けて、大仙市で子育てをしたいと思うか

選択肢	計	割合
１ すごく思う	161	22.7%
２ 少し思う	371	52.3%
３ あまり思わない	140	19.7%
４ まったく思わない	35	4.9%
無回答	2	0.3%
回答数計	709	

問１７ 「大仙市は働きやすいまち」だと思うか

選択肢	計	割合
１ すごく思う	29	4.1%
２ 少し思う	225	31.7%
３ あまり思わない	329	46.4%
４ まったく思わない	123	17.3%
無回答	3	0.4%
回答数計	709	

問１８ こどもの成長に喜びを感じることができているか

選択肢	計	割合
１ すごく感じることができている	561	79.1%
２ 少し感じることができている	134	18.9%
３ あまり感じることができていない	12	1.7%
４ まったく感じることができていない	1	0.1%
無回答	1	0.1%
回答数計	709	

問１９ こどもたちに学校以外の居場所が確保されていると思うか

選択肢	計	割合
１ すごく思う	69	9.7%
２ 少し思う	272	38.4%
３ あまり思わない	289	40.8%
４ まったく思わない	78	11.0%
無回答	1	0.1%
回答数計	709	

問 2 0 子育てについて心配や不安を感じていることがあるか

選択肢	計	割合
1 ある	499	70.4%
2 ない	208	29.3%
無回答	2	0.3%
回答数計	709	

問 2 1 子育てについて心配や不安を感じていること
(問 2 0 で「ある」を選択した場合のみ複数選択可)

選択肢	回答数	割合
1 学力や進路のこと	399	80.0%
2 しつけのこと	201	40.3%
3 友だちのこと	240	48.1%
4 不登校・引きこもりのこと	63	12.6%
5 非行のこと	22	4.4%
6 健康状態のこと	109	21.8%
7 その他	61	12.2%
集計対象数	499	

問 2 2 自身について心配や不安を感じていることがあるか

選択肢	計	割合
1 ある	503	70.9%
2 ない	201	28.3%
無回答	5	0.7%
回答数計	709	

問 2 3 自身について心配や不安を感じていること
(問 2 2 で「ある」を選択した場合のみ複数選択可)

選択肢	計	割合
1 収入(家計など)のこと	365	72.6%
2 仕事のこと	273	54.3%
3 住まいのこと	130	25.8%
4 心身の健康のこと	251	49.9%
5 家族の健康・介護のこと	207	41.2%
6 人間関係のこと	133	26.4%
7 その他	11	2.2%
集計対象数	503	

問 2 4 子育て当事者同士の交流の場があると感じるか

選択肢	計	割合
1 すごく感じる	23	3.2%
2 少し感じる	265	37.4%
3 あまり感じない	342	48.2%
4 まったく感じない	74	10.4%
無回答	5	0.7%
回答数計	709	

問 2 5 自身の勤務先がワークライフバランスに配慮している職場だと思うか
(市内の会社等に勤務の場合のみ回答)

選択肢	計	割合
1 すごく思う	131	22.8%
2 少し思う	219	38.2%
3 あまり思わない	127	22.1%
4 まったく思わない	60	10.5%
無回答	37	6.4%
回答数計	574	

問 2 6 自身またはパートナーの妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思うか
(市内の会社等に勤務の場合のみ回答)

選択肢	計	割合
1 すごく思う	152	26.5%
2 少し思う	221	38.5%
3 あまり思わない	132	23.0%
4 まったく思わない	61	10.6%
無回答	8	1.4%
回答数計	574	

(2) 高校生ワークショップ

Aグループ提案

男女ともに楽しく遊べる場所及びイルミネーション等のデートスポットの設置

経 験

大仙市で遊べる場所や駅周辺にお店が少なく友だちと遊べる場所があまりないと感じた。

理 想

男女ともに楽しく遊べる場所が増えてほしいと同時にイルミネーションのような鑑賞できるものが欲しい。

具体的なイメージ

- ・中高生などの若い世代を対象にくつろげて、遊べる施設があると良い。
- ・食べたり、運動したり、休んだりする場所やフォトスポットが増えるとさらに良い。

★ 理想のデートプラン

10:10	駅集合	14:30	芝生・広場でリラックス
10:10	運動できる場所(アクティビティ)	15:30	カフェ&スイーツ (おしゃべり)
12:00	お昼ご飯	17:00	イルミネーション ⇒ 解散
12:45	買い物		

効 果

人の交流の場が増え、お金がたくさん増える。

具体的な効果

高校生	・交流の機会が増えるので、出会いの場が増える。 ・カップルのデートスポットや友だちと遊ぶ場所が増える。 ・市内で遊べる。
お店の経営側	・学生の利用客が増える、収益が増える
施 設	・活気が溢れる。
その他	・県外に行った大学生がAターンするきっかけにもなる。

問 題

- 問題① 建物を建てる人やお店で働く人が必要であること
 問題② 土地代や建設費をどこから持って来るかということ

解決策

- 問題① 建物を建てる人やお店で働く人が必要であること
 解決策 ⇒ 機会の導入による会計や受付の無人化
 問題② 土地代や建設費をどこから持って来るかということ
 解決策 ⇒ クラウドファンディングの実施

B グループ提案

すべての世代が手軽に利用できる公園の設置

経 験

- ・学校が終わったら学校の敷地内から出ていかなくてはいけないのに、行く当てもないため困ってしまった。
- ・雨の日に遊べる場所が無くて、不便だと思っていた。
- ・小さい子どもや高校生、ご年配の方々といったどの世代も遊べるような場所が無い。
- ・公園があるのにうまく活用されていないのか、公園を使ったとしても近隣の住宅への被害を心配して球技などができず、遊べるものが無かった。

理 想

大仙市に小さい子どもたちが利用できるものだけでなく、高校生やあまり運動することのできていない方々など幅広い世代が利用できるような公園が欲しい。

具体的なイメージ

- ・ボールが飛び出さないようにネットで囲まれている。
- ・サッカーやバスケットボールなどのゴール、休むことができる休憩所やベンチ、水道、自販機、けがをしたときに対応できる救急箱が設置されている。

効 果

- ・部活終わりの高校生が多く集まり、にぎわいが生まれる。
- ・ボールの貸し出しをすることで、気軽に遊びに行けるようになったり、遊びの幅が広がり、たくさんの人がそれぞれ自分のしたいことができる。
- ・蛇口があることによって水分補給することができ、熱中症を防ぐことができる。



遊びだけでなくスポーツの活性化になったり、子どもだけではなく、子どもがいる方や高齢の方なども安心して利用することができるようになったりするなど、地域全体の活性化につながる。

具体的な効果

高校生

- ・学校終わりや部活後でもそのまま気軽に遊びに行けて、駅前や学校の近くに遊べる場所があれば遊びに行きやすい。
- ・子育てしている親同士の交流ができたり、子どもを楽しませたりできる。

子育て世帯

- ・子どもが自発的に遊ぶようになるので、親御さんにとって子育てを一旦休む時間になる。

高齢者

- ・運動不足が解消され、健康維持につながる。
- ・初めての場所でも公園には親しみやすさがあることから、気軽に行きやすいと感じたり、その地域の人と交流できたりするため、新しい地域に溶け込みやすくなる。

ほかの地域から来た人

問 題

- 問題① 大きい公園を作るための場所やお金がないこと
問題② 公園が汚れていってしまうこと
問題③ 誰でも使えるボールがあると盗難の危険があること

解決策

公園をきれいに保つためには、ごみの持ち帰りを徹底するなど利用者のマナーの向上を呼び掛けることで公園が汚れて行ってしまうことを防ぐことができる。

Cグループ提案

駅前への施設の集約化及び各地域と駅前間のバスの整備

経験

- ・近年大仙市の人口が減少していて、その中で大仙市の中心地であるべき駅前と花火通り商店街の活気が薄れている様子があると感じた。花火通り商店街の活気が年々薄れており、シャッター街化している。
- ・大仙市の中でも存在する施設に差があったり、駅前に集まってほしい施設も色々な場所に散らばっていたりすることから、生活、交通、施設において不便さを感じる人が多いと感じた。近所のおばあちゃんが車を持っていないので、一番近いスーパーに行くのもシルバーカーを押しながら歩いている大変な様子を見かけた。
- ・雨天時や冬季間にバスをもっと活用したいと言っている小中高生がいた。

理想

幅広い年代の方々がよく利用する施設を駅前に集約させて、各地域から駅前までの交通網を整備して欲しい。

- ・駅前に次のような施設が欲しい。

駅前に欲しいと思う施設（★：特に欲しい施設）

高校生	子育て世帯 【将来子育てをする際にあったら便利だと思う施設】
★運動ができる施設(バッティングセンター) ・ファミレス ・若者向けの服屋 ・ゲームセンター ・映画館	・キッズスペース ・子育ての悩みを気軽に相談できる相談所 ★買い物や通院の際にこどもを一時的に預けられる託児所
高齢者	外国人
・近所だけでなく様々な地域の同年代の人や若者との交流ができる交流センター ・大仙市の文化を発信できる施設	・大仙市の伝統文化を体験できる施設 ・日本語教室 ・出身国の料理が食べられる店 ・異文化交流センター ・日本食レストラン

このような施設を作るには、例えば、花火通り商店街の閉店した店の跡地を利用したりすれば土地の有効活用にもなるし、駅前を利用する人が増え、大仙市の活性化につながる。

- ・様々な世代の人が駅前までに来るための交通手段として大曲駅から各地域の拠点をつなぐバス（例：ドンパルから大曲駅、嶽ドームから大曲駅）を運行して欲しい。
- ・高校生、子育て世帯、高齢者が気軽にバスを利用できるよう、半額定期券を発行するとさらに利用が増えるし、利用しやすくなる。

効果

具体的な効果

- | | |
|-------|--|
| 高校生 | ・バスの利用本数と拠点が増えることにより、登下校時にも使うことができる。 |
| 子育て世帯 | ・駅前ですべて以上に楽しむことができる。 |
| 高齢者 | ・託児所があることによって家事と育児の両立しやすくなり、ワークライフバランスの向上を目指すことができる。 |
| 外国人 | ・同年代の人とのコミュニティができ、自分の知識を若者へ発信できる。 |
| | ・伝統文化が体験できる施設や日本語教室などの設備が整っていることで楽しんでもらえて、さらに大仙市がいいところと思ってもらえると定住にもつながる。 |

問題

- 問題① バス会社の運営が赤字、人手不足であること
問題② 新しい施設を建てる費用がない、主要な施設が遠い位置にあること

解決策

- 問題① バス会社の運営が赤字、人手不足であること
解決策 ⇒ 自動運転を取り入れることやバスの代わりになる乗り合いタクシーを用いる。
問題② 新しい施設を建てる費用がない、主要な施設が遠い位置にあること
解決策 ⇒ クラウドファンディングに取り組む。
花火通り商店街の閉店したお店の跡地を利用する。

2 大仙市子ども条例

平成26年3月19日

条例第16号

子どもは、一人一人がかけがえのない存在であり、大きな可能性を秘めている。

子どもが、大仙市の豊かな自然の中で、先人のたゆまぬ努力によって培われた伝統や文化を守り、人々との触れ合いを大切にしながら、次代を担う若者へと心豊かにたくましく健やかに成長することは、全ての市民の願いである。

子どもを健やかに育むためには、全ての市民が児童の権利に関する条約に定められた子どもの権利を尊重し、いじめ、児童虐待、不登校、引きこもり等の多様な問題から子どもを守るとともに、地域社会が一体となって支え合い、子育てに適した環境を整えなければならない。

ここに、「支え合い、ともに生きる健やか安心大仙」の実現を目指し、子ども及び子育て支援に関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子ども及び子育て支援に関する市の責務並びに保護者等の役割を明確にし、地域全体で子どもを健やかに育むための施策に関する基本的な事項を定めることにより、子どもの権利が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する者をいう。
- (3) 学校等関係者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設その他それらに準ずる施設の設置者、管理者及び職員をいう。
- (4) 地域住民 子どもを取り巻く全ての人をいう。
- (5) 事業者 事業を営む法人及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 地域全体で子どもを健やかに育むために、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 子どもの人格や権利を尊重すること。
- (2) 子どもの最善を考慮した子育てに取り組むこと。
- (3) 市、保護者等がそれぞれの責務又は役割に応じて子育てに主体的に取り組むこと。

(子どもの権利)

第4条 子どもは、次に掲げる権利を有することを尊重されなければならない。

- (1) 子どもは、自分を取り巻く人々から温かく見守られ、健康に配慮されるとともに適切な支援を受けることができる。
- (2) 子どもは、差別、虐待、放置、体罰、いじめ、不当な干渉等の肉体的及び精神的な苦痛から守られる。
- (3) 子どもは、多様な体験の機会が与えられ、知識や経験を得ながら、自分らしく育つことができる。
- (4) 子どもは、自分が関わる事柄について、意見を述べること及び参加することができる。

(市の責務)

第5条 市は、子どもの権利を守るため、子ども及び子育て支援に関する施策の推進に努めるとともに、関係する団体及び機関と連絡調整し、相互に連携して子育て支援に取り組む環境を整備するものとする。

2 市は、本条例の目的及び内容を、市民に周知するものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子育ての第一の責任者としての自覚を持ち、子どもの健やかな成長を促すために、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもが安心して過ごすことができる家庭づくりを行うこと。
- (2) 基本的生活習慣及び社会のきまりを自ら守りながら、これを子どもに身につけさせること。
- (3) 子どもの発達の段階に応じて子どもの権利を守るための支援を行うこと。

(学校等関係者の役割)

第7条 学校等関係者は、学校等が集団生活を通して子どもの豊かな人間性を育む場であることを踏まえ、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもの一人一人の発達の段階に応じて子どもの社会性及び学力の向上を図り、生きる力を育むこと。
- (2) 子どもが命の大切さを学び自分及び相手をかけがえのない存在と認識できるよう支援すること。
- (3) 子どもが安心して育ち学ぶことができるように、子どもや保護者が相談しやすい環境づくりを進めること。
- (4) いじめや虐待等の予防に努めるとともに、関係機関と連携して早期発見及び早期解決を図ること。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、地域社会が世代を超えて多様な人間関係を築き、子どもの豊かな人間性を育む場であることを踏まえ、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 家庭や学校、医療、福祉、防犯等の関係機関と連携して、安全・安心な地域づくりを推進すること。
- (2) 地域行事や体験活動を行い、子どもが地域社会の一員として参加できる場を提供すること。
- (3) 地域行事を通じて、地域住民同士の交流を活発に行うとともに、大人と子どもが触れ合う場を提供すること。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、労働者にとって子育てに関わりやすい職場環境づくりを進めるため、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子育て支援制度について理解し、及び労働者に周知するとともに、積極的に活用すること。
- (2) 労働者が子育てに関わるための休暇を取得できるよう配慮すること。
- (3) 市が実施する施策や地域住民が行う子どもに関する活動へ協力すること。

(子どもの役割)

第10条 子どもは、心豊かにたくましく健やかに成長するため、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもの権利を正しく理解し、自分を大切にするとともに、相手を思いやる気持ちを持ち、相手の権利を尊重すること。
- (2) いじめをしないこと。
- (3) いじめを受けた又は発見した場合は、保護者又は学校等関係者に報告及び相談をすること。
- (4) 市及び学校が開催する子どもに関する事業や地域の行事へ参加すること。

(基本計画)

第11条 市長は、本条例の基本理念を具体的に推進するため、子ども及び子育て支援に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画の策定に当たり、市民の意見を反映させるために適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、基本計画について定期的に評価を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。
- 4 市長は、基本計画の策定及び見直しを行ったときは、速やかに公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定された行動計画は、第11条の規定により策定された基本計画とみなす。

3 大仙市子ども・子育て会議条例

平成25年12月20日

条例第40号

改正 平成28年3月23日条例第23号

令和6年3月21日条例第5号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条第2項において「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、大仙市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(会議の運営)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の施行後最初に任命される委員の任期)

2 この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成27年3月31日までとする。

(大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例（平成17年大仙市条例第47号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年3月23日条例第23号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日条例第5号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

4 大仙市子ども・子育て会議委員名簿

No.	区分	所属団体等	氏名（敬称略）	備考
1	1号 委員	大仙市 PTA 連合会	加藤 弘栄	
2		大曲南保育園保護者会	三浦 孝晃	
3		大曲地域協議会	後藤 仁美	
4		大曲地域協議会	根田 朋子	
5	2号 委員	大同衣料株式会社	佐々木 祐太	
6	3号 委員	グランドパレス川端	山崎 精輝	
7	4号 委員	社会福祉法人大曲保育会	伊藤 義之	
8		社会福祉法人大空大仙	逸見 博幸	副委員長
9		社会福祉法人大仙ファミリーサポート	吉川 壮	
10		子育てサポーター柵っ子	室谷 裕子	
11		子育てグループつなっこ	田口 かつみ	
12	5号 委員	大曲仙北歯科医師会	畠山 桂郎	
13		大曲仙北医師会	伊藤 晴通	
14		豊成小学校	村田 文子	
15		人権擁護委員	中村 健秀	委員長

区分：大仙市子ども・子育て会議条例第2条第1項各号による

大仙市こども計画

令和7年3月

発行 大仙市

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号

TEL: 0187-63-1111 (代)

FAX: 0187-63-8811

URL: <https://www.city.daisen.lg.jp/>

編集 大仙市こども未来部こども政策課